

## 平成27年矢巾町議会定例会9月会議目次

議案目次	1
第1号(9月1日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	5
○地方自治法第121条により出席した説明員	5
○職務のために出席した職員	5
○開議	7
○代表監査委員挨拶	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	8
○会議期間の決定	8
○請願・陳情	8
27請願第6号 私学教育を充実・発展させるための請願	
○報告第10号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成26年度 財政健全化判断比率等の報告について	9
○報告第11号 矢巾町立煙山児童館増築工事請負契約の変更に関する専決処分の 報告について	10
○諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	12
○諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	13
○議案第51号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて	14
○議案第52号 紫波、稗貫衛生処理組合の共同処理する事務の変更及び紫波、稗 貫衛生処理組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることに ついて	16
○議案第53号 紫波、稗貫衛生処理組合の解散の協議に関し議決を求めることに	

	について	17
○議案第54号	紫波、稗貫衛生処理組合の解散に伴う財産処分の協議に関し議決を求めることについて	18
○議案第55号	矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する条例について	20
○議案第56号	矢巾町自転車駐車場条例の一部を改正する条例について	23
○議案第57号	平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について	26
○議案第58号	平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	26
○議案第59号	平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について	26
○議案第60号	平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	26
○議案第61号	平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について	26
○議案第62号	平成27年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について	26
○議案第63号	平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について	26
○議案第64号	平成26年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について	30
○議案第65号	平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	30
○議案第66号	平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	30
○議案第67号	平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	30
○議案第68号	平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	30
○議案第69号	平成26年度矢巾町水道事業会計決算認定について	30
○議案第70号	平成26年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	30
○議案第71号	平成26年度矢巾町下水道事業会計決算認定について	30
○議案第72号	平成26年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ	

いて	3 0
○散 会	3 5

第 2 号 (9月3日)

○議事日程	3 7
○本日の会議に付した事件	3 7
○出席議員	3 7
○欠席議員	3 7
○地方自治法第121条により出席した説明員	3 7
○職務のために出席した職員	3 8
○開 議	3 9
○議事日程の報告	3 9
○一般質問	3 9
1 昆 秀 一 議員	3 9
2 村 松 信 一 議員	6 0
3 廣 田 清 実 議員	7 2
4 赤 丸 秀 雄 議員	8 0
5 齊 藤 正 範 議員	8 9
○散 会	1 0 7

第 3 号 (9月4日)

○議事日程	1 0 9
○本日の会議に付した事件	1 0 9
○出席議員	1 0 9
○欠席議員	1 0 9
○地方自治法第121条により出席した説明員	1 0 9
○職務のために出席した職員	1 1 0
○開 議	1 1 1
○議事日程の報告	1 1 1
○一般質問	1 1 1

1 山崎道夫議員	111
2 小川文子議員	129
3 川村よし子議員	146
○散会	167

第4号 (9月18日)

○議事日程	169
○本日の会議に付した事件	170
○出席議員	170
○欠席議員	170
○地方自治法第121条により出席した説明員	170
○職務のために出席した職員	171
○開議	173
○議事日程の報告	173
○請願・陳情	173
27 陳情第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情	
○請願・陳情の審査報告	173
27 請願第6号 私学教育を充実・発展させるための請願 (教育民生常任委員長報告)	
○議案第57号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算(第5号)について	175
○議案第58号 平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) について	175
○議案第59号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)に ついて	175
○議案第60号 平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) について	175
○議案第61号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予 算(第1号)について	175
○議案第62号 平成27年度矢巾町水道事業会計補正予算(第1号)について	175
○議案第63号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第1号)について	175

○議案第 6 4 号	平成 2 6 年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について	1 7 8
○議案第 6 5 号	平成 2 6 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定 について	1 7 8
○議案第 6 6 号	平成 2 6 年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	1 7 9
○議案第 6 7 号	平成 2 6 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に ついて	1 7 9
○議案第 6 8 号	平成 2 6 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳 出決算認定について	1 7 9
○議案第 6 9 号	平成 2 6 年度矢巾町水道事業会計決算認定について	1 7 9
○議案第 7 0 号	平成 2 6 年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ いて	1 7 9
○議案第 7 1 号	平成 2 6 年度矢巾町下水道事業会計決算認定について	1 7 9
○議案第 7 2 号	平成 2 6 年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ いて	1 7 9
○発議案第 1 6 号	矢巾町議会事務局処務規程の一部を改正する訓令について	1 9 1
○発議案第 1 7 号	私学教育を充実・発展させるための意見書の提出について	1 9 3
○閉 議		1 9 4
○署 名		1 9 5

## 議 案 目 次

平成 27 年矢巾町議会定例会 9 月会議

1. 請願・陳情
  - 27 請願第 6 号 私学教育を充実・発展させるための請願
2. 報告第 10 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成 26 年度財政健全化判断比率等の報告について
3. 報告第 11 号 矢巾町立煙山児童館増築工事請負契約の変更に関する専決処分の報告について
4. 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
5. 諮問第 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
6. 議案第 51 号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
7. 議案第 52 号 紫波、稗貫衛生処理組合の共同処理する事務の変更及び紫波、稗貫衛生処理組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
8. 議案第 53 号 紫波、稗貫衛生処理組合の解散の協議に関し議決を求めることについて
9. 議案第 54 号 紫波、稗貫衛生処理組合の解散に伴う財産処分の協議に関し議決を求めることについて
10. 議案第 55 号 矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
11. 議案第 56 号 矢巾町自転車駐車場条例の一部を改正する条例について
12. 議案第 57 号 平成 27 年度矢巾町一般会計補正予算（第 5 号）について
13. 議案第 58 号 平成 27 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
14. 議案第 59 号 平成 27 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
15. 議案第 60 号 平成 27 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
16. 議案第 61 号 平成 27 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）について
17. 議案第 62 号 平成 27 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
18. 議案第 63 号 平成 27 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
19. 議案第 64 号 平成 26 年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

- 20. 議案第65号 平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 21. 議案第66号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 22. 議案第67号 平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 23. 議案第68号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 24. 議案第69号 平成26年度矢巾町水道事業会計決算認定について
- 25. 議案第70号 平成26年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 26. 議案第71号 平成26年度矢巾町下水道事業会計決算認定について
- 27. 議案第72号 平成26年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 28. 請願・陳情
  - 27陳情第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情
- 29. 請願・陳情の審査報告
  - 27請願第6号 私学教育を充実・発展させるための請願
- 30. 発議案第16号 矢巾町議会事務局処務規程の一部を改正する訓令について
- 31. 発議案第17号 私学教育を充実・発展させるための意見書の提出について

平成27年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第1号）

平成27年9月1日（火）午前10時開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 請願・陳情
  - 27請願第6号 私学教育を充実・発展させるための請願
- 第 4 報告第10号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成26年度財政健全化判断比率等の報告について
- 第 5 報告第11号 矢巾町立煙山児童館増築工事請負契約の変更に関する専決処分の報告について
- 第 6 諮問第 4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 7 諮問第 5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 8 議案第51号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 第 9 議案第52号 紫波、稗貫衛生処理組合の共同処理する事務の変更及び紫波、稗貫衛生処理組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 第10 議案第53号 紫波、稗貫衛生処理組合の解散の協議に関し議決を求めることについて
- 第11 議案第54号 紫波、稗貫衛生処理組合の解散に伴う財産処分の協議に関し議決を求めることについて
- 第12 議案第55号 矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第56号 矢巾町自転車駐車場条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第57号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について
- 第15 議案第58号 平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第16 議案第59号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第17 議案第60号 平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につ



いて

- 第18 議案第61号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算  
(第1号)について
- 第19 議案第62号 平成27年度矢巾町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第20 議案第63号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第21 議案第64号 平成26年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第22 議案第65号 平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて
- 第23 議案第66号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 議案第67号 平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい  
て
- 第25 議案第68号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決  
算認定について
- 第26 議案第69号 平成26年度矢巾町水道事業会計決算認定について
- 第27 議案第70号 平成26年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第28 議案第71号 平成26年度矢巾町下水道事業会計決算認定について
- 第29 議案第72号 平成26年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 出席議員(18名)

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員

17番 米倉清志議員

18番 廣田光男議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	伊藤清喜君
総務課長	山本良司君	企画財政課長	川村勝弘君
税務課長	佐藤健一君	生きがい推進課長	菊池由紀君
兼会計管理者		農林課長 兼農業委員会 事務局長	高橋和代志君
住民課長	村松康志君	区画整理課長	藤原道明君
道路都市課長	菅原弘範君	上下水道課長	吉田孝君
商工観光課長	浅沼仁君	教育長	越秀敏君
教育委員長	松尾光則君	社会教育課長	山本功君
学務課長	立花常喜君	農業委員会 委員長	高橋義幸君
代表監査委員	吉田功君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	菊池清美君	係長	藤原和久君
主事	渡部亜由美君		

---

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまから平成27年矢巾町議会定例会を再開します。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

---

#### 代表監査委員挨拶

○議長（廣田光男議員） 会議に先立ち挨拶をいただきます。

さきの6月会議において吉田功氏が代表監査委員に就任しておりますので、吉田代表監査委員には、登壇し、挨拶を許します。

吉田監査委員。

（代表監査委員 吉田 功君 登壇）

○代表監査委員（吉田 功君） ただいまご紹介にあずかりました吉田功というものです。私は、行政とのかかわり合いと申しますか、昨年3月まで役場と、そして地域とのかけ渡しのお手伝いをした経緯がございます。ことしお勧めがございまして、監査委員ということで務めさせてもらっているところでございます。6月末からお邪魔して何度か業務をやっておりますけれども、毎日が重く受けとめておるところでございます。何ほど駆け出しなものでございますので、皆様方のご指示を問うことも多々あるかと思っております。自分なりに工夫をいたしまして、この業務を全うしようという所存でございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 以上で挨拶を終わります。

---

○議長（廣田光男議員） これより9月会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 諸般の報告

○議長（廣田光男議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

当職からの報告と町長からの行政報告はお手元に配付した報告書のとおりでありますので、

後刻ご覧願います。

これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田光男議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

9月会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

10番 山 崎 道 夫 議員

11番 高 橋 七 郎 議員

12番 長谷川 和 男 議員

の3名を指名します。

---

#### 日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田光男議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の9月会議の会議期間は、8月21日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、18日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 異議なしと認めます。

よって、9月会議の期間は、本日から9月18日までの18日間と決定しました。

---

#### 日程第3 請願・陳情

##### 27請願第6号 私学教育を充実・発展させるための請願

○議長（廣田光男議員） 日程第3、請願・陳情を議題とします。

8月21日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りします。27請願第6号 私学教育を充実・発展させるための請願については会議規則第92条第1項の規定により教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、27請願第6号 私学教育を充実・発展させるための請願については、教育民生常

任委員会に付託して審議することに決定いたしました。

---

日程第4 報告第10号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく  
平成26年度財政健全化判断比率等の報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第4、報告第10号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律  
に基づく平成26年度財政健全化判断比率等の報告についてを議題とします。

職員に報告書を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第10号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成  
26年度財政健全化判断比率等についてご報告申し上げます。

平成21年4月1日に施行されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1  
項及び第22条第1項において地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、  
財政の健全化を判断する比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び  
将来負担比率を、また公営企業を営営する場合は、あわせて資金不足比率を監査委員の審査  
に付し、その意見をつけて議会に報告し、公表しなければならないと規定されておりますこ  
とから報告をさせていただくものであります。

矢巾町の平成26年度の決算に基づき平成26年度に報告する実質赤字比率及び連結実質赤字  
比率については、矢巾町の一般会計並びにその他の各会計に赤字額がないことから報告する  
比率はございません。

また、標準財政規模に対する起債元利償還金等の割合をあらわす指標である実質公債費比  
率については、平成25年度より0.4ポイント減少し、15.5%に。標準財政規模に対する矢巾町  
が将来負担すべき負債の割合をあらわす指標である将来負担比率については、平成25年度よ  
り16.0ポイント上昇し、170.6%に。また、公営企業の事業規模に対する資金不足額をあらわ  
す指標である経営健全化判断比率については、各公営企業会計に資金不足額がないことから  
報告する比率はございません。

なお、それぞれの比率については、健全化の基準値が設けられており、どれか一つでも基  
準値以上となった場合は、一般会計では財政健全化計画を、また公営企業会計においては経

営健全化計画を定めて、さまざまな制限のもと、財政または経営の早期健全化を図らなければならないこととなりますので、そのようなことにならないよう引き続き財政の健全化に努めてまいります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 実質公債費比率と将来負担比率の県下の平均についてお示しをお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

実質赤字比率並びに将来負担比率の県の平均ということでございますが、平成26年度におきましては、実質公債費比率県平均12.1%ということになっております。

それから、将来の負担比率につきましては、同じく53.6%、このような数値となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 大幅に矢巾町が高いわけですが、県下の順位についてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

実質公債費比率につきましては、矢巾町の順位、上から5番目ということになりますし、将来負担比率につきましては、今のところ一番高いというような順位になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

以上をもって報告第10号を終わります。

る専決処分の報告について

- 議長（廣田光男議員） 日程第5、報告第11号 矢巾町立煙山児童館増築工事請負契約の変更に関する専決処分の報告についてを議題とします。

職員に報告書を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

- 議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

- 町長（高橋昌造君） 報告第11号 矢巾町立煙山児童館増築工事請負契約の変更に関する専決処分についてご報告申し上げます。

平成27年矢巾町議会定例会3月会議においてご可決を賜りました矢巾町立煙山児童館増築工事については、タカヨ建設株式会社と工事請負契約を締結し、その後工事は順調に進み、8月31日に完成したところであります。

主な変更内容は、既存のロッカーを撤去し、スチール棚を新たに組み込んだこと、既存のトイレを1カ所改修し、洋式トイレとしたことにより、トイレブースが大きくなったところであり、いずれも子どもたちが使いやすいように配慮したことから工事費が増額となったものであります。これらのことから地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第1号の規定に基づき8月26日に専決処分により工事の変更契約を行ったものであり、このたび同法第180条第2項の規定によりご報告申し上げます。

工事費の変更については、変更前の契約金額9,936万円を30万6,720円増額し、変更後の契約金額を総額で9,966万6,720円としたものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

- 議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

7番、昆秀一議員。

- 7番（昆 秀一議員） 既存のトイレの洋式化ということですがけれども、トイレだけの金額をお知らせください。

- 議長（廣田光男議員） 村松住民課長。

- 住民課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

トイレに関しましては、既存の建物の中の男子トイレを今まで3つ和式のトイレだったの

ですが、そのうちの1つを洋式のトイレに変えました。その費用に関しましては50万2,000円でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 8月31日に完成をしたということでございますが、大変使い勝手のいいような建物になっておりますし、駐車場も増設になったわけですが、いつから使用開始になるのか。それから、現在の子どもたちの、いわゆる児童館を利用している数と、それから駐車場は何台ぐらいのスペースになったかお知らせ願います。

○議長（廣田光男議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1点目でございます。工期は8月31日できのうでまず工事は終わったわけでございます。あす完了検査を予定しておりまして、そしてそれが終了後、9月5日土曜日に引っ越しをする予定でございます。そしてもう9月5日から一部供用を開始し、正式には、週明けの9月7日から供用開始ということになります。

それから、利用者ですけれども、9月1日現在の利用者なのですが、1年生が49名、2年生が32名、3年生が37名、4年生が15名、5年生8名、6年生ゼロ名ということで合計141名の児童の方が利用されております。

3点目のご質問でございます。駐車場に関しましては、9台駐車スペースが設置されてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

以上をもって報告第11号を終わります。

---

日程第6 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（廣田光男議員） 日程第6、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。



(職員朗読)

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町の人権擁護委員には、現在7名の方々が委嘱されておりますが、このうち今回お二人の方が12月31日をもって任期が満了となります。人権擁護委員の任期は3年となっており、その任期は、法務大臣が委嘱した日からとなっております。

現在も人権擁護委員としてお願いをいたしております矢巾町大字岩清水第11地割27番地2、細川栄子さんを引き続き人権擁護委員にご推薦申し上げるものであります。

細川栄子さんは、平成13年1月1日から5期お務めいただいているところでありますが、これまでも委員の職務を誠実に果たされており、非常に人格、識見とも立派な方でありますことから、何とぞご賛同賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに決定をいたしました。

---

日程第7 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（廣田光男議員） 日程第7、諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

これは、先ほどの諮問第4号で総括的にご説明をさせていただきましたが、現在も人権擁護委員としてお願いをいたしております矢巾町大字西徳田第4地割43番地6、山本加代子さんを引き続き人権擁護委員にご推薦申し上げるものであります。

山本加代子さんは、平成25年1月1日から1期お務めをいただいているところでありますが、これまでも委員の職務を誠実に果たされており、非常に人格、識見とも立派な方でありますことから、何とぞご賛同を賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

日程第8 議案第51号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

○議長（廣田光男議員） 日程第8、議案第51号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第51号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

現在教育委員会は5名で、そのうち2期6年間教育委員をされ、平成23年からは4年間教育委員長職務代理としてご尽力を賜りました種田勝さんがこの9月30日をもって任期満了となりますことから、今回新たに矢巾町大字北伝法寺第12地割63番地、大坊一男さんを教育委員会委員に任命いたしたいと存じます。

大坊一男さんは、昭和52年4月に小岩井農牧株式会社小岩井農場に入社され、以来36年11カ月にわたり岩手県を代表するブランド企業の中核でご活躍されてこられた方であります。特にも地域の未利用エネルギーの有効利用等の推進にご活躍され、その卓越した識見と指導力を発揮されてこられました。また、教育関連ボランティア活動として広域財団法人アメリカンフィールドサービス日本協会が推進する高校生海外留学生受け入れにおいてアメリカを初め5カ国の高校生の長期ホームステイなどを積極的に受け入れるなど、本町における国際交流活動の推進に寄与され、みずからも平成14年12月から6年間にわたりブラジル勤務を経験されるなど、国際感覚にも秀でており、人格高潔で識見を有する立派な方でありますことから、教育委員会委員をお願いするに適任者であると思われまますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、原案にご同意賜りますようお願いを申し上げます提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案につきましては人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第51号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第51号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

日程第9 議案第52号 紫波、稗貫衛生処理組合の共同処理する事務の変更  
及び紫波、稗貫衛生処理組合規約の一部変更の協議  
に関し議決を求めることについて

○議長（廣田光男議員） 日程第9、議案第52号 紫波、稗貫衛生処理組合の共同処理する事務の変更及び紫波、稗貫衛生処理組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第52号 紫波、稗貫衛生処理組合の共同処理する事務の変更及び紫波、稗貫衛生処理組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し、もしくは共同処理する事務を変更し、または規約を変更しようとするときには、関係地方公共団体の協議により、これを定めることとされております。

このたび紫波、稗貫衛生処理組合から同組合規約の一部を変更することについて協議がありましたので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。改正の内容につきましては、平成30年3月31日をもってし尿及び浄化槽汚泥の受け入れを終了することに伴い、平成30年4月1日以降は、し尿及び浄化槽汚泥の処分及び処理施設の管理に関する事務のみを共同で処理することに変更するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質

疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第52号 紫波、稗貫衛生処理組合の共同処理する事務の変更及び紫波、稗貫衛生処理組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第52号 紫波、稗貫衛生処理組合の共同処理する事務の変更及び紫波、稗貫衛生処理組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第53号 紫波、稗貫衛生処理組合の解散の協議に関し議決  
を求めることについて

○議長(廣田光男議員) 日程第10、議案第53号 紫波、稗貫衛生処理組合の解散の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第53号 紫波、稗貫衛生処理組合の解散の協議に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第288条の規定により、一部事務組合を解散しようとするときは、構成団体により協議しなければならないことにされております。このたび紫波、稗貫衛生処理組合から解散について協議がありましたので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるも

のであります。

解散の理由につきましては、当組合が昭和40年2月に設置され、花巻市石鳥谷地域及び大迫地域、紫波町、矢巾町並びに盛岡市都南地域のし尿及び浄化槽汚泥の処理を行っておりますが、施設の老朽化が進み、処理施設の運営に支障を来す恐れがあることから、平成31年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合を解散するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第53号 紫波、稗貫衛生処理組合の解散の協議に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第53号 紫波、稗貫衛生処理組合の解散の協議に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第54号 紫波、稗貫衛生処理組合の解散に伴う財産処分の協議に関し議決を求めることについて

○議長（廣田光男議員） 日程第11、議案第54号 紫波、稗貫衛生処理組合の解散に伴う財産処分の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第54号 紫波、稗貫衛生処理組合の解散に伴う財産処分の協議に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第289条の規定により、一部事務組合の解散により財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議により、これを定めることとされております。このたび紫波、稗貫衛生処理組合から解散に伴う財産処分について協議がありましたので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

財産処分の内容につきましては、土地については、紫波町に譲渡し、建物及び附属設備は取り壊しとするものであります。また、動産については廃棄し、財政調整基金及びし尿処理施設解体準備基金並びに、その運用益は、紫波、稗貫衛生処理組合規約第17条の規定に基づき、平成30年度の構成市町の負担金の割合に応じて分布するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます提案理由のご説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番、藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 土地の譲渡があるわけですがけれども、これは有償だと思うのですけれども、どのぐらいの価格で譲渡されるのか教えてください。

○議長（廣田光男議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） ただいまの質問にお答えいたします。

土地の譲渡に関しましては、たび重なる組合の会議におきましてどのようにしたらいいかということで話し合っていました。まず現在土地がどのぐらいの価値があるのかということ把握しなければ次に進まないであろうということで不動産鑑定士をお願いいたしました。そしてこの2つの筆に関しまして不動産鑑定士をお願いし、金額を出していただきました。その金額が両方合わせて6,050万円という金額になってございます。

ただ、ここの今回施設を設置しようとしている場所は、遺跡がある場所でございます、現在発掘調査をしております。それに関する経費もありまして、これは紫波町が支払うということもございまして、この不動産鑑定で出された金額、そして発掘調査で紫波町が出した金額、ここら辺を加味しながら今後関係町村で協議してまいりたいということで、今のところまだ結論は出ていないのですけれども、事務局会議では、今後の協議に委ねるという

ことで今協議中でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第54号 紫波、稗貫衛生処理組合の解散に伴う財産処分の協議に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第54号 紫波、稗貫衛生処理組合の解散に伴う財産処分の協議に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第55号 矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第12、議案第55号 矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第55号 矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が平成25年5月31日に交付され、個人を特定する12桁の番号が住民に付番されることから、その番号を活用した町が保有する個人に関する



る情報である特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために所要の改正を行うものであります。

改正の内容については、番号法との整合を図るため、条例で使用する用語の定義に特定個人情報及び情報提供等記録を加えるとともに、特定個人情報の利用及び提供の制限について規定するものであります。また、開示請求権を有するものに本人の委任による代理人を加えるほか、番号法の規定に違反して収集した場合の特定個人情報に係る利用停止請求権について所要の改正を行うものであります。

附則では、矢巾町行政情報公開条例に規定しております矢巾町行政情報公開個人情報保護運営審議会において特定個人情報ファイルの取り扱いに関することについて実施機関の諮問に応じて調査、審議することを新たに規定するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2点についてお伺いします。

第1点目は、この条例が可決した場合は、どのくらいの次の条例が出されるのかお伺いします。

2点目は、個人がこれは載せないでほしいという情報があったときには、どのように、拒否した場合はどうなるのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまの川村議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目、今後どれくらいの条例出てきますかというご質問でございましたけれども、今現在特定個人情報、こちらの改正、取り組みにおきまして今般出された条例も含めまして取り扱い部分の中身について、取り扱うものについて検討しております。ここの部分については、国で定められた法定的なもの、これについては、既に取り組んでいるもの等ございませけれども、今後町独自で取り組む部分の業務というのか、取り扱う部分がある場合につきましましては、条例制定が必要になると考えてございますので、何件ありますかというご質問に対しましては、今のところ新たに独自に、町独自にやる部分について発生した場合については、1件提案政令制定についてのご提案を申し上げたいというふうに考えてございます。

それから、2点目の個人情報の個人が拒否した場合の關係の、これは登録という關係でよろしいかというふうなことでお答えさせていただきますけれども、あくまでも登録の部分については、個人の確認とかそういう形ではなく、あくまでも法令で定められた規定によって町が取り扱う部分について規定して執行しておりますので、そこら辺の部分はご理解いただきたいと思ひますし、逆に開示とか請求の部分について、こちらについては、当然個人の情報でございますので、個人の意思に従ってというふうな考え方でよろしいかと思ひます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1番目の質問に対して1件という答弁でしたけれども、その1件というのは、高齢者の年金とか、それから介護保険料とか利用とか、それから住民税の納付状況とか、そういうのも含まれるのですか。

もう一つ、土地の所有とかも含まれるのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今回来月10月5日に各個人に番号が通知をされますが、その番号によりまして厚生労働省あるいはいろんな部門でどのような連結をさせるかというのがまだ特定をされておらない部分が結構ありますので、どれどれというふうなお話はまだ申し上げられませんが、それぞれ今の話では、例えば郵便というか、料金の部分あるいは医療と、それこそ介護のそのような部分、それぞれどのような使い方をされているかというので人を特定した場合の使い方とか、預貯金の状況とか、いろいろなほうに連結させるのではないかということをおっしゃっておりますが、今のところまだとりあえずは付番をして、それぞれテストをしてというふうなことで1年ちょっとぐらいかけてやるみたいですので、その後どれどれ連結させるかというのがまた国のほうから通知が来るものと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

14番、小川文子議員。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 議席番号14番、反対討論をいたします。

この個人番号制、いわゆるマイナンバー制度については、私は3つの点で反対をしたいと考えています。1つは、資産を初めとした個人情報、プライバシーが守られないということでございます。しかもこれが国が管理するということで、場合によっては、時の内閣によって悪用されかねないという危惧がございます。それについては、各弁護士会が今提訴をしているところでございます。

もう一つ目は、漏えいの危険があるということでございます。年金情報も大きな漏えいがありました。私にも私の年金情報が漏えいしたという通知が来ましたが、おわびの言葉一つと、それからいわゆるおれおれ詐欺等に気をつけてくださいという、そういう言葉を添えてありましたけれども、一旦漏えいしても、国の説明とはこんなものかなということ、私自身も実感をしたところでございます。したがって、漏えいの危険があるということでございます。

3つ目は、これだけの膨大な情報量を、いわゆる維持管理するためには、相当な経費がかかるということでございます。これは地方においても、そして国においても大きな借金を伴っている今の国の財政を悪化させるということで、この3つの点から私は反対といたします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第55号 矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第55号 矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第56号 矢巾町自転車駐車場条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第13、議案第56号 矢巾町自転車駐車場条例の一部を改正する

条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第56号 矢巾町自転車駐車場条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正については、矢幅駅前地区土地区画整理事業の整備に伴い、矢幅駅東口に自転車駐車場2区画帯を追加するもので、矢幅駅東口、西口の既存の自転車駐車場と一体的に町が管理することから、その所要の整備を行うものであります。

なお、今回追加する自転車駐車場の利用可能台数は、東口北自転車駐車場の第5区区画帯が自転車132台、原動機付自転車3台、東口南自転車駐車場の第5区区画帯は自転車144台、原動機付自転車3台であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げて提案理由の説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今まで使っていた駐輪場は、JRの下に使ってございましたけれども、JRに利用料を払っていたと思うのですけれども、その中身をお知らせください。

それから、今度新しく今建設中の駐輪場ですけれども、どのような管理をされるのか。今までは、学生が主で無料で使っておりましたけれども、今後有料化は私は反対ですけれども、そういうことも考えているのかどうかお伺いします。

それから、3点目は、今後の使い方なのですけれども、西側の駐輪場を私も利用してみましたけれども、かぎをかけて使えるということで、すごく便利だなと思っていたのですけれども、ああいうやり方をしていただきたいと思うのですけれども、どうなのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、私のほうから1点目と2点目のほうについてご説明をいたします。

1点目のJ Rとの契約と金額ということでございますが、月当たり9万4,800円の12カ月分となっております。

それから、2点目は、今のところ有料ではなくて、今現在の利用状況と同じような形で無料という考え方で、今までの駐輪場と同じ考え方で進めたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原区画整理課長。

○区画整理課長（藤原道明君） ただいまのご質問、3点目についてお答えいたします。

現在整備中でございますが、西側と同様の構造になる予定でございます。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 西側は私は調査していないのですけれども、東側の今のJ Rの下  
のときには、ボランティアで整理をしていたように伺うのですけれども、そういうことはど  
のように考えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

現在ボランティアといいますか、町のほうで週2回程度地域の方をお願いしまして、整理  
のお願いをしております。それにつきましては、今後も引き続きお願いしたいと思っていま  
したので、新しい駐輪場につきましても同じような考え方でそういったお願いする人夫さん  
と、あとはときどき自前で道路都市課のほうでも整理をしたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第56号 矢巾町自転車駐輪場条例の一部を改正する条例についてを  
起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第56号 矢巾町自転車駐車場条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を11時20分とします。

午前11時06分 休憩

-----  
午前11時20分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開します。

- 
- 日程第14 議案第57号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）  
について
- 日程第15 議案第58号 平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第59号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第60号 平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第61号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第62号 平成27年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第63号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（廣田光男議員） お諮りします。

日程第14、議案第57号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について、日程第15、議案第58号 平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第16、議案第59号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第17、議案第60号 平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、日程第18、議案第61号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第19、議案第62号 平成27年度矢巾町水道事業会計補正

予算（第1号）について、日程第20、議案第63号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について、この7つの議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第14、議案第57号から日程第20、議案第63号まで一括上程することに決定しました。

なお、議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました平成27年度の7会計の補正予算につきましてご説明を申し上げます。

議案第57号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入といたしましては、13款国庫支出金に住民生活等緊急支援のための交付金、個人番号カード交付事業費等補助金、14款県支出金に地域経営推進費補助金、中山間地域等直接支払交付金、19款諸収入に東京電力福島原発事故に伴う賠償金を新設補正し、また1款町税の入湯税を減額補正とし、13款国庫支出金の社会資本整備総合交付金、19款諸収入の農地中間管理事業、農地集積協力金、17款繰入金の各特別会計繰入金及び18款繰越金の前年度歳計繰越金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出については、平成27年度の定期人事異動に伴う人件費の組み替えのほか、10款教育費の矢巾町公民館事業、田園ホール管理事業及び共同調理場管理運営事業を新設補正し、また2款総務費の電子計算事業、4款衛生費のごみ処理場運営事業を減額補正し、2款総務費の企画事業、財政調整基金積み立て事業及び戸籍住民基本台帳事業、4款衛生費の予防接種事業、8款土木費の道路維持事業、除雪事業及び住宅改修事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,789万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億168万円とするものであります。

続きまして、議案第58号 平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入といたしましては、平成26年度の決算が確定したことにより、同年度の剰余金として10款繰越金を増額補正し、1款国民健康保険税を減額補正するものであります。

次に、主な歳出といたしましては、1款総務費の一般管理事業、2款保険給付費の一般被保険者療養給付事業、同じく一般被保険者高額療養費給付事業、9款基金積立金の財政調整基金積み立て事業、11款諸支出金の償還金及び一般会計繰出金をそれぞれ増額の補正を行い、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億346万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億3,826万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第59号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入といたしましては、3款国庫支出金に事務処理システム改修補助金を、また平成26年度の決算が確定したことにより、同年度の剰余金として8款繰越金にそれぞれ増額補正するものであります。

次に、歳出といたしましては、1款総務費、2款保険給付費及び6款諸支出金に増額補正を行い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,340万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,142万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第60号 平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入といたしましては、平成26年度の決算が確定したことにより、同年度の剰余金として4款繰越金を増額補正するものであります。

次に、歳出といたしましては、3款諸支出金の一般会計繰出金を増額の補正を行い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ216万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,436万4,000円とするものであります。

続きまして、議案第61号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入といたしましては、3款財産収入の不動産売払収入、4款繰入金の一般会計繰入金及び矢幅駅西地区土地区画整理事業基金繰入金、5款繰越金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出といたしましては、1款総務費の総務事業、2款土地区画整理事業費の矢幅駅西地区事業及び矢幅駅前地区事業、3款基金積立金の矢幅駅西地区土地区画整理事業基金積み立て事業、5款諸支出金の矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰り出し事業を増額



補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,476万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,727万8,000円とするものであります。

続きまして、議案第62号 平成27年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち支出の1款水道事業費用の営業費用を増額するものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち収入の1款資本的収入の国庫補助金、支出の1款資本的支出の建設改良費をそれぞれ増額するものであります。これによりまして、収益的収入及び支出のうち、支出の1款水道事業費用を1,324万8,000円を増額して、総額を5億4,485万4,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出の収入の1款資本的収入を5,016万円増額して、総額を6,490万2,000円とし、支出の1款資本的支出を5,057万1,000円増額して、総額を6億9,005万2,000円とするものであります。

続きまして、議案第63号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち、支出の1款公共下水道事業費用の営業費用を増額するものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、支出の1款公共下水道資本的支出の建設改良費を減額し、2款農業集落排水、資本的支出の建設改良費を増額するものであります。これによりまして収益的収入及び支出のうち、支出の1款公共下水道事業費用を92万7,000円増額して、総額を6億4,118万4,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、支出の1款公共下水道資本的支出を542万7,000円減額して、総額を11億6,575万3,000円とし、2款農業集落排水、資本的支出を77万円増額して、総額を2億6,174万2,000円とするものであります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、付託予定の予算決算常任委員会において担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第57号から議案第63号までについては、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会へ付託することに決定をいたしました。

お諮りします。ただいま予算決算常任委員会に付託した各補正予算の議案については、9月18日午前10時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、7議案につきましては、9月18日午前10時までに審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

- 
- |       |        |                                        |
|-------|--------|----------------------------------------|
| 日程第21 | 議案第64号 | 平成26年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について              |
| 日程第22 | 議案第65号 | 平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について      |
| 日程第23 | 議案第66号 | 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について        |
| 日程第24 | 議案第67号 | 平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 日程第25 | 議案第68号 | 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第26 | 議案第69号 | 平成26年度矢巾町水道事業会計決算認定について                |
| 日程第27 | 議案第70号 | 平成26年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について         |
| 日程第28 | 議案第71号 | 平成26年度矢巾町下水道事業会計決算認定について               |
| 日程第29 | 議案第72号 | 平成26年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について        |

○議長(廣田光男議員) お諮りします。

日程第21、議案第64号 平成26年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第22、議案第65号 平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、議案第66号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24、議案第67号 平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25、議案第68号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第26、議案第69号 平成26年度矢巾町水道事業会計決算認定について、日程第27、議案第70号 平成26年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第28、議案第71号 平成26年度矢巾町下水道事業会計決算認定について、日程第29、議案第72号 平成26年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、この9議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号から議案第72号までは一括上程をすることに決定いたしました。

なお、議案の朗読は省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) ただいま一括上程されました平成26年度の7会計の決算認定議案並びに水道事業会計及び下水道事業会計未処分利益剰余金に係る議案につきましては、皆さんに配付しております平成26年度予算執行に関する報告書及び平成26年度公営企業会計別決算総括表によりご説明申し上げます。

最初に、平成26年度予算執行に関する報告書、皆さんのお手元にこの平成26年度予算執行に関する報告書、よろしいですか。この1ページをお開き願います。会計別、決算額、予算現額に対する決算額の比率の順序にご説明を申し上げます。

議案第64号、一般会計、歳入105億465万8,292円、94.5%、歳出100億3,829万9,482円、90.3%、歳入歳出差引額4億6,635万8,810円。

議案第65号、国民健康保険事業特別会計、歳入28億821万131円、103.2%、歳出26億5,533万858円、97.5%、歳入歳出差引額1億5,287万9,273円。

議案第66号、介護保険事業特別会計、歳入18億3,239万2,603円、100.4%、歳出17億8,108万

3,478円、97.6%、歳入歳出差引額5,130万9,125円。

議案第67号、後期高齢者医療特別会計、歳入1億7,305万9,647円、99.7%、歳出1億7,088万9,727円、98.5%、歳入歳出差引額216万9,920円。

議案第68号、矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計、歳入20億7,316万6,325円、65.3%、歳出19億7,949万3,227円、62.4%、歳入歳出差引額9,367万3,098円。

合計に参りまして歳入、予算現額190億1,280万7,000円、決算額173億9,148万6,998円、繰越明許事業に係る未収入特定財源及び繰越額ゼロ円、予算現額と決算額との比較16億2,132万2円、91.5%。歳出、予算現額190億1,280万7,000円、決算額166億2,509万6,772円、繰越明許事業に係る未収入特定財源及び繰越額18億6,933万円、予算現額と決算額との比較23億8,771万228円、87.4%、歳入歳出差引額、予算現額はゼロ円、決算額が7億6,639万226円となります。

続きまして、平成26年度公営企業会計別決算総括表をお開き願います。皆さんのお手元にございますこの平成26年度公営企業会計別の決算総括表をお開きになっていただきたいと思ひます。議案第69号、水道事業会計、収益的収入及び支出、収入6億8,416万9,262円、100.4%、支出4億6,635万8,621円、13.7%、収入支出差引額2億1,781万641円。資本的収入及び支出、収入4,991万600円、103.4%、支出3億4,583万5,197円、75.9%、収入支出差引額2億9,592万4,597円の三角でございます。

次に、下水道事業会計、議案第71号でございますが、公共下水道事業収益的収入及び支出、収入9億3,728万8,339円、101.1%、支出5億8,576万9,708円、92.9%、収入支出差引額3億5,151万8,631円。資本的収入及び支出、収入4億3,357万8,780円、100.5%、支出6億8,707万6,218円、99.3%、収入支出差引額2億5,349万7,438円の三角。

次に、農業集落排水事業収益的収入及び支出、収入5億7,260万2,991円、100.2%、支出4億1,135万857円、96.1%、収入支出差引額1億6,125万2,134円。資本的収入及び支出、収入2,990万1,500円、107.5%、支出2億1,123万3,445円、99.5%、収入支出差引額1億8,133万1,945円の三角。

合計に参りまして、収入、予算現額26億8,722万5,000円、決算額27億745万1,472円、繰越明許事業に係る未収入特定財源及び繰越額ゼロ円、予算現額と決算額との比較2,022万6,472円の三角、100.8%。支出、予算現額29億7,518万4,000円、決算額27億762万4,046円、繰越明許事業に係る未収入特定財源及び繰越額ゼロ円。予算現額と決算額との比較2億6,755万9,954円、91.0%、収入支出差引額、予算額2億8,795万9,000円の三角、決算額が17万

2,574円の三角となります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、付託予定の予算決算常任委員会において会計管理者及び担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

平成26年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、矢幅駅周辺土地地区画整理事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の各決算審査意見書及び矢巾町基金運用状況審査報告書が当職のもとに届いておりますので、職員に意見書を朗読させます。なお、朗読は意見のみといたしますので、ご了承願います。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 吉田代表監査委員が出席しておりますので、ただいまの審査意見書について補足説明がありましたならば、これを許します。

吉田代表監査委員。

（代表監査委員 吉田 功君 登壇）

○代表監査委員（吉田 功君） 平成26年度一般会計、各特別会計及び水道事業会計並びに下水道事業会計の決算については、報告書に記載のとおりであり、審査意見についてもただいま事務局が朗読したとおりであります。若干の補足説明をさせていただきます。

審査に当たりましては、会計伝票、帳簿、証書類等の照合点検及び担当部局から事情を聴取し審査いたしました。いずれも符合し、正確でありましたことをご報告を申し上げます。

当会計年度は、第6次矢巾町総合計画後期基本計画の4年目の決算であります。地方交付税の削減等、引き続き厳しい財政運営にあるといえますが、矢幅駅周辺土地地区画整理事業等のインフラ整備が計画的に推進され、限られた財源の中で各分野においてバランスのとれた事業を展開されたと感じております。

一般会計における町税の収納状況は、多くの税目で収納率が現年分99.0%を超えており、特別会計を含めた全体における収納率は前年度と比較し、0.15%増加しております。厳しい経済状況下にもかかわらず県内市町村のトップクラスの成績を維持しておりますことは、これまで徴収努力の積み重ねと長年の町民に対する納税意識に向けた啓発の結実であり、高く評価するものであります。

歳出面では、一般会計と特別会計を合わせて実質収支額5億9,071万円余が計上されており、効率的に財政運営が行われた努力の跡がうかがわれます。これは町長の指導のもと、職員の

卓越した行財政運営と議員各位のご理解のたまものであったと感ずるところであり、今後も順調な推移を期待しております。

水道事業会計と下水道事業会計については、戦略的に経営の改善に努められております。公営企業会計の制度見直しによるところもありますが、水道事業会計の純利益は2億425万円余と過去最大となり、下水道事業会計においては、前年度の損失から平成26年度は1億8,465万円余の純利益が計上されております。近い将来人口減少に伴う使用料の減収が予想され、その一方で老朽化に伴う施設の更新に多大な経費を要することが思慮されます。今後においても中長期的な視点に立った計画的で効果的な経営に努められるよう期待します。

自治体財政の健全化を示す健全化判断比率について指標の一つである将来負担比率は170.6%であり、国が定める早期健全化基準350%を下回る数値となっております。しかしながら、前年度と比較すると16.0ポイント上昇していることから、今後一層の財政健全化に努められることを望むところであります。今後も地方自治体の特色を出し、住民ニーズに対応した予算執行が求められていくと同時に、財政の健全性もより強く求められていくことと思われれます。

今年度は、第6次矢巾町総合計画の最終年であり、総括の年となります。事業実施に当たっては、費用対効果を十分見きわめるとともに、財政の健全化も意識しながら最少の経費で最大の効果が得られるようなお一層の努力を期待しております。

以上、申し上げまして私からの補足説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 吉田代表監査委員の補足説明が終わりました。

お諮りします。一括上程しました議案第64号から議案第72号までの9議案については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま予算決算常任委員会に付託した各決算議案については、9月18日午前10時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 異議なしと認めます。

よって、9議案につきましては、9月18日午前10時までに審査を終了し、当職のもとに報

告書を提出するようお願いをいたします。

---

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日2日は休会、明後日3日は一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。大変ご苦労さまでした。

午後 0時08分 散会





平成27年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第2号）

平成27年9月3日（木）午前10時開議

議事日程（第2号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	伊藤清喜	君
総務課長	山本良司	君	企画財政課長	川村勝弘	君
税務課長	佐藤健一	君	生きがい推進	菊池由紀	君
兼会計管理者			課長		

住 民 課 長	村 松 康 志 君	農 林 課 長 兼 農 業 委 員 會 長 事 務 局 長	高 橋 和 代 志 君
道 路 都 市 課 長	菅 原 弘 範 君	区 画 整 理 課 長	藤 原 道 明 君
商 工 觀 光 課 長	淺 沼 仁 君	上 下 水 道 課 長	吉 田 孝 君
教 育 委 員 長	松 尾 光 則 君	教 育 長	越 秀 敏 君
学 務 課 長	立 花 常 喜 君	社 会 教 育 課 長	山 本 功 君
代 表 監 査 委 員	吉 田 功 君	農 業 委 員 會 長	高 橋 義 幸 君

職務のために出席した職員

議 会 事 務 局 長	菊 池 清 美 君	係 長	藤 原 和 久 君
主 事	渡 部 亜 由 美 君		

---

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の日程に入ります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（廣田光男議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

7番、昆秀一議員。

第1問目の質問を許します。

（7番 昆 秀一議員 登壇）

○7番（昆 秀一議員） 議席番号7番、一心会の昆秀一でございます。

まず初めに、町内中学生が自殺しなければならないところまで追い込まれた心情について心を痛めるとともに、ご冥福をお祈り申し上げ、深く哀悼の意を表するものでございます。今回の件により、改めて大きな社会問題としていじめというものが提起されることとなりました。このいじめ自殺問題に関してお伺いいたします。

今回のいじめ自殺問題に関しては、マスコミ等において各種の報道がなされております。ですが、その中で何が真実であるのかは、これから第三者委員会によるより詳細な調査で明らかにされることと思われまます。まだこのような段階であるにもかかわらず、町内外ではいろんなうわさが流れております。まずは、今までの経緯を含めて現段階の事実に対するのしっかりとした説明を早期にしていくことが必要と感じるのですけれども、今後町民全体に対するの説明を町としてどのように果たしていくおつもりなのか、ほか今回の件についての町長、教育委員長、それぞれの所感についてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 7番、昆秀一議員のいじめ自殺問題に関してのご質問にお答えをいたします。

7月5日に発生いたしました町内中学校2年生の男子生徒のとうとい命を救えなかったことはまことに残念であり、謹んでご冥福をお祈り申し上げる次第であります。また、町民の皆様が安全、安心して生活できるまちづくりを進めている中、起こったところであり、町民を初め議員の皆様にはご心配とご迷惑をおかけしていることに対しまして改めておわびを申し上げます。

現在矢巾町いじめ問題対策委員会、いわゆる第三者調査委員会を教育委員会の附属機関として立ち上げる準備を進めており、今月上旬には、第1回の委員会を開催する予定であり、今後本委員会により専門的な調査が行われ、より詳細な事実関係や学校及び教育委員会の再発防止に関してもご提言をいただくことにしております。

なお、第三者調査委員会からの最終的な調査報告がなされた際には、矢巾町いじめ問題対策調査委員会設置条例施行規則に基づきご遺族を初め町議会へのご報告と町広報紙等により公表をしております。今後町総合教育会議を通して教育委員会との連携を密にし、再発防止と信頼回復に全力で取り組み、児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう教育環境を構築してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 引き続き、7番、昆秀一議員のいじめ自殺問題に関してのご質問についてお答えいたします。

7月5日に発生いたしました町内中学校2年生のいじめによる自殺事案につきましては、改めて亡くなられた生徒に対し、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し、心よりお悔やみ申し上げます。13歳という若さでみずからの命を絶たざるを得なかったところまで追い込み、さらには手を差し伸べられなかったことに、ただただおわび申し上げるほかなく、町の学校教育を預かる者として心からおわび申し上げます。

また、町民の皆様並びに議員の皆様にも多大なご迷惑をおかけいたしましたこと、重ねておわび申し上げます。

本事案については、事案発生後、遺族からいじめによる自殺ではないかと訴えにより、中学校のいじめ対策推進委員会による全校生徒へのアンケート調査や聞き取り調査により、

いじめの事実について調査を実施し、7月26日に公表された報告書では、亡くなられた生徒に係るいじめが6件あったことなどから、いじめが自殺の一因であったと考えられることが報告されました。また、本事案に至る学校の対応の中で教職員の危機意識が欠けていたこと、情報の共有がなされていなかったこと、学校のいじめ防止基本方針にある取り組みが実行できていなかったこと等に問題があったことも報告されており、学校では教職員の意識改革の実施、生徒理解、生徒指導の一層の充実、情報を共有できる体制の整備など、6項目の再発防止に向けた取り組みを実施し、このような事態を二度と起こさないようにしていくこととしております。

学校による調査が完了したことから、今後教育委員会では、遺族が要望されております矢巾町いじめ問題対策委員会、いわゆる第三者調査委員会の設置について、先般の議会定例会8月会議において、委員会設置条例等のご可決をいただき、現在設置に向けて鋭意努力しているところであります。

今回報告されました学校での調査結果、今後予定しております矢巾町いじめ問題対策委員会での調査をもとに、このようなことが二度と起こることのないよう、学校、教育委員会とも今回の事案を真摯に受けとめ、改めるべきところは改め、児童・生徒が安心して学習し、生活できる教育環境づくりに努めるとともに、学校、教育委員会が一丸となって失われた本町の学校教育の信頼回復を図ってまいりたい所存であります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

7番、昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 第三者委員会の件ですけれども、7月7日の夜に初会合が行われるということですが、協議は原則非公開で委員の名前の公表も各委員の意向を聞いた上で判断するということのようなのですけれども、ただ調査状況は、会合を開催する度に遺族に報告するとのこととしっかりと遺族にお知らせするということは、当たり前なことではございます。しかし、誰が協議しているのか、そしてどのような調査が行われているのか、みんなが知らないというところで、いわば秘密裏に行われているのはおかしいと思うのですけれども、そのところはどうかお考えなのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 立花学務課長。

○学務課長（立花常喜君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

第三者委員会については、条例等で原則非公開ということで行うことにしております。

ただ、先ほど質問の中にもありましたとおり、ご遺族等については、ご協議の内容について毎回ご報告をしていきたいというふうに考えておりますが、やはり個人のプライバシー等非常に多く含まれる部分があるということも予想されますので、これからの委員会のご協議の中に委ねるような形にはなりますが、会議終了後に報道等に対しましては、その日の協議内容、詳細ということではないと思いますけれども、協議内容等につきましては、公表をしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） また、議事録も公表するかどうか分からないということでしたのですけれども、この件に関しての情報が本当にみんなわからないことであらぬうわさが立っているところがございます。そして遺族に流れた情報のほとんどがマスコミに流れているのではないのでしょうか。ならば最初からできるだけ個人情報にかかわること以外は公表していくべきではないのでしょうか、どうお考えでしょう。

○議長（廣田光男議員） 立花学務課長。

○学務課長（立花常喜君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

マスコミ等への情報という流れにつきましては、こちらのほうといたしましては、一応非公開という内容に沿って、ある程度の制限を加えながら公開をしているところであります。ご遺族のほうのご理解もいただきながら、そこら辺のところは今後話し合いをしていきたいなというふうには思いますが、ただ全てを公開するということは、それは不可能なことだと思っております。また、やはり調査の内容につきましては、非常に個々の関係している方々の内容について深くかかわっていく状況が多いと思っておりますので、そこら辺のところの情報の公開につきましては、慎重に行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 情報公表については、まず学校の調査報告書もしっかりとした概要版でしか公表できないし、また学校でとった生徒たちが勇気を出して書いたアンケートについても私もこれ資料請求したのですが、見せられないということで聞きました。しっかりとテレビ局には、そのコピーが渡っていたようなのですけれども、これは遺族の意向

でテレビ局に渡っているのでしょうか。その扱い方に対してはどのようなになっているのでしょうか。そこから町内外では、いろいろとうわさが広がっております。そしてほとんど情報がないことで町ぐるみで隠蔽していると思っている人がいます。これはしっかりとした情報が伝わっていないからだと思います。なぜしっかりとした情報が伝わってこないのか、その理由をお聞かせください。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

（教育長 越 秀敏君 登壇）

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

生徒にとりましたアンケートにつきましては、生徒にアンケートをとる前に、ご遺族の方にお見せする場合がありますよという注釈をつけてアンケートをとったものでございます。したがって、個人情報ですので、名前等につきましては、黒塗りにしておりますけれども、アンケートはご遺族のほうにお見せしているところでございます。そういう約束のもとにアンケートをとっておりますので、他の方々に対しては、私どもとしては、公開しないという姿勢で臨んでいるところでございます。

また、ご遺族かどうか私はよくわかりませんが、さまざまな情報が流れているということにつきましては、それはやはりある程度信頼関係を持って、それぞれ情報については管理していかなければならないということは感じておりますので、今後ともそういう点につきましては、さまざまな方々とお話をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、そういうことで情報がなかなか出ないということでのさまざまなうわさがあるかと思っておりますけれども、ただいま学校の調査が出まして、そして第三者調査委員会というのがこれから立ち上がるわけですが、調査につきましては、私は前からお話ししているとおり2段階だと。学校の調査は、事実関係を各種情報をもとにして明らかにすることで、それをさらにたたき台として詳細な調査を第三者調査委員会で行うということです。調査はまだ終わっていないということでございますので、終わった段階できちんとした形で皆様にお知らせしたいというふうに思っておりますし、そういう形で委員会をお願いすることになっているところで途中でさまざまな情報を出しますと、それぞれさまざまな、情報がないから反応するのこともありますけれども、情報があるからこそさまざまな反応も出てくると思っておりますので、なかなか難しいこととは思いますが、私たちがいたしましては、第三者調査委員会の報告を待って明らかにさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 今回の件については、一刻も早く忘れたいという方々がいます。ですが、私はこの件は決して忘れてはいけないと思いますし、二度とこのようなことが起こらないようにしっかりと心に刻んでいくべきだと思っております。今回の件は、なぜ防げなかったのかずっと考えております。まず大津やほか、去年は滝沢でありました。滝沢の件では、私はここの場で教育長にお聞きしました。もっとしっかりと本町での対策を点検しておけば、こういうことは起きなかったのではないかと私自身反省しております。

そこでなぜ今回の件を防げなかったかですけれども、前に教育長もおっしゃっていたように、いじめがないことがよいことと間違った捉え方をしていたというように、そのことと同じように、今回の当該中学校のいじめ防止基本方針を国のいじめ防止対策推進法と照らし合わせてみたところ、この中学校の基本方針をつくった方の狭い捉え方でできるだけいじめにしたくないという定義の作り方が見えてきます。まず国が示した定義を狭くしようとしたとしか思えないものが幾つもあります。例を挙げると、国が軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりするものが定義とあるものが、軽くぶつかったものは削られているなどです。このように程度が弱いものはいじめではない、いじめとして対処しなければならないものをできるだけ限定したいという意識があったように思われます。この中学校のいじめ防止基本方針は、誰がどういう経緯でつくったものか、そしてこのようなものはすぐに見直すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

いじめを防ぐためのまず前提としていじめ防止の基本方針があるのだということは、議員ご指摘のとおりだと思います。

また、当該中学校におきまして、いじめ防止基本方針の中のさまざまな具体例の中に国が示した具体例の一部が欠けていた。あるいは限定的に、例えば意図的にか、複数回とかという限定される言葉が入っていたというのも議員ご指摘のとおりでございます。そういう意味からすれば、広く捉えるようにという国の方針が徹底できていなかったということは、まことに申しわけないことだなというふうに思っております。

このいじめ防止基本方針につきましては、一昨年度になりますか、始まったのは昨年度



の4月からですけれども、国の基本方針にのっとり、学校でもそういう基本方針を策定するようにという指示がございましたので、学校としてこの基本方針を策定したものでございます。そして議員ご指摘のとおり、見直しを行うべきだということで若干申しわけないのですが、うちのほうのインターネットに載っているのが26年度のものでございまして、27年度見直して若干の変更が当該中学校では行われているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） いじめの認定に関してですけれども、これもいじめを狭く捉えようとしている意識があるようですけれども、私は学校の調査で13件全て、ほかにもいじめと認定する、しないではなく、もっとこれからどうすればいいのかを考えていくべきだと思っております。しかし、学校の調査結果は、調査するだけだとおっしゃいましたけれども、余りにも再発防止に向けた取り組みについては、たったの1ページしかなかったのが残念であります。より具体的な取り組みを、学校ばかりではなく、町ぐるみでしていく必要があるのではないのでしょうか。そのために今回の検証も第三者委員会もありますけれども、その第三者委員会に丸投げするだけではなく、しっかりとほかのみんなも考えていく必要があろうかと思えます。そこでいじめ防止基本方針にしっかりと明示してあるいじめ対策委員会が機能していなかったし、町においても連絡協議会設置もせず、ほとんど町がいじめ防止基本方針も形骸化されていたようですけれども、その理由と今後の見直しや対策、それからその責任については、どう考えているのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

いじめ防止基本方針につきましては、町のほうに関して申し上げます、昨年度の年度途中に設置したものでございまして、その時点で連絡協議会を立ち上げるべきであったということは反省しているところでございます。今年度につきましては、2学期からというふうなところでございましたけれども、年度初めにはなかなか難しかったので、さまざまな齟齬があっておくれたこと、これもおわびしなければならないなというふうに思っております。それぞれのいじめ防止基本方針につきましては、現在全ての小中学校におきまして実効性があったのかどうかということにつきまして35項目ぐらいの点検を今かけているところでございます。

また、いじめ防止につきまして私たちは学校教育を中心に見直しをしてみました。そして1カ月ぐらいで学校の調査報告を1カ月弱でまとめていただいたのですが、ご指摘のとおり、その対策というのが余りにも薄い。それは具体的にどうしようかというところが欠けていたということにつながると思います。それらにつきましては、大変短い期間であったため、その後夏休みに当該校で何回か会議を開かせていただきまして、具体的な方針を2学期当初に間に合うように策定したところでございます。

教育委員会といたしましても、学校の教育の中でどのようなことが行われるべきかということで校長会ともいろいろ話し合って全ての学校で例えば児童・生徒が見えるように、可視化できるようにさまざまなことを記録カードに残しませんかとか、あるいは児童・生徒で望ましい人間関係について、今月18日に各小中学校の代表あるいはPTAの方々も集めてお話し合いをすることになっております。そういうふうに学校教育に関しては、さまざま考えておりますけれども、大変申しわけありませんが、町民の方々も含めてどのように考えていくのかにつきましては、これからの検討課題とさせていただきたいと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 今回の件の問題の1つに担任教師が情報を一人で囲い込んでしまったという点があると思います。生徒たちと向き合うために、その生徒の話にじっくり耳を傾けたり、本当に先生と直接かかわれる時間を持つことが大事であって、たくさんの方がかかわるということも大事ですけれども、やはり担任の先生が一番生徒に近いところであり、もう一段上の信頼関係をつくることが大事ではないでしょうか。今回の件では、担任の先生は頑張っていたように私は思うのですけれども、そこが残念でなりません。

8月1日の朝日新聞に、教諭は本当に多忙なのだろうかとの投稿がありました。昨日の朝日新聞では、大学の教授が要領よく仕事をこなして早く帰ると手抜きとか、ずるいと見られてしまう悪い文化を払拭しなければならないと。その上で子どもを向き合うためのエネルギーをどう最大限確保するのかとおっしゃっていますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

非公式ではありますがけれども、教職員の学校に残っている時間の調査はしているのですが、相当長い時間であることは事実であります。また、中学校のお子さんをお持ちの方は、ほとんどの方はおわかりでしょうけれども、部活動が盛んな時期というのは、ほとんど土日もないという形で教職員が仕事に従事しているのも事実であります。

ただ、教職員が第一にしなければならないことは、子どもと向き合うこと、これは授業であれ、何であれ、その最初の姿勢は変わらないものと思います。そういう意味でさまざまな障害があるならば、今後例えば会議の回数とか、報告のこととか、さまざまなことにつきましてもう一度検討をさせていただきたいなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 学校には、担任ばかりではなく、ほかに副担任もいると思うのですが、それから部活顧問もいるはずですが。見守りの目をふやす意味でも、それらの方々の意思疎通や連携についてはどうなっているのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本来は学級担任が学級の生徒を見守り、また部活動の顧問は、その部活動における生徒を見守るということでございます。副担任というお話ありましたが、中学校の場合に、1学年に1人か2人いるところがございますが、人数的には余り多くないわけでございますが、先生をそれぞれ学年に所属という形で分けておりますので、これからもさまざまな面で、まず学年を単位としてそれぞれの生徒に目配り、気配りができるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 教師の同僚性という概念が教育の質を高めるキーワードとなっているそうです。教育現場で教師同士が学び合うかかわりのことを同僚性というのだそうですけれども、職場で風通しよく子どもや授業について議論したり、相談し合ったりできる状態は、同僚性が高いとされているのだそうです。先生同士の意思疎通の悪さが今回の件

にもつながっていたのではないのでしょうか。その点については、どうお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

近年同僚性という言葉がよく使われているのは、私も承知しております。いずれ1人の立派な先生よりも10人の先生がそれぞれ相談し合って、同じ歩調で指導するということが大変効果があると私も考えているところでございます。そのためには、いろいろなことを話し合ったり、伝えたり、双方で相談したりということが大切かなというふうに思います。それが欠けていたということが組織的対応ができていなかった。また、組織的対応に関する報告の分がほとんどなかったということにつながっていたのではないかなというふうに思います。当該校のみならず町内の小、中学校におきまして、その横の連携と申しますか、それからもう一つは縦の連携、やはりいじめ対策委員会とか、あるいは管理職にさまざまな状況を知らせて、そしてそこから組織的に対応するということが必要かと思っておりますので、校長会を中心にしていろいろ話し合ってもらいたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 町には教育のことをしっかりと考えていく役割の教育委員の方が5名おられるわけですけれども、今回の件においての各教育委員がどのように考えて、これからどうしていきましょうというところが全く見えてきません。このようなときの各教育委員の役割とは何なのでしょう。そのような中で先日教育委員の1人が決まりましたが、教育委員に保護者が入らないのは、ちょっと問題があるのではないかと。そして、今回の件で教育委員になって教育について積極的にかかわりたいという人もほかにもいたのではないのでしょうか。しっかりと公募をするなり、選挙するなりして決めるべきではなかったのでしょうか。旧村単位で割り振るなんていう考えは捨てていただきたいと思っております。まずどうその点は町長、お考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

まずただいま昆秀一議員のご質問の中に旧村単位とか、そういうことについては、そういったことは一切ございませんので、そこだけはもう誤解のないようにひとつお願いをいたしたいと思っております。

それから、今回まず公募のお話もあったのですが、まず私ども基本的に委員にふさわしい方をということでお願いをいたしましたわけでもございまして、まずその辺のところ、ご理解を賜りたいということと、そして今保護者のお話もあったわけですが、今教育委員の中に当時保護者として委員になられた方おるわけでもございます。今後は、ご指摘のことについては、これから委員の選任に当たって、その辺のところはしっかり対応してまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 今後については、ぜひよろしくお願いいたしたいと思います。

それから、学校には、学校評議員の方がいらっしゃると思うのですが、この方たちの役割はどういうふうなものでしょう。学校のいじめ防止基本方針では、いじめ対策委員会には、重大事案発生時には、学校評議員が加わるようになっております。その委員会開催は、事態の収拾までとなっておりますけれども、この学校のいじめ対策委員会は、今までどの程度開催しているのかをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

当該中学校におきましては、4月当初に1度開催されて、その後この事案が起きてから調査を、調査誌をつくるとか、さまざまなことで、それからその分析、考察をするという点で開催されていると伺っております。

学校評議員につきましては、学校評議員は、評議員会議を開くという形を、今通例そうなっているわけですが、そもそも学校評議員というのは、校長からのさまざまな相談とか、いろいろなことについてお答えをするというような形が学校評議員でございまして。それをそれぞれにやると時間がかかるので、多分評議員会議という形で会議をなさっているのだと思いますけれども、言うなれば学校運営に関するさまざまなご相談あるいはご支援をいただく方々ということでございまして、その時々に応じて基本的にはお願いを、お願いというか、内容をお伝えしてご意見を伺うという形が本来の姿ではあるのですが、いずれ今は、通例年に二、三回お集まりいただいて、そういうようなことをその1回の席で行うということが県内通例になっておりますが、そもそもの発想は、そういうことで設定されたものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） それから、ほかにも生徒にかかわる方がPTAというのもあります。このように親や地域の方がかかわれる機会があるにもかかわらずこのような件が起きてしまったことは、まだまだ役割が足りないのか、その各種の役割を果たしていなかったのか、これも検証が必要ではないでしょうか。私は、せっかくこのように学校にかかわる方々がたくさんいるのですから、二度とこのようなことが起こらないようにしていくべき対策を、やはりみんな考えていく必要があると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

学校は、常に地域あるいは住民に開かれるべきだというのがずっとこのごろ言われていることをございまして、さまざまな地域の方々のお力をお借りして運営するというのをこれからも目指してやっていかなければならないと思いますし、また子どもたちが安全、安心な環境で学校生活を送るということは、学校だけの問題ではなくて、地域全体の問題でもあると思いますので、今までは学校教育のほうに目を向けて改善策を練ってきたわけをございましてけれども、もう少し広い視野に立って教育委員会としても今後検討させていただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ございますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 今現在もいじめに悩んでいる子どもたちがいます。一刻も早く子どものサインを見つけ対応することとあわせて相談体制の強化は喫緊の課題でございます。そのためにスクールカウンセラーという方もいます。現在は、このスクールカウンセラーの方は、どの程度学校におられるのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、相談体制を整備していくということは、本当に大切なことであるというふうに考えております。現在は、2つの中学校及び規模の大きい2つの小学校に週1回スクールカウンセラーが配置されて、児童・生徒あるいはその場合によっては、保護者等のカウンセリング、相談に当たっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） このスクールカウンセラー、もうちょっとふやすなりしたほうが私はいいとは考えますけれども、ほかにも学校には養護教員というのもいらっしゃいます。結構保健室に逃げ込んでシェルターみたいになっている子どもたちもいるのではないのでしょうか。先日は、学校が死ぬほど辛い子、図書館へとメッセージを出されている図書館司書の方がいました。いずれ子どもたちの様子に気づくためのチャンネルや逃げ場所をふやして、幾つも用意してあげることが必要なのではないのでしょうか。そのことに関しては、どうお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、例えばさまざまな24時間の相談体制をとっているところの紹介とか、あるいは相談機会の紹介、それから自分たちで行う教育相談を行うときに、保護者に誰がその相談相手になるのかということの周知とか、あるいは養護教諭による相談とか、さまざまなことに児童・生徒はさまざまな児童・生徒いると思いますので、どこに相談したいかということもあろうかと思っておりますので、多くの相談の機会、場所が提供できるようにこれからもそういう周知を続けてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 責任問題についてなのですけれども、このこと責任は、誰にあったのか、まずしっかりとしておく必要もあるかと思っております。それは処分のためではなく、今後の対策として必要なのではないのでしょうか。責任が誰にもないとすれば、誰も対策を責任をもって考えなくなるのではないのでしょうか。そこでしっかりと責任の所在を明確化して進めていただきたい。町長、教育長、教育委員長、校長の役割を全うできるように、国、県教委も含めてしっかりと話し合ってもらいたいと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の学校の調査におきましても担任は一生懸命その亡くなられた子に当たっていた。しかし、事実としては助けることはできなくて、その子は亡くなってしまったということは事実であります。そういう中でどういうことがあって、どのようなこれから気をつけていかなければならないのかという意味においての責任ということにつきましては、やはりきちんとしていかなければならないと私は考えております。それが今後あってはならないことではありましたが、このことを今後に生かす一つの手だてになると思います。責任という言葉がどのような形でおっしゃられているのか、非常に私もある一面のお答えしかできないかもしれませんが、そういう意味で責任ということは私は考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） わかりました。そこでいじめ加害者と対する指導についてなのですけれども、先日の放送されたテレビでは、自殺した生徒の父親がいじめ加害者や家族からは連絡も謝罪もないという最後締め方をしていました。父親が拒否しているということも聞いたのですけれども、その父親の言葉を聞いて教育長は、どう感じられましたでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご遺族の方と当事者の保護者につきましては、さまざまなことがあろうかと思っておりますので、私としてはここでこういうふうに思っているということは差し控えさせていただきたいですし、その関係につきましても十分に承知しているわけではございませんので、ご容赦お願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） ある一方の見方をすると、加害者とする子どもが自分が行った行為がいじめだとする罪の意識がないのではないかとも思われます。どんないじめをしていた子どももおもしろかった、遊びのつもりだったということが多いそうです。それは子どもの本心なのでしょう。遊びだ、楽しいと思えば、行為はエスカレートしていくのでしょう。それがいじめの怖さだとも言われております。ほとんどの教員は、いじめ行為を目撃した



とき、そういうことをしてはいけなと指導するのだそうですけれども、子どもは、ではこれをやらなければいいのかと反省する前に安心し、開き直ってしまうことがあるのだそうです。そのような指導の方法は、子どもの罪の意識を消してしまう上に、また新たな別の行為をするきっかけとなり、エスカレートさせてしまうことさえあるのだそうです。中途半端な注意をするのではなく、相手の子どもを傷つけることは絶対にやるなと指導する、そして親にしっかり謝罪させなければいじめている子らは反省を受けとめられなくなります。そこが今の教育に欠けているところだと思つくと、愛知でいじめを苦しめ自殺した子どものお父さんが言われております。このようにいじめとされるものに対しては、いじめは絶対にしてはいけなということをしつかりと教育する必要があるのだと思つきます。この加害者に対しての指導については、どのように取り組んでいくおつもりなのか。幾ら理屈でいじめはいけなと言っても、いじめを繰り返さざるを得ない深刻な心の傷を負っている場合が多いと言われております。その心の内面にどのように寄り添うことができるのか。いじめをする側、される側、それぞれの悩み、内面の苦痛をしつかりと聞いて、理解して共感し、あなたも辛かったのだねという言葉がけをして、まずは受け入れる、そしてそれに応えていく。子どもの心をねじれさせている環境の改善に着手するというような対応が大切なのだと思つきます。その辺の対応については、どうお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員からご指摘いただいたことは、私も全くそのとおりで同感でございます。いじめという認識がないがゆえに、今までその場できちつとした指導ができなかつた。いじめは、心的な苦痛を伴うものですから、一緒の指導ということはあり得ないわけで、一方は一方、一方は一方で指導しなければならない。ですから、いじめが行われているかどうかという教職員がそれを把握する感度を上げて、多くのいじめを認識をして、そして解消していくことが私は大事ではないかなというふうに思つておりますので、そういう点で各学校とも取り組んでまいるといふことで校長会議でも確認しているところでございます。

なお、今回の事案につきまして当事者につきましては、そういう段階を経ないで、今こういう状況にありますので、カウンセラーあるいは養護教諭、あるいは学校に来られない状況もありますので、さまざまな形で寄り添う形で心にできるだけ、まずは外に開いてもらうような形で寄り添って指導してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 本当に子どもの心の内面を理解することは難しいものであります。

先ほどの申し上げた愛知のお父さんがこのように言われております。みんないじめという言葉に振り回されているように思います。何がいじめなのか、学校でさえわかっていないのではないかと。本人がいじめられていませんと言えば、犯罪につながるようなことをされている場合でも学校ではいじめがあったとは認めず、対処しないのでしょうか。いじめかどうかは重要ではありません。その行為は、いじめではないと言われたら、子どもだって安心する。教職員を含めてみんな面倒なことは避けたくて、いじめではないことを心のどこかで望んでいるのかもしれない。でも、本来は仲間はずれされたり、傷つけられたり、うざい、きもいとけなされたりする行為そのものが問題なはずで。定義があいまいないじめという言葉は、教委や学校が責任を逃れるための隠れみものになっているのではないかと申されております。

いじめを定義づけて認定する、しないより、もっと検討すべきことがあったのだと思います。このことに関しては、どうお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員がさきにご指摘いただいたように、ゼロであることの安心感というか、それが効果を上げているということの我々のそういう錯覚といいますか、それがこういう形になってあらわれたのだというふうに思います。いじめにつきましては、相手が苦痛を感じていたなら、その苦痛というのは、その子どもにとって程度は全然異なると思います。たった一言でも苦痛と考える子もいれば、それはすっと流す子もいるかもしれません。しかし、相手が苦痛と感じていたならば、それはいじめなのだ。そうしたならば、そのいじめの解消に向けて、それぞれの子どもの心を聞いたり、またそういう環境を解消してやったりすることが私たちとして必要なことだということを今回の事案を通して少なくとも矢巾町内の小中学校の職員につきましては、何度もいろんな資料を出しまして、いじめでないとな本人が言ってもいじめであることはいじめなのだ、そういう認識を持って接するように指導しているところでございます。

本当にこのような事案が起きてから大変申しわけないのではございますけれども、二度

と起きないように、いじめであるという認識を常に持って対処してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） ちょっと時間がないので、視点を変えて質問しますけれども、今当該中学校の様子はどうなっておるでしょう。同じ学校の生徒が自殺してしまったという悲しい出来事は、本来であればほかの生徒たちにとって命や人権について考える一番の機会になり、加害者たちにも自分のしたことの重大さを考えるきっかけになるはずです。生徒たちは、以前と変わらず登校されているのでしょうか、心境の変化等、どう捉えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

当事者につきましては、登校できていない方もいるというふうに聞いております。その他の生徒につきましては、生徒自身が今回の問題を受けまして1、2年生の執行部が集まって話し合いをして、3年生においては、2回ほど学年集会を開いて、人間関係の大切さということについて話し合いまして、そして先日学校として、生徒会として生徒集会を開いて人間関係を大切にしていこうというようなことで今後スローガンのものも考えながら文化祭に向けて取り組んでいこうという取り組みが生徒のサイドで展開されているということをお伺いしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ございますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 今回のいじめ自殺に関する生徒会の活動については、少しかがってございましたけれども、学校は生徒が主人公の場です。生徒の主体的な参画が本当に重要だと考えております。当該中学校では、みずから生徒が声を上げているようですので、生徒たち自身が自発的にいじめに対しての対策に取り組むことができるようにすることは、非常に大事なことだと思います。生徒たちの中で話し合い、具体的な手だてをすることは、生徒たちの信頼関係や連帯感が深まることになり、いじめの克服には必要なことだと思います。ぜひ生徒たちが本音で話し合える場をつくっていただきたい。そこには、いろんな

情報を提供してあげたり、できるだけみずからの手で活動できるようにサポートしていただきたいと思います。

そして対策としての私の意見なのですが、いじめ対策の体制としていじめ対策担当教員の専任化というのを検討してはどうかと思います。いじめの疑いや恐れが生じたならば、情報の集約を徹底する方法と仕組みをしっかりと検討して、そこから得た情報を分析して、対処法などを検討する常設組織には、専門知識を有する第三者に参加してもらいながら子どもを見守る仕組みをつくってはどうか、そののところがよく検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおりでございます。私どもといたしましてもいじめ対策委員会の委員長なり、主たるものが担当になるような形で進めませんかという提案を今しているところでございまして、また第三者につきましても、毎回というわけにはいきませんが、その都度大事なときには配置できるよう検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 今後についてなのですが、一つの命がなくなってしまったということで命というものは何よりも大切にしなければならないものであると改めて知ることになりました。そこで今後の教育方針としての命の大切さの教育を生徒たちにはどのように進めていこうとしておられるのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

当該中学校を除きまして、1学期間におきまして、それぞれの小中学校において命の大切さにつきまして正面切って言うのではなくて、学級担任が毎日何らかの形で取り上げるようにという指導はしたところがございますけれども、計画的に今後どうしていくのかということにつきましては、検討させていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） また、愛知のお父さんの言葉を知っていただきたいのですが、例え、友だちに死ねと言われても、日常的な会話だからと気にしない子はいます。一方で当然気にする子たちもいて、ほかの友だちは気にしないのに、傷ついていて自分はおかしいのではと考えて一人辛さを抱え込んでしまう。そうやって嫌だと思ふ気持ちを子どもたちが互いに打ち消し合い、他人に打ち明けられない環境ができていく。だからこそ教員は、いけないことはいけないと子ども同士が意見を出し、話し合い、確かめる場を提供する必要があります。そうすれば、生徒はこうやったら相手が悲しい気持ちになるのだと気づくことができます。そして周囲で見ている子や見て見ぬふりをしている子たちにもいじめ行為を君たちに見られていることは、いじめを受けている子にとっていじめ行為そのものよりももっと辛く、厳しいことです。私は関係ない、かかわりたくないなんて言わないでみんながいけないことだと声に出してくれることを願っております。それがいじめに苦しむ子に勇気を与え、いじめる子に悪いことだと気づかせる一番の力になるのです。そして子を持つ親に対しては、子どもはたくさんのお悩みを抱えている。我が子が今どういう状況にあるかしっかりと理解するために声をかけてほしい、どんな親も子どもに期待しているし、心配しているでしょう。でも、それが過度な押しつけになっていないか、言葉を選びながら接してあげてほしい。自分が子どもだったときのことを思い出して、我が子を理解してあげたらいいと思いますと言っておられます。私も子を持つ親として自戒の念を込めてこの言葉をご紹介します私の質問を終わります。お考えかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ずっと聞いていて、まさに私はそのとおりだというふうに思います。いじめに対して毅然とした態度で今後向かってまいりたいというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 次に、第2問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 次に、障がい者支援についてお伺いいたします。先日障がい者相談支援の研修を受講してまいりました。岩手県内から多くの方が集まって、皆が熱心に学んでいましたし、私自身もしっかりと障がい者に対しての課題や支援の方法などに関して学んでまいりました。現在町内では、障がい者が相談できる場所は何カ所もあり、町民の相談に日々忙しく、相談支援員の方が走り回っておられます。町長は、難病の方たちの

障がい者支援については、まずは相談の充実を言っておられました。私はそれにはまず相談支援員の育成が急務であると捉えております。町長の障がい者支援の具体的な考えについて伺いたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 障がい者支援についてのご質問にお答えいたします。

障がい者支援の具体的な考えについてですが、本町では、障がい者基本法及び障がい者総合支援法に基づき、矢巾町障がい者プラン及び障がい福祉計画を策定し、現在第4期計画に沿った障がい福祉サービス提供の環境整備に努めているところであります。その内容といたしまして、障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう情報提供や障がい福祉サービスの利用支援について障がい者相談支援従事者研修を受講なされました相談支援専門員8名により相談に対応しており、また障がい者総合支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い、相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成が必須となっており、町内に2カ所あります相談支援事業所を中心に全ての利用者の計画が作成されておるところであります。町内には、さらに2カ所の新規相談事業所が開設に向けた準備を進めており、障がい者福祉サービス利用支援の拡充が図られるものと捉えております。

また、本町の第4期計画の重点事業としております基幹相談支援センターの設置により、身体、知的及び精神の障がいや発達障がい、そして難病を含め障がいをお持ちの方々が地域で安心して生活し、その障がいの特徴に合わせた個別で専門的な、かつ総合的な支援を県及び関係団体と連携を図り、支援体制の拡充に努めてまいります。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 県の資料では、平成27年3月までの計画相談実績では、矢巾町はサービス等利用計画案の作成達成状況は、障がい者99.4%、障がい児91.4%となっております。非常に高い達成率だと見るのですけれども、重要なのは達成率よりも中身だと思っておりますけれども、その点についての町としてはどのように捉えて、計画の中身については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） ただいまの質問にお答えいたします。

まずは相談支援事業所に計画策定に当たりまして、短期間の中ではありましたが、99.4%

を超えて4月に提出されたものもありますので、100%になっておりますことを申し添えます。そして、中身につきましても、一人一人、本当に細かい状況まで信頼の中でしか聞くことのできない情報まで記載されておりますので、中身についても十分努力されて支援に向けた計画が策定されていると捉えておりますことをお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 答弁の中で町として基幹相談支援センター、これ平成29年度を目標に設置するとしておりますけれども、難事例やほかなどの情報の共有や助言等は、今までどのようにしておられたのか。そして基幹相談支援センターができれば、今後どうしていくおつもりなのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） ただいままずは8市町の中で5事業所にいろいろと委託している経緯がありますが、相談支援事業を委託しておりますが、550件ほどの相談を受けていますことを捉えています。そして混乱事例につきましては、それぞれ市町村の担当も参加しながらケア会議等をしておりますし、さらに盛岡広域圏として整備していかなければならないところは、私どもの職種の者も、課長職がそれぞれ市町を越えて8市町で集まっているいろいろ協議しているものもありますので、そのように広域では対応しております。

また、基幹型につきましては、まずは今8市町で行っている相談支援事業の中身をさらに今度は南エリア、北エリア、そして盛岡市中心にということできざま調整して行って、矢巾町としてどのような体制がいいかということをして27年度にさらに調整を深めて準備に向かいたいと考えているところでございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 先日の岩手日報に県の共生条例に関する記事が掲載されておりました。岩手県は相談窓口が十分に周知されていないと言っております。いじめの問題もそうなのですが、相談というのは、非常に大切なものです。ぜひしっかりとした相談体制、周知をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

このことについては、昆秀一議員のご指摘のとおりでございまして、私ども相談体制、

そしてそれをしっかり周知していくことが私どもの役目でございますので、そういうことにはしっかり取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で7番、昆秀一議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を11時20分とします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開をいたします。

次に、6番、村松信一議員。

第1問目の質問を許します。

（6番 村松信一議員 登壇）

○6番（村松信一議員） 議席番号6番、矢巾明進会の村松信一でございます。私は、安心、安全に関するまちづくりについてハード面から道路に関する課題を取り上げたいと思います。題して、矢巾町におけるゾーン30の考えについてであります。

生活道路における歩行者などの安全な通行を確保することを目的として区域、ゾーンを定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制などを図り、住居系地区などの安全性、快適性、利便性の向上を図ることを目的とした新たな生活道路対策として、平成23年9月から全国的にゾーン30の整備がなされております。近隣市町でも整備された箇所を見受けられるようになりましたが、特に生活道路が集まった区域に通学路が含まれる場合には、ゾーン30を整備することは、児童・生徒の通学路の安全対策上、特に有効であると考えられます。

幹線道路に比べて生活道路では、交通事故死傷者全体に占める歩行中の死傷者や自転車乗用中の死傷者の割合が高いと言われております。当町において車道幅員が狭く、交通量が多い生活道路や歩道のない通学路も多く、登下校の際には、特に狭い道路を児童・生徒の通行や自転車、そして一般車両まで含め、混雑の危険を有した場所が多く存在します。子どもや児童・生徒の安全確保、そして地区の安全な生活道路としてゾーン30の設置が必



要であると考えますが、以下お伺いをいたします。

1点目であります。平成23年9月20日、交通安全対策として警察署通達ゾーン30の推進について以後当町で設置の検討をされたことはありますでしょうか。また、地域住民からの設置の相談等はなかったものでありましようか。

2点目であります。さきにゾーン30の説明のとおり、児童・生徒の安全な通学及び生活道路の中でゾーン30の設置が必要と思われる箇所は何カ所くらいありますでしょうか。

3点目であります。矢巾町で設置を計画している場所がありますでしょうか。

4点目であります。ゾーン30に対する考え方について積極的な取り組みと今後設置の考えはありますでしょうか。

以上、4点につきましてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 6番、村松信一議員の矢巾町におけるゾーン30の考えについてのご質問にお答えいたします。

ゾーン30は、区域を定め、最高速度毎時30キロメートルの速度規制を実施することにより、速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策であり、交通管理者であります紫波警察署と道路管理者が一体となって整備することになっております。紫波警察署管内でも紫波地区や都南地区では既に実施している区域がありますが、矢巾町内では実施している区域がないことから、6月に開催されました紫波警察署交通規制対策協議会において、道路管理者側としてゾーン30設置の検討をお願いしたところであります。

1点目の当町では、ゾーン30の設置の検討はなされたことはあるか、地域住民からの設置の相談等はなかったかについてですが、ゾーン30の検討については、交通管理者と設置の検討を始めたばかりという段階であり、今までに検討した経緯はないところであります。また、住民からの相談につきましては、問い合わせなどはありませんが、ゾーン30の交通規制は、地域住民のご理解が必要不可欠であり、区域を定める際は、地元説明会などを開催するとともに、町内外に広く周知が必要となるものであります。

2点目の通学路及び生活道路の中でゾーン30の設置が必要と思われる箇所は何カ所か、また3点目の設置を計画している場所があるかについてですが、通学路及び生活道路という観点で道路管理者として必要と思われる箇所については、町内の各小中学校や高校など

の周辺の区域が想定されますが、現時点では設置に向けて具体的に計画している場所はないところであります。

4点目の今後積極的に取り組み、設置の考えはあるかについてですが、町内においては、今後岩手医科大学附属病院の開院やスマートインターチェンジの供用により、交通の動態が変化することが想定されることから、通学路及び生活道路の安全な通行を確保するため、設置については、現状を把握した上で交通管理者を初めとする関係機関と協議しながら検討してまいります。

なお、ゾーン30の交通規制以外にも毎年開催しております矢巾町交通安全対策協議会や先般作成いたしました矢巾町通学路交通安全プログラムを利用し、各小中学校を初めとする関係機関と情報共有を行い、通学路及び生活道路の安全な通行を確保してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 4点質問しましたので、1点目から順に再質問をさせていただきます。交通管理者と設置の検討を始めたばかりとご答弁いただきました。今まで検討した経過はないとのご答弁であります。この警察署からの通達文書は、平成23年9月20日に出しておりまして、約3年になるわけであります。答弁にございましたように、近隣市町では既に設置をされております。岩手県では2013年3月30日に盛岡市長橋地区と土淵地区に県内で初めて導入をされました。矢巾町は、今検討を始めたばかりであります。なぜ今まで検討をされなかったのでありますか。それから、3年間、町行政の中でこのゾーン30についての話題はなかったのではありませんか。

以上であります。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

最初のなぜ検討されなかったというご質問でございますけれども、こちらにつきまして、設置条件等、これにつきまして課題をクリアしなければならない要件がございまして、設置への検討については、そのような状況から至っていないというふうな状況がございました。

それから、2点目、3年間町行政の中で話題等はなかったかということでございますけ

れども、確かに通知23年、いただいているところをごさいますして、今答弁申しましたとお  
り、具体的な検討そのものには至ってごさいませんでしたけれども、駅前開発の部分の中  
で3年ぐらい前でございすけれども、駅前、矢巾交番とゾーン30について話題、水面下  
ではないのですけれども、話題提供の中で検討した経緯はございすけれども、地域の実  
情、あとは設置する場所等、こちらの部分の中で設置というか、推進までは至っていない  
という状況でございす。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 住民からの相談、それから問い合わせなどはありませんというこ  
とでのご答弁でありましたが、このゾーン30の説明するもの、このゾーン30については、  
やっぱりこの文書は一般的には町民の方は知る文書ではなくて、教えていただいて初めて  
知るような文書だと思います。例えば行政区長会議であるとか、コミュニティ会長である  
とか、そういう場合での会合などでやっぱり説明するべきであったと思いますが、この文  
書、3年になりましたけれども、本当に話題等、そういう形の代表者会議などでは話され  
なかったのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

話題等はございすけれども、設置検討につきましては、具体的な検討はしてござい  
ませんでした。先ほど申しましたとおり、通知につきましては、23年9月末には町のほう、  
通知来ておりまして、こちらのほうには確認周知いたしたところをごさいますして、意見等  
ございす行政區長さん等々とのすり合わせ含めまして、今後矢巾町交通安全対策協議  
会、各組織代表、入ってございすので、そちらのほう合わせて警察、紫波署との協議が  
確認等含めましてスタートした状況でございすので、取り組ませていただきたいという  
ふうにごさいます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、2点目の再質問とさせていただきます。

設置が必要と思われる箇所は、町内に各小中学校や高校の周辺などが想定されますとあります。もともと学校付近も含め通学路には狭い道路や歩道がなく不便な場所も多く存在しますが、まず検討します、なぜもっと急がないのか、それをまず一つお伺いしたいと思いますし、続けて2つ目の質問であります、ゾーン30が設置されていない場所が、ゾーン30が設定されていないわけですが、それならばお伺いしますが、学校付近の通学路、大体半径500メートルぐらいにスクールゾーンが設定されていない場所は存在しますか。

以上、2つです。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず1点目のその設置についてなぜ急がないのかということでございますが、学校周辺の設置状況を若干お知らせいたしますけれども、紫波署管内では、盛岡の見前小学校周辺、それから紫波町では、古館小学校周辺でございます。いずれも団地が密集しているところの隣接のところゾーン30を設定しているという話を伺っております。この設置は、去年の10月から設置されておりますが、その前から話があって、まずそういう設置に至ったということでございます。当時紫波署のほうでも矢巾町内にもどこかないかということで検討された経緯はありとお伺いしておりますが、そういった状況がちょっとほかとは違うということから設置を見送ったということをお聞きしております。それから、あとは先ほども申し上げましたとおり、その対策協議会等でも具体的な要望というのがなかったところから現在に至っているというのが実情でございます。

それから、2点目のスクールゾーンの設置されていない場所は、存在するかということでございますが、こちらにつきましては、基本的にはスクールゾーンというのは町内では存在していないと思っております。ただし、1カ所、高田の団地のほうから今度改良する予定の藤沢9号線の部分に関しましては、恐らくこれはスクールゾーンではないかと思われませんが、朝7時から8時半までの交通規制をかけておりましたので、この部分については、町内ではあるのかなというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） わかりました。スクールゾーンもなし、それからゾーン30もなし、それで小学校の付近で先ほど申し上げましたとおりのそういう危険な箇所がありますので、

この質問につきましては、ぜひとも急いで検討していただくことをお願いをしたいと思います。

それで4点目の質問であります。答弁にございました今後岩手医科大学附属病院やスマートインターの供用により交通の動態の変化に合わせて関係機関と協議の上、検討すると思いますが、四、五年も様子を見てから、そして高齢化が急激に進む現在、ちょっとのんびりし過ぎではないでしょうか。ちょっと遅過ぎると思うのですが、供用になっても交通動態のほとんど変わらないのは、住宅団地や学校付近だと思います。なぜかと申しますと、事故が発生してからでは遅いのであります。急ぎませんか。参考までに警察署では、カーナビにゾーン30の設定のための調査、研究をしているとのことですが、急ぎませんかという質問のご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

ただいまのご質問の中にございました、特にも各小中学校で、今私どもも先ほど答弁させていただきたいました通学路の交通安全プログラム、これも策定しておりますし、それから今高齢者の事故も多いわけがございますので、いずれこのスクールゾーン、ゾーン30、そしてシルバーの関係も含めて総合的に検討してまいりたいと、こう思っております。もう特にも煙山小学校児童館、保育園、あの周辺は特にもあれなので、これはひとつ地域としっかり話し合いをしながら前向きに検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） これはゾーン30に関連しての質問であります。実はシルバーゾーンというの也有るのです。これは交通安全標語として、皆さん車を走らせていて、あれっと思う標識がこのごろ出ていると思ひます。これはシルバーゾーンの標識であります。これは各県によりまして、それぞれ呼び名も違ひますし、形も全然違ひます。思いやりゾーンであるとか、ハンディキャップゾーンとか、フレンドゾーン、寿ゾーン、セーフティゾーン、いたわりゾーンとか、そういう命名をしておりますが、岩手県ではシルバーゾーンと呼んでおります。それでそのマークを見た方はいらっしやるかと思うのですが、じいさん、ばあさんが仲よく杖をついて手をつないで歩いているところでありまひますが、最優先ですよ、老人は最優先ですよという標識であります。これも近隣市町の中では設置さ

れているところがございますが、矢巾町では設置されているところがありますか。また、今後この設置などについての検討はどうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問に対しましてお答えをいたします。

1点目の矢巾町内でシルバーゾーンを設置されているかということでございますが、矢巾町内では、シルバーゾーンは設置されているところはありません。

それから、2点目の設置の検討はということでございますが、先ほど町長も答弁しましたが、設置につきましては、老人福祉施設等の近隣の関係で高齢者の方々がいらっしゃる場所とかで危険のあるようなところにそういったゾーンを設定しているようでございますけれども、いずれ町内では先ほど言いましたようにないわけでございますが、そういった施設等もございますので、設置が必要かどうかという部分に関しましては、今後検討させていただきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「1問目はありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、第2問目の質問を許します。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 2問目、6次産業に対するアイデアについての質問をさせていただきます。

数年前の矢巾町農業ビジョンにおける農業についての意向調査におきまして、6次産業化の農産物加工販売に関しましてアンケートによる6次産業について77%が取り組む予定がないとの回答のとおり、6次産業化に対する意識が低いのが現状であります。しかし、関係者におきましては、農産物の付加価値を高めるため、農商工連携による支援策として町内飲食店の協力を得ながら、ゆくたがりの夕べでの創作料理や新年交賀会、経済交流会などの会合を通じまして新メニューの開発に努力をしておりますが、実際には支持を得られるような料理には至らず、成果はいま一步であります。また、農林課、農協、飲食店の関係者が平成24年から定期的な会合を持ち、毎年活用素材の洗い出しをしながら取り組みの方向性など、検討しながらメニューの開発に努め、平成24年ローストビーフ、山ブドウのロールケーキ、ピザ、みそかんのコロッケなど25年、26年も同様に新たな各種工夫され

たメニューをゆくたがりの夕べに提供しており、その努力には謝意を申し上げる次第でございます。6次産業化には、このような新たなメニュー開発も必要であり、今後とも続けていただき、ヒット商品に恵まれますことを期待するものであります。

このような新たなメニューの開発も必要ではありますが、古くから矢巾町に伝わる母の味、ふるさとの味でありました伝統料理や季節の地元食材を使った料理、昔からの郷土料理、手づくりおやつなどがこの矢巾町には多くありました。昭和55年現在の食改協の前進であります食生活を考える会が10周年を記念し、「私達の健康は私達の手で」をスローガンに2年がかりで古くから伝わった伝統、生活の知恵、季節料理や山菜料理など、春夏秋冬、季節ごとに計65品目の料理を祖先から受け継いだ食文化を後世に伝えたいとして料理集を発行しております。また、平成22年には、30周年記念誌として矢巾のおすすめ料理、簡単料理レシピ集を発行し、29品目の料理を紹介しております。親から子への郷土伝統料理を引き継ぐことが少なくなった今こそさきの新たなメニューの開発とともに、これらの料理の中から6次産業化へ取り組む道があると考えますが、町の考えについてお伺いいたします。

1点目であります。94品目の人気投票を実施の上、数点を再現し、一定期間飲食店などで提供し、試し販売などの考えはないのかお伺いいたします。

2点目であります。対象品の料理は、町内産の食材が多く、6次産業化に向けた取り組みはないのかお伺いいたします。

3点目であります。伝統郷土料理を後世まで残すことに対する町の考えについて、以上、3点お伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 6次産業化に対するアイデアについてのご質問にお答えいたします。

1点目の矢巾町食生活改善推進協議会が作成した料理レシピ94品目のうち数点の販売等の考えについてですが、矢巾町食生活改善推進協議会における当該レシピ集の作成、キーワードとしては、健康づくりと伝統料理、郷土の食文化の伝承が挙げられますが、町内産食材を使った春夏秋冬の季節に合わせた料理、さらに昔からの郷土料理、手づくりおやつなど、家族の健康を願い策定した冊子であり、貴重な資料として認識をしておるところであります。

各レシピ集メニューの人気投票等を経た後、上位数点の試し販売等については、郷土料理の復元を地域で取り組むことから広い意味において地方創生活動の一環になると捉えて

おり、矢巾町食生活改善推進協議会を初め販売母体となる得る矢巾町商工会及び関係者と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

2点目の対象品の料理の6次産業化に向けた取り組みの考えはないかについてですが、1点目でお答えしました関係者との協議によりレシピメニューが決まった場合には、6次産業化に向けた方向について生産者及び販売者等の関係者と協議してまいりたいと考えております。

なお、矢巾町産の農畜産物を食材とした料理については、平成24年度から農商工連携の観点から矢巾町商工会との連携により、町内飲食店3店舗からなる創作料理の考案に向けた取り組みは継続中であり、来年度本県を会場とされます岩手国体を見据え、国体おもてなしメニューを開発しておりますが、将来的には郷土料理を参考とした取り組みも考えております。

3点目の伝統郷土料理を後世まで残すことに対する町の考えについてですが、伝統郷土料理は、先祖代々から伝わる知恵と町内産食材を取り入れ、さらに季節に合わせた貴重な料理であり、後世に残すことは大切なことと認識をしております。岩手県では、平成8年から先人の食のわざや知恵を保存、伝承し、岩手の豊かな食文化を消費者に発信することを目的に郷土食等のすぐれた技術を有したその技術を伝承できる方を食の匠として認定しており、当町においても2名の方が認定されております。矢巾町農業対策会議生活部会においては、矢巾町秋祭りの生活展にて食の匠による郷土料理体験コーナーや郷土料理講習会を年2回開催し、地域伝統の料理とわざを知ってもらう機会を設けております。こうした活動は、毎年好評を得ておりますので、関係者のご協力をいただきながら今後も継続してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） なぜ今伝統料理、郷土料理に注目するのかと申しますと、理由は2点あります。まず1点であります。屋台村があります。サラリーマン時代を思い出してある店に晩酌セットをつくってもらいました。お酒1品、それから食べ物が2品ついてセットで1,000円であります。現在とても売れているようであります。夏場の料理だけでしたので、今後季節に合ったメニューが必要となります。このように以前にはなかった消費の場所が突然出現しました。今後も同じようなことが考えられます。商工会を中心に平成24年



から進めております6次産業の取り組みとして創作料理の研究開発をしており、平成27年度の予算に6次産業化支援事業委託金として200万円ほど予算計上されております。8月25日にも会合を持ったそうであります。飲食店、農林課、商工観光課、いきがい推進課、商工会の皆様であります。この検討会の中で創作料理などの新たなメニューの開発を含め、この94品目の中からこのような新規の需要に即した季節ごとのセットメニューなどの開発も視野に入れて検討をいただきたく、その考えについて伺います。

それから、2点目の先ほどの理由であります、簡単に申し上げますと、郷土伝統料理は、別名健康のための料理でもあるからであります。それでは、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

今のご質問の部分につきましては、貴重なご提言も含めた内容と受けとめているところでございます。そして結論的な部分といたしましては、先ほど町長のほうから答弁があったわけでございますけれども、いずれ関係者の部分と協議をしながら進めてまいらなければならないというふうに思っておりました。それで特に今現在平成24年度から進めておりました創作料理的な部分につきましても当然継続しているわけでございますが、その中で今後進めるに当たりまして、矢巾町に根差したという観点から、やっぱり取り組んでいる方のお話といたしましては、地元の部分、やっぱりそういったふうなものは大切にしたい形の中で、このものをつくるということではないのですけれども、94のレシピ集の部分も見ながら一つ基本としながら取り組んでみたいという考えも聞いておりましたので、そういう意味では、前向きな話があったなと思っておりましたので、それを生かしていければというふうに考えておりました。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） 関連の答弁をさせていただきます。

私どもは健康づくりの部門で食生活改善推進員、そして保健推進員と一緒に岩手県、そして矢巾町の課題となっておりますが、がん対策、脳卒中対策にその核となる食生活の改善について取り組んでおりますが、受け入れていただける料理ということが受け入れていただける味、健康によくても、なかなかつくり方、材料、そして味ということで食べてもらえなければ意味がありませんので、そしてまた体にいいということでさまざま検討して、苦

労して改善して取り組んでいます。でも、やっぱり大事なことなので、そして今若い世代がやっぱり料理をつくる大切さを伝えていかなければならないので、この健康づくりと伝統郷土料理というところをどちらも大事にして取り組んでいきたいと思いますので、しかも関係部署、農林課、商工観光課、そして農業関係者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） その記念誌は、実はこれでありませけれども、探すのに図書館とかにもなくて、1年ぐらいかかりました。それでようやく探しましたし、今商工観光課でも持っていらっしゃると思いますけれども、最後の質問とさせていただきます。

郷土料理を後世に残すことは大切なことと認識しておりますとのご答弁でありました。現在この貴重な料理を再現できる人が少なくなっております。食の匠による郷土料理体験コーナーは、大変好評であったと聞きます。これは、数品だけの料理でありましたが、ぜひ94品目を可能な限り実現していただく機会を設けてご検討いただきたいと思います。

また、6次産業化に当たっては、矢巾の伝統料理に欠かせない現在の農業情勢の減反政策の中で小麦、大豆、そば及び各種野菜類などが多岐にわたる食材が生産されております。元気な農業にも寄与できる要素があります。ぜひ後世まで残すための考えについて、もう一度その方法などについても承りたいと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

まず農業生産の現場というふうな視点の部分の中で答えさせていただきたいと思いますが、議員お説のとおり、今米以外の形の中でいろんな食材が栽培されておりました。それも担い手、そしてまた組織的な部分で栽培されているのは事実でございます。それを生かすための部分は非常に大切な部分だと認識しております。それでここを進めるに当たりましては、まず大きく2つの部分があるのかなというふうに思っております。それぞれ伝統料理なり、郷土料理の部分の伝承なり、それを進める上では、当然ながらそれをつくる、つくって食べるという、そういう行為がありますので、そのためには、やはりどうしても母体となります家庭内の部分の中でそういったふうな手づくりのできる環境というのにも必要なのかなというふうに思っております。当然ながら今の環境づくりの部分の中では、

認定農業者あるいは集落営農なり、法人なりの部分が、やはりそれ相応の所得を得た形の中で、まずはその中で老若男女が連携をした形の中でまずそういうふうな組織が必要だろうと思っております。その中からゆとりというものを当然ながら踏まえて、そういう行為の中で今おっしゃったような部分の中で、祭りもしかるべき、いろんな祭りもそうなのですけれども、そういう中から今のようなものが自然発生的に出るし、話が発生したとしても受け入れる状態になるのかなというふうに思っています。そういうふうな環境づくりが大切だろうと思っております。

次に、2点目の部分といたしましては、現実的なアクションの問題になりますけれども、この部分につきましては、先ほど町長答弁にもございましたが、まず学校給食の部分では、季節の部分の中で大きな節目、節目の部分の中にあります郷土料理の部分につきましても生徒たちにも提供している部分がございます。そしてまた、給食だよりの部分を出しながらそういうふうな発信をしているのがまず1点ございますし、そしてあとは、それぞれ食の匠なり、話につきましては、答弁のとおりなわけでございますけれども、そういうふうな発信の場の部分を今後も継続してまいりたいと思っておりました。

あとは、この部分につきましては、どうしても一つの啓蒙的なものとしたしましては、今現在県のほうで提唱しております毎月第3日曜日、家庭の日といったふうなものもあるわけでございますけれども、そういったふうなものも一つのキャッチフレーズ的なものを出しながら家庭そのものが、きょうは手づくりをしながらこういったものをやろうなど、そういったふうな機運的なものを基盤としては大切だろうなというふうに思っておりました。こういったふうなものを浸透できるような部分につきましては、協議しながら進めていければなというふうに思っておりました。すぐは出てこないかもしれませんが、その部分につきましては、粘り強くやっていければなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で6番、村松信一議員の質問を終わります。

ここで昼食のための休憩に入りたいと思います。

再開の時間は1時とします。

午前11時57分 休憩

-----

午後 1時00分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開します。

次に、3番、廣田清実議員。

第1問目の質問を許します。

（3番 廣田清実議員 登壇）

○3番（廣田清実議員） 議席番号3番、町民の会、廣田清実でございます。

矢巾の駅周辺の課題について、これはともすると少子化にも寄与すると思えますし、いろんな問題に寄与すると思ひまして質問させていただきます。

本町では、3村合併以来長年にわたり矢幅駅を本町の顔として捉え、それに相応して周辺整備が望まれてきました。住人の念願でありました下水道整備とあわせて区画整理が終盤を迎えており、開発に携わった関係者各位には敬意を表します。今後地域創生と活性化に向け、期待する住民も多くあるほか、交流人口が増加し、定住促進することで本町の行政にも多方面に寄与するものと思ひます。これを踏まえ、次の3点についてお伺いいたします。

まず1点目は、住居表示についてであります。駅周辺開発が進み、周辺環境が大きく変わり、大字南矢幅と又兵エ新田の住所と、自治会表示の矢巾、新田、南矢幅との整合性がとれていないことから、郵便業務、宅配業務や外部からの本町への来町者などに不便を来していると声があります。業務効率が矢巾町及び住民の利便性を高め、人口定住の促進のためにもわかりやすく見直す必要があることから、町長の所見をお伺いいたします。

次に2点目に、矢巾西開発区域内にある大きな私有地の未利用地についてであります。当時本町がかかわり売却された土地と聞いていることから、お伺いいたしますが、現在も相手と利用促進のための協議など行われているのか問うものであります。

次に3点目に、矢幅駅西口利用率向上のために期待のかかる旧矢巾中学校跡地利用についてお伺いいたします。まさしく駅利用面の利便性がよく、交流人口を高める重要拠点となり得る場所であり、かつて2つの請願が出されました。趣旨採択という形ではありますが、いずれも採択されています。その後、龍澤学館との協議は続いているのか。あるいは全く白紙の状態で新たな利用形態を模索しているのか、町長の所見をお伺いいたします。また、それに付随したグラウンドで、かっこうグラウンドですけれども、年間の利用数はどのくらい程度なのかお聞かせください。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 3番、廣田清実議員の駅周辺地区の課題についてのご質問にお答えいたします。

1点目の住居表示についてですが、建物に付された表示により、町をわかりやすくしたり、郵便物を配達しやすくしたりすることを目的に昭和37年5月に住居表示に関する法律が施行され、本町でも昭和49年3月に矢巾町住居表示に関する条例を制定し、流通センター区域を対象に住居表示を行っており、その他の区域は、土地の地番を住所地としているところであります。ご指摘の矢幅駅周辺の土地区画整理地内は、現在土地の地番と区画とが一致しておらず、住所地がわかりにくい状況ではありますが、駅西地区については、ほぼ整備が終了し、駅前地区におきましても平成27年度で完了する予定となっており、今後換地処分が進み、この作業が完了しますと、地番と区画が一致することとなり、現在のわかりにくさは解消されるものと考えております。

また、大字と自治会表示が異なることについては、区画整理事業により、新たな自治会を形成する場合には、整合性を図るため合理的に進めることが必要と考えますが、矢幅駅周辺土地区画整理事業地内は、複数の自治会が存在しており、地名に対する歴史的背景や今日までの自治会活動などに配慮すると、大字の区域と自治会区域を一致することや自治会表示を変更することは難しいものと捉えております。

なお、今後医大の移転等により、市街化区域内の開発が推進されることが予想されるので、住居表示化に関しては、検討してまいりたいと存じます。

2点目の矢幅駅西開発区域内における私有地の未利用地について現在も協議などが行われているのかについてですが、毎年機会あるごとに所有者の方に出向き、私有地1,631坪を良好な利用を図っていただくようお願いいたしております。また、先日も仲介業者からご提案いただいた施設設置計画案もありますが、あくまでも民間活力を生かした計画を策定いただくことで検討しているところであります。

3点目の旧矢巾中学校跡地利用について、その後龍澤学館との協議は続いているかについてですが、旧矢巾中学校跡地利用計画については、白紙の状態となっております。なお、今後住民の皆さんからご意見をいただき、民間事業者からもご提言をいただくなど、検討してまいりたいと思います。また、現在のグラウンドの年間利用件数はどの程度なのかについてですが、今年度7月までの利用件数は102件となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 1点目のほうからまず質問させていただきます。

1点目の質問に対しては、ちょっと質問の内容がニュアンスが違くとられているような感じがしますが、もう一度確認いたしますが、自治会表示を変更することは難しいということでありましたが、自治会表示を変えるのではなく、自治会表示に住居表示を変えることができないうのかということでありまして、それはどうなのでしょう。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

答弁の部分で若干こちらとの食い違いはあったわけでございますけれども、住居表示そのものについてご答弁申し上げたとおりでございますし、それからそれを使っての行政区、いわゆる行政区名の表示でございますけれども、こちらについては、こちら行政区再編審議会含めまして検討する必要があるでございますので、早急に形で結論を出すわけにはいきませんが、検討をさせてご提案として検討させていただきたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 難しい理由の一つとして歴史的背景があることは理解できます。ただ、自治会活動において、どのような不都合があるのかということについて答弁願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

それぞれ自治会では、自治会名をもってして活動をしているところをご承知のとおりでございます。状況もそのとおりでございますけれども、答弁申しましたとおり、長年地域として、いわゆる極端に言えば大字名なり使った自治会名がまず例えば南矢幅とかというふうな形である部分の中で、不都合という部分に関しては、大きくとえばあれですけれども、なじんだ部分の中でいろいろ地域で前からやっている事業なり、ここら辺の部分のなじみやすさとか、この辺の取り扱い、今までの伝統的なものを含めましての対応についてここら辺の難しさ、ここら辺はうちらも承知しているところでございますので、ここら辺について、当然ながら先ほど1点目でお答えしたとおり、今後の検討の中でするにしても、やはり住んでいる方と申しますか、その地域の方のご意見というものもうちらは大きく反映させていき

いなというふうな感じでおりますので、議員ご指摘の部分とあわせながらやっていくことで、捉え方としてはそういうふうに捉えている状況でございますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 確かに南矢幅も7区とか、矢巾も3区まで広がっておるわけなのですけれども、又兵エ新田という昔からの由来のある住所地はわかりますけれども、以前私も聞いたことがあるのですけれども、矢巾3区さんで購入したときは、南矢幅住所で買ったと。だけれども、ちょっと区画が変わったら又兵エ新田の住所に変わってしまったと。それで不満を持っている住民の方がいました。というのは、やっぱり今の感じからすると、確かにその矢巾町の3村合併のあたりでは、確かに又兵エ新田、南矢幅で済んだかもしれませんけれども、今から住む人たちが望むものは、やっぱりそういう部分ではなくて、今度西口のほうは区画整理が終わるわけなのですけれども、この機会に新田さんにも新田の行政区の中にも新田という名前がありません。ただの新田はありません。南矢幅と又兵エ新田という住居表示しかありませんので、それを何とかして新田という、東口に関しては、矢巾という住所がなくて又兵エ新田と南矢幅の住所しかありません、大字。そういう部分に関して、私は区画整理の仮換地が既に今度終わるところで仮ですけれども、新田一丁目とか、矢巾一丁目とか、そういう部分でできないのかなという部分で、これから検討していくことは大事でしょうけれども、この同じ機会に二度手間にならないようにできないのかという部分の質問をさせていただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 藤原区画整理課長。

○区画整理課長（藤原道明君） ただいまのご質問でございます。住民にとって二度手間にならないような方法はないのかといった趣旨のご質問だと承りました。現時点におきまして仮換地指定をしております、来年度本換地となるわけでございますが、本換地に当たりましては、基本的には旧来の地、大字なりは、そのまま残して地番のみの整理、もしくは地形地物に変更になりましたので、字界変更というふうな形での修正等はございますが、基本的には、抜本的にこの区画整理の本換地でもって地番は振り直しますが、地名の変更までするものではございません。ただし、全くの不可能かと言われると、全くの不可能ではないと考えてございます。いずれにせよ字界なりなんなりというふうな部分の変更を伴いますので、

そちらに関しましては、議会のほうの議決も賜るところにはなっておりません。

ただ1点、ちょっと我々のほうも住居表示については、ちょっと勉強をいたしました、本質的に住居表示というものは、議員が最初におっしゃったように、わかりやすさを追求するためのものということになりますので、そういった観点から進めていく際に、わかりやすさのみを歴史的に追求した結果、古い地名がどんどん失われていったという弊害も出てきて、現在法律的には変更しようとする場合は、住民の方からのある意味コンセンサスがきちんと得られていないとできないと。それが例えば法律上は、告示をしてから50人以上の連署をもって変更の請求をすることができる、かなり住民サイドの考え方が反映されるように、逆に言いますと、50名の方が反対するようなものであれば、それすらままならないというふうな状況、厳しいものになってございますので、そういった意味もありまして、いずれこの住居表示にせよ、地名にせよ、大変に住民の方々皆様のいろんなお考え方のもとに、それをうまくコンセンサスを得ていかなければならないという意味で非常にデリケートな内容にもなってくるかと思えます。

いずれにいたしましても本換地で抜本的に名前を変えるというふうなことにつきましては、現時点では考えておらないところでございますが、将来的な住居表示、それは区画整理をやったところ以外のところも含めて考えていく時代は間もなくなのかなとは考えております。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 今回の答弁の中で大字の関係がありましたけれども、まさしくいろんな部分で、何で矢巾にまだ大字があるのか。ひもといってみますと、明治22年の町村合併を行ったときに、内務相の訓令としてこの表示が大字というものができました。今この平成の時代で矢巾町の発展を見ますと、大字という表示が本当に正しいのかという部分も考えてみれば私は、その大字を変える、取るという考えはあるかちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この大字の関係、先ほど廣田議員さんご指摘のとおり、これは大きく変わる地名も含めまして、地名というか表示も含めまして変わるものでございまして、今現在大字を取る形でまちづくりを、住所をとという形のもの、少し時間を要するものと捉えてございますので、時間をいただきながら慎重に検討させていただきたいというふうに考えてございますので、ご理



解のほうをお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 1点目に関しては、やっぱり住民の方の意見もあるので、早急に進めていただきたいなと思います。

2点目について質問いたしますが、未利用地ですけれども、昭和45年前後と思われるが、町当局がかかわった物件であるとするれば、答弁のような毎年機会あるごとというのは、1年に1回か2回しかないということと理解しておりますけれども、それはどう、機会的には何回ぐらいあるのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

駅西の未利用地を法人さんの土地なわけですが、これにつきましては、今議員おっしゃったとおり、年に二、三回というような形でお願いをいたしているところでございます。毎年のように、それぞれ仲立ちをしていただいている業者さんおまして、所有者の方のほうにこのような使い方はどうですかというような提言をしていただいておりますので、町といたしましては、やはり駅西の一番いいところに土地ございますので、それぞれ人のにぎわいあるいは交流等々も含めながらできれば、早期に開発していただければなど、このように考えてお願いをいたしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 確かにいろんな部分、人口減少問題、それから雇用の問題等もこの土地に係る重要性はあると思います。ですので、やっぱり町当局としても年に1回とか2回で、民間であれば、逆に言えば毎月でも会って何とか利用したいと。矢巾町としても本当に大事な一番いい土地であると思いますし、それが未利用地になっているというのは、大変だと思いますので、これからも町当局としてもっと積極的に出られるのか、出られる状態になるのかお聞きいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

今廣田議員のご指摘のとおり、本町の少子化対策、特にも人口減少において、今ご指摘のとおりでございます。それで今私どもも民間から提案されておりまして、このことができれば成就するようにプッシュしていきたいなということで、また今回の計画がもし頓挫することがあっても、これからも今ご指摘のとおり定期的に交渉を進めながらやっていきたいと、こういうふうに思っておりますので、今いわゆるプランニングが具体的なものを示されつつありますので、そのことを踏まえて私どもも対応してまいりたいと、こう考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 2点目に関しては、これから前に進むものと考えて、私たちも協力しながらやっていければなと思っております。

その次の3点目に対しての質問であります。看護学校の設置に対しては、龍澤学館とは白紙との答弁がありました。それでも一つの趣旨採択された教育施設、体育施設の請願に対してはどうなっているのかお聞きいたします。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

龍澤学館の部分につきましては、町長答弁のとおり、今のところ白紙ということでしたしておりますし、スポーツ施設等々につきましては、一般の事業者の方からこういうのはどうですかという提案もいただいております。それらを含めながら町民の皆さんあるいは議員の皆さんと協議していきながら、本当にあそこの跡地の利用をどうすればいいのかなというのを今後議論してまいりたいと思っております。

それぞれあそこの利用につきましては、旧グラウンドが今お話ありましたとおり利活用されておりますし、やはりそういうふうな施設に屋内運動場といいますか、多目的ホールといいますか、利用できるようなものができれば、非常にどっちも利活用できていいのかなと、このように考えておりますが、いずれ皆さんの意見を聞きながら進めていきたいなと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） そういうことになりますと、であれば趣旨採択はされたけれども、

どっちも何も動いてはいないということによろしいでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） 今廣田議員おっしゃったとおり、直接的に動いているというのはございません。ただ、果たして趣旨採択された部分がいいのか、あるいは違うものもあるのか、そういうのも含めながら考えていきたいなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） では、今もうここから見ても草ぼうぼうなのですけども、この管理というのは、逆に言えば今はどこの課が管理しているものなののでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本 功君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

管理主体は、教育委員会の社会教育課ですが、実際の管理につきましては、指定管理で矢巾町の体育協会のほうにお願いをしておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問、加えて答弁させていただきたいと思っておりますけれども、今言ったグラウンド部分、それからあとは校舎跡地の部分でございますけれども、校舎跡地の部分については、総務課のほうで管理ということで状況については、夏場1回草刈りというのか、これはやった状況がございますけれども、管理は総務課のほうで実施しているところがございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 跡地、総務課で管理しているということでグラウンドのほうはやっぱり教育という部分ではわかります。ただ、やっぱりもうこのとおり草ぼうぼうで隣接の住宅からいつ苦情が来るかという状態のところまできているような気がしますけれども、今後やっぱり総務課で、ちょっとお聞きしますと、町の総務課の職員が刈ったというようなちらっと話を聞きましたけれども、これからも同じような管理をしていくのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在のところは、町のほう総務課直営でやりたいというふうに考えてございますけれども、状況、頻度等によっては、業者委託ということも考えられますけれども、財政事情等の状況を勘案、考慮しながら今後対応してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 本当に矢巾町にとっては大事な土地だと思いますので、管理のほうもしっかりよろしく、苦情が出ないようによろしくお願ひしたいと思います。

どうしても今見ますと、住民、地域住民だけではなくて、矢巾町民が関心を持っている町の土地でありますので。速急な対策と方向性をどのようにしていくのか、よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

それで今廣田議員のご指摘のとおりでございます。いずれ私どもとしては、今後総合計画、そして今地方創生の戦略型の今進めておるところでございますので、そういった総合計画、地方創生、これとのいわゆる整合性を図りながら、特にも先ほどの駅西の関係、そしてまた学校敷地、この跡地のことについてもいつまでもこういう状況下には置かれないわけでございますので、私どもとしては、いずれ今民間からもご提案いただけるのであればということで、そうした一つの形をつくりながら最終的には議会、そして町民の皆さん方にご理解をいただいて前に進めていきたいと、こう考えておりますので、その辺のところはよろしくお願ひをいたしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で3番、廣田清実議員の質問を終わります。

次に、1番、赤丸秀雄議員。

第1問目の質問を許します。

（1番 赤丸秀雄議員 登壇）

○1番（赤丸秀雄議員） 議席番号1番、一心会所属、赤丸秀雄。

質問事項は、1点目、7月5日に起きた事象について伺います。去る7月5日に発生しま

した本町の中学2年生の自殺により、若いとうとい命が失われました。大変痛ましい事件であると私を初め町民皆様が感じています。この件につきましては、これまでも町担当者からの説明や学校側の調査結果、マスメディア報道による事象確認である程度把握はできましたが、次のことについて伺います。

1つ目、遺族側の意向を踏まえ、いわゆる第三者委員会を設置します。昨日のテレビにおいては、7日が初会合のようですが、委員会調査費用は、町で全額負担する方針でしょうか。県教委で今回の事象を踏まえ、第三者委員会を常設する意向のようであり、また県知事、県教育長名合同で県内自治体に防止策を指示したこともあり、県への費用支援要請は行わないのか伺います。

2点目であります。当該中学校保護者を対象にアンケート、聞き取り調査結果の説明会を開催しましたが、全町民へは内容説明または調査資料提供などを行うことは考えていないのか伺います。このことは、午前中の昆議員と重複するとは思いますが、再度伺います。また、説明会を行うとすれば、第三者委員会調査結果後になるのかあわせて伺います。

3点目であります。若くして亡くなられた亮君は、本当にお気の毒でありました。しかし、加害者と言われる方たちのことも考える必要があると思います。特にいじめと認識しないまま、例えば友だちとしてふざけ、冗談の行動としてやっていたという人もいると思います。これから未来ある若い人たちです。精神的にまいっている方には、カウンセリングを中心にきっちりフォローする体制構築を望みますが、現時点の取り組み状況について伺います。また、命の大切さを自覚する取り組みの指導徹底も望みます。

以上の3点について伺います。

○議長（廣田光男議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 1番、赤丸秀雄議員の7月5日に起きた事象についてのご質問にお答えいたします。

1点目の第三者委員会の調査費用は、町で全額負担する方針なのか、県への費用支援要請は行わないのかについてですが、町いじめ問題対策委員会の設置を予定しておりました段階で県に対し、国、県の助成措置はないのか問い合わせをしております。県では、どちらも助成措置はないと回答でありましたので、町いじめ問題対策委員会に係る経費については、町議会定例会8月会議で一般財源として予算措置をしたところではありますが、先般県から国の補助事業でいじめ問題等の解決に向けた外部専門家活用事業を導入できるとの連絡がありま

した。このことから現在委員会経費の3分の1の歳入を確保すべき国に申請を行っているところであり、交付決定後に財源更正に係る補正予算をご提案申し上げたいと考えております。

なお、県からの助成はありませんが、これまで県教育委員会からは、さまざまな人的支援をいただいているところであり、当該中学校の対応に延べ225名の指導主事、スクールカウンセラー、保健師等の支援を、教育委員会には電話対応の支援として延べ51名の支援を受けているところでもあります。

2点目の全町民へは内容説明を行うことは考えていないのか。また、行うとすれば、第三者委員会調査結果後になるのかについてですが、当該中学校では、7月5日に亡くなられた生徒の保護者からいじめが原因で自死したものであるとの申し出を受け、学校のいじめ対策推進委員会が主体となって7月7日に生徒に対するアンケート調査を実施し、その後同じクラスや同じクラブ、アンケートに何らかの記載のあった生徒並びに教職員からの聞き取りを実施して調査し、7月26日に学校としての調査結果を報告いたしました。

この結果については、直ちに亡くなられた生徒の保護者に対し、調査内容の全てをご報告するとともに、当該中学校の保護者に対しても概要版を作成し、説明会を開催したところでもあります。

教育委員会といたしましては、この調査は、あくまでも事実関係を明らかにするための当該中学校の内部調査であって、最終報告書とは捉えていないところであり、今後開催を予定しております町いじめ問題対策委員会から出される報告書が最終報告と考えております。

また、町いじめ問題対策委員会では、今回の事案について、学校、教育委員会の対応がどうであったのかについても検証いただき、今後の対応策についてもご提言いただきたいと考えております。その内容を踏まえ、学校、教育委員会、そして関係機関団体を含め今後二度とこのようなことが起こらないように対処してまいりたいと考えております。

また、個人のプライバシーに関する内容が多く含まれることが予想されることから、全町民に対する説明会等は考えていないところでもあります。

3点目の加害者と言われる方へのカウンセリングを中心としたフォローする体制構築の取り組み状況についてですが、いじめの当事者と考えられる生徒については、当初今回の事案とみずからの言動が結びつけられない生徒もいたことから、学校において教師から指導を行うとともに、今回の事案によって大きく変わったみずからの心理状態や周囲の環境の変化をスクールカウンセラーによるカウンセリングによって心理的安定に導けるように対応しているところでもあります。

また、いじめの当事者でない生徒でも今回の事案、加熱する報道やネット等によりショックを受けた生徒もいることから、事案発生当初から2名のスクールカウンセラーを県教育委員会から派遣いただき、このような生徒や教師のカウンセリングを行ってまいりました。

このほか養護教諭につきましても、7月22日から1名増員をいただき、対応しているところであります。

なお、命の大切さを自覚する取り組みにつきましても、学校内部で取り組むことはもちろんのこと、人権擁護委員等外部の方々のご協力もいただきながら推進していかねばならないと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 答弁ありがとうございました。

午前中に昆議員からいろいろ質問がありました上で町長に伺います。いじめ防止対策について、二度と発生させないためにも町では具体的に何か考えているのか。また、考えようとしているのか、その辺検討しているのであれば、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

本町にとりましても今度のいじめの自殺問題、これはもう重大な事態と私どもも捉えておりまして、やはり何としてもこういうことが二度と起こらないように、いじめの再発防止のために本町といたしましても、いじめ防止対策基本条例の制定を考えていきたいなど、こう思っております。

それで今これから皆さんとも協議をさせていただきながら進めてまいりたいと思いますが、この制定の趣旨といたしましては、まず何といたしましてもいじめの未然防止、そしていじめの早期発見、早期解消、そしていろんなその他いじめへの対処があるわけですが、こういった対策に取り組んでまいりたいと。そしてうちでも今基本指針が示されて、その基本理念とか、基本的な対策が打ち出されておるわけですが、特にも町と教育委員会の責務を明らかにしていきたいと。もうきょう午前中の昆秀一議員の質問の中にもございましたように、やはりこれからは、この責任の所在というか責務、そういったものをしっかりしてまいりたい。そして町民の皆さん方と一丸となっていじめ防止の対策を総合的に、そして効果的に進めてまいりたいと。

今考えておりますのは、特にもこの責務の関係でございますが、先ほど申し上げたとおり、町、教育委員会、または小中学校の学校現場のそれぞれの責務、それから役割といたしましては、保護者、そして町民、児童・生徒の皆さん方の役割も明らかに示していきたいと。私ども今条例の中には、特にもここが大事だというのは、相談体制の整備、このこと。それから、関係機関との連携、特にも県教育委員会がこのことに関係しておるわけでございますので、そして県教育委員会との連携での教職員または教育委員会の職員の研修の実施を行ってまいりたいと、このように考えております。

そして私ども条例を制定するときは、今やっておらない、これからは今度の特にも多少、いわゆるいじめ防止基本条例の場合は、町民の皆さん方にもパブリックコメントで幅広く意見を求めて、時間がかかっても、そういった町民の皆さんの思いも条例の中に取り込んでまいりたいと。そして、私どもやはり今総合教育会議というものもある。特にもいわゆる事件が発生した後、事故の起きた後に次の日にすぐ総合教育会議を開いたわけなのですが、いずれこれからの対応はスピーディーな対応もできるような体制整備をしてみたいということ、今赤丸秀雄議員のご質問について、これは議会、町民の皆さん方のご理解をいただきながら前向きに検討してまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 今のお話、大変ありがとうございました。先ほどの答弁の中で再確認の意味でご質問させていただきます。

まず国への経費の申請であります。認められれば、3分の1歳入が確保できるということですのでよろしいのでしょうか。それから、その時期というのは、認められる時期、もしくは額等については、やっぱり今回の第三者委員会調査結果後の時期になるのでしょうか、そこをよろしくお願いします。

○議長（廣田光男議員） 立花学務課長。

○学務課長（立花常喜君） 今回の補助金に係る助成の率でございますけれども、こちらのほうにつきましては、事業費の3分の1という内容になっております。ただ、先般申請をしたばかりのところでございますので、どの程度の額になるのかというところはまだ不確定なところがございます。そういった中でまず極力国のほうにも働きかけながら財源の確保を図ってまいりたいというふうに考えております。



以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） それから、町民の皆様への説明について再度確認させていただきま  
す。

第三者委員会の調査結果内容により、町民の皆様へ説明会なるものをやるというような解  
釈でよろしいのかどうか伺います。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

第三者調査委員会の結果等の皆様への公開ということにつきましては、基本的な狙いは、  
二度とこのような事態を起こさないこと、それからいじめについて学校だけでなく多くの  
方々が考えていただくということが狙いとしてあるのではないかなというふうに思います。  
第三者調査委員会の結果が出ましたならば、それは公開する形で臨みますけれども、説明会  
につきましては、さまざま個人情報というかありますので、これについては、報告書を見て  
いただくというのが一つの方法であると。それから、先ほど町長が述べましたけれども、い  
じめに関する基本条例、いじめ防止の基本条例、これにつきましては、町民の方も含めてさ  
まざまな観点から一般論ではありますけれども、いじめについて考え、意見を交換し合うと  
いうことから、これも大きな公開というか、いじめを考えるいい機会だと思いますので、こ  
の2つ考えられるわけですが、ご質問にあった説明会ということについては、そういう意味  
から考えていないところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 今の答弁については理解しました。

再質問でいじめ当事者について伺います。答弁に差し支えあれば、お答えいただかなくて  
も結構ですが、まず当事者の保護者は、インターネットなどで実名掲載があり、精神的  
に相当まいっていると聞いていましたが、当事者本人は学校生活に支障は出ていないよう  
でしょうか。また、午前中にも同じような質問も出ましたが、私からも再度確認させていた  
だきたいと思います。

また、当事者は逆に開き直りの態度になっていないのでしょうか、その辺の現状もお伺い

します。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

当事者につきましては、何名いるかとか、あるいはどういう状況になっているのが何名ということは、ご容赦願いたいと思います。当事者の中には、学校に登校しかねている生徒がいるのも事実でございます。また、若干反省が足りないなという面もあった生徒がいるのも事実でございます。これらの生徒に対しましては、保護者とも連絡をとっておりますけれども、さまざまな課題がございますので、登校できない生徒については、もう少し時間がかかろうかと思っておりますけれども、対応をしてまいりたいと思っておりますし、登校している生徒につきましては、今回のことを深く反省したり、またいろいろな面での指導を加えながら、在校生の指導あるいは当事者の指導にも力を注いでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 質問事項、2点目についてご質問します。

地方創生事業計画策定の進捗状況について伺います。町から6月に説明のあった地方創生事業計画策定について、現在の進捗状況を伺います。説明時では、8月に総務省へ、10月計画書提出予定で報告する旨の説明でありましたが、その後スケジュールどおりに進んでいるか伺います。

1点目、参画メンバー、住民や産官学金労言、代表者14名の会議は計画どおりに行い、町が期待した意見など、把握確認ができていますか伺います。

2点目、取り組む内容について目標、目的が具体的で数値化や重要業績評価指標が設定できる状況になっているか伺います。

実施状況を検証するためには、ぜひ必要であると思っております。その辺を明確化かつ確実に盛り込むのか伺います。

3点目、議会へ説明できる時期はいつごろになるか伺います。先週企画財政の方から若干説明は受けておりますが、この地方再生の部分については、大変重要であると認識しておりますので、お互いの認識向上のため、また勉強のためにもぜひ中間報告、それも数回、ぜひ

やっただけなのかどうか、その辺を伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 地方創生事業計画策定の進捗についてのご質問にお答えいたします。

1点目の参画メンバー会議は、計画どおりに行き、町が期待した意見など、把握確認ができていくかについてですが、矢巾町まち・ひと・しごと創生有識者会議を設置し、7月に第1回目の有識者会議を開催したところであり、今年度はほかに3回の開催を予定しております。地方版総合戦略の策定に当たりましては、有識者会議の委員からのご意見のほか、町内外の個人、団体、企業からもアイデアや提言を募集しているところでもあります。また、町内の18歳から49歳の男女各1,000人を対象に結婚、出産、子育てに関する調査と15歳から18歳の男女約1,000人を対象に進学、就職等の意向に関する調査を実施しており、委員等からのご意見とあわせ広く住民ニーズを把握し、総合戦略の策定に反映することとしております。

2点目の目標、目的が具体的で数値化や重要業績評価指標が設定できる状況になっているかについてでございますが、現在策定中の地方版総合戦略の中で達成度合いの検証が容易となるよう客観的な数値目標を全ての項目で定めることとしております。これにより事業実施後の成果をより客観的に検証することで検証結果を踏まえた上での必要に応じた施策の見直しに適切に対応することが可能となり、よく言われますPDCAサイクルも確立することができるものと考えております。

3点目の議会への説明ができる時期はいつごろになるかということでございますが、1点目にも申し上げたとおり、現在は住民の皆さんを初め各方面からのアイデアを広く募集しているところであり、9月上旬に集まったアイデアを素案として取りまとめ、有識者会議で検討することとしておりますことから、その後に経過も含めてご説明を申し上げたいと考えております。

また、地方版総合戦略は、その性質上、一度策定して終わるものではなく、刻々と変わる状況に合わせて随時見直すべきものとされており、10月末の策定後にも随時状況に応じて見直しが必要となることも考えられますことから、その都度説明を申し上げたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 答弁ありがとうございました。

町民へのアンケート調査、それから有識者メンバーからの意見集約とのことですが、町政懇談会を開いて、町民、皆様広くから直接意見を聞くような取り組みを行う考えはあるのかなのか、その辺を伺います。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

町全体といたしましては、今後町民の皆様と懇談する場を持ちたいなということで今考えておりますが、この現在計画しているこの事業計画につきましては、この部分だけにとっては、今そういうふうな懇談を設けるというふうな計画はいたしておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） ぜひ町政懇談会は、計画実施に向けてよろしくお願ひしたいと思います。

別な質問になります。地方版総合計画は、矢巾町が来年第7次総合計画を作成し、それと当然連動するものと考えておりますが、私の考えといたしましては、7次総の一部であり、この地方創生事業計画は、全国的な課題である人口減少対策を柱、メインとしてそれぞれの自治体にアイデアを望む施策であると考えますが、いかがでしょうか。その辺について町の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

まず先ほど企画財政課長が答弁したことについてでございますが、いずれ総合計画なり、地方創生についても、いずれ成案ができました、またその前でもあれなのですが、いずれ町政懇談会というか、まちづくり懇談会は開催してまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、ただいまの質問でございますが、先ほど廣田清実議員からもご質問があったのですが、まさに地方創生は人口減少問題、そしてこれが少子化対策なのです。もう人口が減少することは、あらゆる行政分野に影響を来すわけです。だからただこのうたい文句で人口減少問題、少子化対策ではなく、いかにして先ほどからも質問があるように、交流人口をふ

やしていく、定住化を促進していくと、こういうことに取り組まなければならないと。だからこそ今赤丸秀雄議員からご質問のあったことについては、私ども最優先課題として、総合計画とは別に人口減少問題、これにやはり戦略、戦術を立ててしっかり取り組んでまいらなければならないと、そういう覚悟で、まさに今地域間、市町村間競争なわけでごさいます、それに負けることのないようにしっかり取り組んでまいりたいと、こう思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 人口減少対策であります、各自治体がどういうアイデアを出してお互いに今ある人口を引っ張り合うような、言葉は悪いが、何か施策を打って本町に来てもらうような、そういう施策ではなく、やっぱり今町長がおっしゃったように、少子化対策にどちらかと目を向けたような施策を設定して取り組んでいただきたいと望むものであります。これについては要望でありますので、以上で質問を終わります。

○議長（廣田光男議員） 要望はだめ、質問にお答えください。

川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

全くそのとおりで矢巾町の出生率、余り高くないといえますか、今多分1年間の出生者数、200人を切っていると思われま。やはり一番多いときで250人ぐらいあったと記憶しておりますので、単純に60人少ない、クラスでいうと、約2クラスぐらい少ないということになるかと思いますが、そこまで戻せるかというのは、なかなか難しい部分ありますが、その出生率の部分、上げられるように、そのような計画を立てて実行していきたいなど、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 以上で1番、赤丸秀雄議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入りたいと思います。

再開を2時15分といたします。

午後 2時03分 休憩

-----  
午後 2時15分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開をいたします。

次に、5番、齊藤正範議員。

第1問目の質問を許します。

(5番 齊藤正範議員 登壇)

○5番(齊藤正範議員) 議席番号5番、東北明進会、齊藤正範でございます。

1問目の質問をいたします。認知症患者の不明者対策について。2014年に認知症で行方がわからなくなり、家族などから警察に届け出があった不明者は、全国で1万783人あり、2013年より461人ふえ、2年連続で1万人を超えております。大半は保護されているが、14年末時点で168名、1.6%の所在が確認できていない方がおります。所在確認までの期間は、届け出を受けた当日が7,091人、2日から7日間で3,448人、大半が1週間以内で確認されておりますが、2年以上かかって確認された人も73人いるとの発表がされております。高齢化が進行している現在、認知症の患者は、ますますふえる見通しであり、在宅で介護を担う家族は、体力的、精神的に体調を崩す人も多く、現役世代は、仕事との両立も課題となってきます。以上の現状から以下お伺いします。

1点目、昨年6月の厚労省調査では、認知症の不明者対策としてGPS端末を利用している自治体が約20%あるとされております。また、酒田市は、認知症の位置情報を登山者入山管理用に開発したシステムを応用し、運用を検証しております。小型端末機の費用も機種が4種類あり、月2,000円から5,000円程度であり、GPSシステムに比べ安価となっております。当町は、認知症患者の不明者対策や家族負担を軽減するためにこのようなシステム導入をどう考えるのかお伺いいたします。

2点目です。警察や消防などで保護された場合、QRコードを使って身元を判明させるシステムの導入はできないかお伺いいたします。

3点目でございます。認知症発症者の不明対策としての個人情報公開は、どのように対応していくのかお伺いいたします。

1点訂正あります。会派でございます。東北明進会でなく矢巾でしたので、訂正いたします。

○議長(廣田光男議員) 了解しました。以後間違わないようにお願いします。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 5番、齊藤正範議員の認知症患者の不明者対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の認知症患者の不明者対策や家族負担を軽減するためGPS端末を利用したシステ

ム導入をどう考えるかについてですが、認知症の方が自宅や外出先から行方不明になるケースが増加しており、早期発見への体制づくりが全国的に喫緊の課題となっております。本町では、認知症高齢者等の行方不明時の捜索、関係機関への情報提供、保護等を行うため、盛岡広域市町管内の警察署が構築した盛岡広域シルバーケアSOSネットワークシステムを活用し、本町を含めた盛岡広域8市町が連携して行方不明者の早期発見への対応を行っております。今後システムの機能強化を図るとともに、GPSを初め行方不明者の早期発見に有効な方策を検討してまいりたいと考えております。

2点目の警察や消防などで保護された場合、QRコードを使って身元を判明させるシステムの導入はできないかについてですが、盛岡広域シルバーケアSOSネットワークシステムにおいて、メールによる捜索情報の伝達及びはきもの用や見守りステッカーの導入などを盛岡広域市町が連携し、一体的な整備を検討しておりますが、QRコードを使ったシステムの導入については、今後盛岡広域市町との協議の場においてシステムの充実と連携強化を提案してまいりたいと考えております。

3点目の認知症発症者の不明者対策としての個人情報公開は、どのように対処していくかについてですが、家族などが行方不明者の捜索依頼を警察署に行う際には、行方不明者の氏名及び住所を初め早期発見の手懸かりとなる個人情報の提供に同意をいただいております。個人情報の内容及び関係機関への情報提供については、捜索を依頼する方が承諾した範囲に限定しており、書面で同意を得た上、盛岡広域シルバーケアSOSネットワークシステムに登録し、行方不明者の早期発見への対応を行っているところであります。今後も個人情報の内容を精査し、関係機関等への個人情報の提供に十分配慮した対応を進め、早期発見の体制強化に努めてまいりたいと考えます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 1点ずつ質問させていただきます。認知症の人は、現在全国で約500万人おるとされ、10年後には約700万人にふえる見通しであると公表されております。認知症の人を家族がどう支えていくのかが今後の大きな課題とされております。特にも家族からは、ちょっと目を離したから外出し、行方がわからなくなったり、見つけることが非常に大変だったという声をよく聞くことがあります。町内では、判定員が認知症の判定基準により、認知症と判断されている方は、現在650名程度おり、うちSOSネットワークに登録している方

は11名いるとお聞きしておりますが、登録者が少ないのは、システムが要望を満たしていないからではないでしょうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

盛岡広域シルバーケアSOSネットワークシステムにつきましては、平成11年度から警察署を中心に立ち上げられたものですが、昨年度の全国的な行方不明者、認知症の方の全国的な問題が浮上しまして、この盛岡広域でも27年4月に新たにこのシステムを強化して整備して、また再構築したところがございます。それを受けまして矢巾町も認知症の総合支援事業を行っておりますので、そこを通していろいろとPRさせていただきますが、今議員からご指摘ありましたように、システムについては強化されておりますので、今度はPRだと思いますので、全町への周知につきまして今件数が11件、そのとおり9月になりましてもまたふえておりますが、この再構築されましたことを機会に全町的にPRしてこのシステムについての理解と協力を求めながら町としても対応していきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（廣田光男議員） ほかに再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 答弁ありがとうございます。ただいまSOSネットワークのシステムが強化されたという答弁をいただいたわけなのでございますけれども、具体的には強化された点という部分については、どのような点なのか。警察のほうが中心となったネットワークシステムであるという説明でありますので、この情報はどういう関係団体まで情報がいつているのかどうかについてもお聞きいたしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） 当初は、やはり警察署と、あとは市町村というところでしたが、消防署を中心ということでしたが、介護保険の制度の整備とともに地域包括支援センターがそれぞれの市町村に整備されておりますし、あるいは交通機関、そして各自治会、民生委員、そして老人クラブ、さらに報道機関といったふうにさまざまな関係団体に協力していただきながら登録していただいた方が行方不明になった場合、即そのように情報公開して捜索というか発見に協力いただくように整備されてきておりますので、そのことをお答えいたします。

（何事か声あり）



○生きがい推進課長（菊池由紀君） 関係団体がふえておりますので、そのことをお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 介護する家族としては、そこまで長距離な場所に行かないで近くでの不明、見当たらないというケースも多いかと思います。答弁にありましたけれども、GPSシステムの活用も検討してまいりたいと答弁にありましたけれども、この検討中、部分については、どのような場面で検討していくのかどうか、早急な時期に検討するのか、それとも何かのいろいろな諸会議で検討を図っていくのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ネットワーク会議そのものは、年に数回という開催ですので、その前の段階で各市町、盛岡広域の8市町におきまして高齢者の担当の部署がありますので、今それぞれシールとか、あるいは民間の方からQRコードのこととか、そしてまたGPSの情報もいただいておりますので、今回27年度新たにこのSOSネットワークが強化されたことに体制が再構築されたことを機会に担当部署でも情報交換しながら提案していくような状況にしていきますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 認知症対策の事業としてサポーター養成講座を当町では開催し、834名の方が受講したということでお聞きしておりますが、この講座に参加した参加者の年齢や職種、また活動する内容はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

26年度末でサポーターの皆さんの数は、矢巾町におきましては1,936人というふうに捉えております。それで年齢とか職種については、詳細については把握しかねておりますが、受講していただいたグループにつきましては、グループ、団体につきましては、各会社とか、あるいは自治会、そしてまた今は子ども会とか、そして小学校にも協力をいただいて児童の皆様にも協力をいただいて講座を開かせていただいています。あるいは高齢の方につきましては、シルバー人材センターの女性部とか、あるいはコミュニティの会長さん方の連絡協議会におきまして実施しているような状況です。

活動の内容につきましては、認知症について理解をいただいて見守り、それは家族や地域におきまして、この特徴を捉えていただいて、特徴を押さえていただいて、見守り活動に生かしてほしい、そしてまた行動がやっぱり正しい判断ができなくなる症状でございますので、もし道に迷っていたらとか、あるいは病院やお店等でも心配な症状がありましたならば、サポートしてほしい。そしてまた、それなりに支援できる部署につないでほしいということでお願いしている講座でございます。そのような活動を支えていただいておりますことを答弁とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

この認知症サポーター制度は、今答弁もあったのですが、できればこれをふやしていきたいということで、実は今この矢巾町では先駆的な取り組みとしてわんわんパトロール隊というのがあります。犬を飼っている人たちが自主的に認知症サポーター制度の利活用して、そして見守りをしてあげるといふ、そういったボランティアをやっている方もあります。そこにはいろんな職種なり、いろんな年齢構成であれなのですが、そういう輪を広げていくことも一つの取り組みではないのかなということでSOS、いろんな関係機関、団体があるわけですが、そういったボランティア活動を通しての対応、システムの構築と、それからそういったボランティアの体制の構築、こういう両面から進めていきたいなど、これから考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） ただいまのサポーター養成講座には、各企業の方々も参加されているというお話は聞きましたけれども、地元にとって顔見知りである郵便配達員や宅配ドライバー、金融機関のセールスマンやJA職員などは、やはり地元と密着した常日ごろの行動があるのではないのかなというように思っておりますけれども、これらの方々のサポーターへの協力要請は行っているのか、それとも今後は行う考えがあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） この活動は、平成24年度から開始しておりますので、その当時、24年度は663人でしたが、約3倍にふえている状況でございます。それでその歴史の中には、やはり金融機関の方とか、JAの皆様とか、そしてまた常日ごろ営業に歩いております流通センターの関係の会社の皆様とか、こちらのほうからも営業させて、営業

というかPRさせて開催をお願いしている経緯もありましたし、みずから企業様のほうから進んで取り組んでいただいて開催した経緯もあります。今では、高校や短大にもご協力いただいて、本当にネットワーク、その網目の作戦ですが、ネットワークを広げている状況ですので、企業様あるいは金融機関の皆様からもご協力いただいている経過は答弁させていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） このネットワークについて、周知に努めてまいりたいという答弁はいただいておりますけれども、やはりちょっと認知症を患っている方の数に対しては登録している方が少な過ぎるのではないかなというように思います。この周知についてももう少し有効性について普及を図る対策について何か具体的な部分があれば、広報等にはわんわんパトロール等の周知は載っておりますけれども、それ以外についてお考えがあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今の段階では、ケアマネさん、介護支援専門員の会議とか、あるいは民生委員の皆様とかですが、大変やっぱりプライバシーが伴うものでございますので、ただ知らないでいるということがやっぱり情報提供側としては、努力していかなければならないことだと思いますので、SOSネットワークが再構築されたということで広報等を通じて情報提供させていただきますので、そのことを答弁いたしますが、今後ともよい方法についてもご指導いただきながら取り組んでいきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、第2問目の質問を許します。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 第2問目として学校教育についてお伺いいたします。

8月10日に教育民生常任委員会の委員全員で矢巾中学校を訪問して、和田校長先生より同校の1学期の様子について情報提供を受け、取り組みなどについて意見交換を行ってまいりました。これは、当町において7月5日、非常に残念な事件が起きてしまって、同じ中学校としてどのような教育ができていくかも心配でありましたので、常任委員会メンバー全員で

お伺いし、意見交換を行ってきたところでもあります。その場面においては、小学校のときに亮君と同じクラスであった生徒も矢巾中学校にはいるということで、その生徒については、動揺している部分も見られるが、学校生活は通常と変わりなく行っているというお話を聞いて、安心してまいったところでありました。その場の意見交換や全国での学校教育の取り組みの動向を受け、以下についてお伺いしたいと思います。

1点目、同校は、1学期中において生徒の欠席者ゼロの日が4日もあり、大変すばらしい成果を上げております。しかし、不登校生徒もほかの中学校と比べ格段に少ないものの、数名いるという状況でありました。このように先生、校長先生方が熱心な取り組みを行っても、生徒の価値観の違いは解消ができないものだなと思い、学校としての指導にも限界があるのではないかなと思っております。その事象に対応するため、各地で成果を上げている義務教育の未修了者が通える公立夜間中学やボランティアなどが運営する自主夜間中学及びフリースクールなどの考えがないかどうかお伺いします。

2点目は、子どもの貧困の貧困率は、2012年に過去最悪の16.3%を記憶しておりますが、当町では、この対策にどのようなデータに基づき把握し、支援しているのかお伺いいたします。

また、高校生については、どのような支援体制になっているのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 学校教育についてのご質問にお答えいたします。

1点目の義務教育の未修了者が通える公立夜間中学やボランティアなどが運営する自主夜間中学及びフリースクールなどを考えてはどうかについてですが、現在国内には、関東、関西方面に31校の公立の夜間中学があり、義務教育未修学で学齢超過による60歳を超える年齢層の方が利用されています。また、NPOなどを中心とする自主夜間中学が国内には34カ所ほどあり、東北では福島県での取り組みが報告されております。これらの施設は、未修学者に対しての支援であり、義務教育修了者を対象とするのは極めて難しい状況であります。本年7月30日に文部科学省では、義務教育修了者についても希望がある場合には、可能な限り受け入れるよう通知されたところでもあります。

フリースクールについては、現在既存の学校とは異なる機関として全国に80校ほど開設されており、不登校の児童・生徒を対象とし、そのほとんどがNPO法人が主体となり、運営されております。これらは、学習指導要領等の規制の枠にとらわれず自由に独創的な教育を

実現することができるため、有用性が認められているところではありますが、当町のニーズに合うものかは、判断しがたいところでもあります。

現在岩手県内においては、このような施設はありませんが、矢巾町を含む各市町村において不登校などの学校不適應児童・生徒を対象に適應教室を開設し、必要に応じて支援を行っている状況にあります。義務教育未修了者が利用する施設の開設には、需要、ニーズ、物的支援、人的支援などの面で解決しなければならない問題が多いため、現時点では、在学している児童・生徒が通う適應教室の適切な支援が行えるよう支援員の配置等の充実、活用を図ってまいりたいと考えているところであり、公立夜間中学や自主夜間中学及びフリースクールについては、考えていないところでもあります。

2点目の子ども貧困に対し、当町ではどのように支援しているのか。また、高校生については、どのような支援体制になっているのかについてですが、昨年厚生労働省が発表した国民生活基礎調査で平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す子どもの貧困率が2012年に16.3%となり、前回調査の2009年から0.6ポイント悪化し、過去最悪を記録したと発表しました。この調査は、厚生労働省が全国の世帯を対象に無作為抽出し、回答のあった約2万6,000世帯を集計したものであり、本町では子どもの貧困率については、把握しておらないところでもあります。

本町における小中学校に在籍する児童・生徒で経済的に支援を要する家庭への支援については、生活保護世帯で暮らす児童・生徒を要保護とし、生活保護世帯の認定に至らないまでもある一定の所得を下回る世帯で暮らす児童・生徒を準要保護として認定し、学用品費、校外活動費、修学旅行費、医療費、学校給食費等について助成をしております。

なお、要保護児童・生徒に対する学用品費、校外活動費、学校給食費等については、生活保護費に含まれることから、生活保護費で該当にならない修学旅行費、医療費について助成する方法をとっております。

高校生に対する支援につきましては、本町の奨学金制度を活用いただくよう周知しているところでもあります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） それでは、1点目、質問させていただきます。文部科学省の昨年5月1日時点での調査によれば、公立夜間中学の就学年齢は、60歳以上が29%、10代から50代

の各年代は13%から15%の間とされ、年間の授業日数は175日から210日であったと発表されております。未修学者が条件とされておりますが、答弁されているように義務教育修了者についても可能な限り受け入れをするよう通知されております。家族や先生の懸命な努力にもかかわらず不登校で義務教育を受けなかった人にもう一度教育の機会を与えることが必要ではないでしょうか。公立夜間中学やフリースクールの開設は、多くの難問があるとの答弁は理解できますが、文科省は、今後公立夜間中学について設置の要望のある自治体に検討を促すとしており、また先日さきの昆議員の一般質問でもあったとおり、鎌倉市の中央図書館の女性職員がインターネットで学校に行くのが辛かったら図書館においでと発信したら、アクセスが62万件以上あったと報じられております。女性職員は、誰か1人にでも気持ちが届くよう思い投稿したと話しておりますが、大きな反響を呼んだことはご承知のことと思います。需要やニーズは、誰が判断したらいいか、するものかという部分をお伺いしたいと思えます。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

答弁にもありましたとおり、我々は学校への復帰を目指した適応指導教室というものを学校とは別に設置して、そちらのほうで学校への復帰を目指すという教育をしているところでございます。今ご質問にありましたのは、夜間中学あるいは自主夜間中学、フリースクールというのは、教育機関とは別の形での学校ということで、不登校等で実質卒業証書はいただいているのですけれども、それでも実質授業を受けていない、そういう方も受け入れるようにという文科省の通知があったのはそのとおりでございますけれども、現在夜間中学のほとんどは外国籍の方が占めているというふうに都会のほうでは聞いているところでございます。

なお、夜間中学につきましては、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、ここで開設されているということで、私どもがこのこの地域で、あるいは岩手県でどのような需要があり、ニーズがあるかということは、ちょっと把握しかねますし、これまでの開設傾向を見ますと、今のところそういうのはないのかなど。あるいは今現在いる方については、適応指導教室という形をとっておりますので、そういう質問もすべきではないというふうに考えておりますので、実際のところニーズ等については、把握しておらないというところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 必要なニーズについての考え方になるわけなのですが、教育という部分については、1人しかいなければ、それはニーズではないという捉え方がいいかどうかは、いろいろ判断する場面になってくるのではないかなと思いますけれども、この件については、私の考えも話した中にとどめておりますけれども、不登校生徒に対する支援について、適応教室の充実を図りながら行うという答弁でしたが、元教師や民生児童委員などが学校に来られない生徒の家を訪問して家庭教育を支援する訪問型家庭教育を実施している自治体があり、成果も出ていると聞いております。費用については、国が3分の1、残りを県と市町村で半分ずつ負担する制度となっているとお聞きしておりますが、生徒が学校に来なければ修業できないという現状をケース、ケースにより対応をできるように変える考えがないかどうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員さんからご提案のあったことは、そのとおりだと思います。あるいは特別支援学校で学校に通えない子に対しては、訪問の学習もしておりますし、そういう考え方に基づけばうなづけるものであります。ただ一方で、学校以外の教育機関でのさまざまな認定ということについては、フリースクールについても今話題となっているわけですが、フリースクールにつきましても、個別の学習指導計画を出していただいて、教育委員会がそれを認定して、さらに教育委員会がたまに見に行き、そして最終的には学校の卒業証書ではなくて教育委員会が認定修了書を出すというような今話し合いが国会のほうでなされているわけですが、学校以外の教育機関についてどのような認定がされるのかということを見きわめないと、その訪問等につきましてもどのように生かされるのか不透明なところありますので、今後十分に検討させていただきたいなというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 今の件については、了解いたしました。

続きまして、高校生の貧困支援に対して再質問させていただきます。高校生の貧困支援は、奨学金制度により支援しているという答弁をいただきましたが、26年度の奨学金の貸し付けは、新規貸し付け者9名と報告されておりますが、この9名は全て高校生対象であったのか

どうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 立花学務課長。

○学務課長（立花常喜君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

貸し付けの対象は高校生、それから短大生、専門学校生、大学生ということで募集をいたしました。申し込みをしてきた方につきましては、全て大学生でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 26年度の中学生の要保護就学支援は3名、準要保護就学支援は83名となっており、義務教育ではないが、高校生になると、貧困が急に改善されるということは想像できない。金銭面の関係で部活動に支障を来し、活動をやめるケースがあると聞きますが、この事象に対する支援の考え方を伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

高校生で部活動等にさまざまな形で参加できない、それが経済的な問題であるということはお聞きすることもございますけれども、そういう経済的なことにつきましては、私どもといたしましては、奨学金制度を利用していただきたい。現在公立高校につきましては、授業料につきましては免除であったり、さらに援助を得たりとか、さまざまな形になっておりますので、奨学金制度をぜひ、うちのほうだけでなく、たくさんの方でございまして、利用して、そういうことのないように改善を図っていただきたい。ただし、私どもは高校は管轄しておりませんので、保護者の方々にそういう制度について中学校3年生の時点でご説明を申し上げたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、第3問目の質問を許します。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 町の収入アップに向けての取り組みについてお伺いいたします。当町の収入アップにつなげる対応策として以下伺います。

1点目でございます。全国各地の自治体がふるさと納税の取り組みを熱心に行い、税収入



増と町の魅力発信に効果を上げております。当町の取り組みと現時点での昨年との比較はどうかお伺いします。

また、ふるさと納税の寄附受領の発送など、全ての業務をふるさと納税の情報を紹介する専門業者に委託した自治体もあると聞いておりますが、このことをどう考えるのかお伺いします。

2点目です。全国の公立図書館で雑誌スポンサー制度の導入が進んでおります。雑誌の購入費を企業やNPOに負担してもらい、カバーに広告を掲載する仕組みで350館以上に広がっております。当町においても、駅前複合施設に図書室が移転する時期を契機として導入してはどうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 町の収入アップに向けてのご質問にお答えいたします。

1点目のふるさと納税の取り組みと現時点での昨年との比較についてですが、ふるさと寄附金制度は、ふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという納税者の思いを生かすため、平成20年4月に制度が創設されたものであります。平成25年に総務省が全都道府県と市区町村を対象に実施した調査結果によりますと、PR方法につきましては、約80%に当たる1,394の市区町村がホームページでの周知を図っており、次いで約35%に当たる603の市区町村が出身者やゆかりのある方への直接的なPRを図っているところであります。ほかにも特典を重視した寄附を呼び込むため、約52%に当たる909の市区町村が寄附者に対する御礼として特産品などを送付しているところであります。

本町の取り組みといたしましては、他の市区町村と同様にホームページによるPRのほか、町出身者やゆかりのある方へ機会あるごとに制度の周知をいたしているところであります。また、寄附金に対する御礼につきましては、1月に総務省が全国の自治体及び議会に対し、制度の趣旨に反するような返礼割合の高い特産品等を送付する行為を自粛するよう求めていることも踏まえ、返礼に際しては季節による送れる特産品もあり、返礼品に当たっては、今後さらに選択肢をふやすよう検討しているところであります。ほかにも4月から確定申告が不要な給与所得者等を対象に確定申告不要で住民税の控除がワンストップで受けられる特例制度がスタートしたことから、これに対応すべく寄附者の最寄りの全国の郵便局から振り込み手数料の負担なく、振り込みができるように体制を整え、寄附者の利便性の向上を図ったところであります。

現時点における寄附金の昨年度との比較につきましては、7月末時点で昨年度は3件16万

円に対し、今年度は1件100万円となっており、昨年度決算の5件121万円に対し、今年度は倍を見込んでお願いをしておるところであります。

次に、全ての業務を専門業者に委託した自治体もあるが、どう考えるかにつきましては、民間への委託によるメリットとして事務負担の軽減に加え、最適な特産品等をもとに全国に向けた情報発信による寄附金の増額が期待される一方で個人情報の漏えい防止対策が万全に機能するかの懸念もあります。これまでも民間事業者から業務委託に係る経費と業務内容について情報収集しているところではありますが、費用対効果が未知数であることから、現時点での導入につきましては考えていないところでもあります。

今後におきましても、寄附金の収入のさらなる増額に向け、町出身者やゆかりのある方への直接的PRやお礼のあり方なども含め、ふるさとを応援したいと思われるような取り組みを検討してまいりたいと考えております。

2点目の雑誌スポンサー制度の導入についてですが、雑誌スポンサー制度は、民間事業者が雑誌の購入代金を負担することで民間事業者の社会貢献の場としつつ、あわせて雑誌カバーを広告媒体として利用する制度であり、図書サービスを提供する側にとっては、雑誌の購入のための財源の確保によってサービスの充実を図ることを狙いとして全国の図書館において実施されております。現在建築中であります複合施設においてもサービス内容を充実させつつ運営費の節減にも取り組むために雑誌スポンサー制度による財源の確保は有効な手段であると考えております。したがいまして、新刊雑誌の広告について導入に向け、さらなる検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 当町においてふるさと納税の昨年度の実績は5件、121万円であり、ことしはその倍額を見込んでいるとの答弁でしたが、ふるさと納税制度が変更となり、他の自治体はいろいろな工夫を行い、件数や納税額をふやしているところでもあります。昨年度10億円を超えた自治体が2自治体あり、10番目の米子市でも4億7,568万円のふるさと納税がありました。当町のこの目標とする数字はどんな意図があり、計画を作成しているのか真意を伺いたいと思います。

このふるさと納税については、同僚議員や私がもう何回も会議の中で、一般質問の中で質問をしている項目であり、若干は改善はされておられませんすけれども、当初と余り変わり

のない取り組みではないのかなと私は思っております。答弁のほどよろしく申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず27年度のふるさと納税額の選定ですが、これにつきましては、矢巾町の今の取り組み状況におきましては、そう簡単にふえないだろうなという思いはしております。それで昨年度までふるさと納税をしていただいている方以外にことしありましたので、そういう部分でそういう金額を見込んでおります。

また、それぞれ今議員おっしゃったとおり、それぞれの自治体でいろんな取り組みをして貴重な財源確保に努めているというのは、そのとおりであります。当町といたしましても先日、今国では法人へのふるさと納税の働きかけというのも考えているようでございますし、それぞれ当町の対応の仕方を改めて作り直したいなど、このように考えております。

それから、ふるさと納税に対する返礼品といいますか、今現在矢巾町では3種類のものしか、それもこちらのほうからこれしかありませんよというふうなやり方をしているわけですが、やはり答弁書にも書いておりますとおり、それぞれ矢巾町におきましても季節によっては、こういうのもあるよ、こういうのもあるよというのがあると思っておりますので、それぞれもう少し返礼品の種類も、納税していただいた方が選べるような種類をふやしていきたいなというところも考えておりますので、よそみたいに1,000万円あるいは1億円というふうになればいいのですが、なかなかそうすぐにはいかないとは思いますが、少しずつ納税していただく方、あるいは金額もふやしていきたいなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 当町は、当面、なかなかふるさと納税は伸びないだろうと予測されるという答弁は理解できるわけなのですけれども、人口減少問題を抱えた中、人口が減っていく、労働者が減っていくとなれば、当然町税の収納者が減ってくるということにかかわってくると思います。それを解決できる方策の一つとしてふるさと納税は有効な手段ではないかなというように思いますし、また当町の魅力を発信する有効な手段でもあるのではないかなというように考えております。また、釜石市がラグビーのワールドカップの会場に選定されたわけなのですけれども、この会場の建設スタジアムの建設費が約、釜石市の負担する金額が27億円かかると積算されていると報道があります。釜石は、この費用を協賛できる全国

の方々から寄附によって賄おうという取り組みをしている段階でもあります。当町においては、さきに矢巾中学校がハンドボールの全国準優勝というすばらしい結果を上げたわけであり、さきの一般質問の廣田議員の質問等にもあったわけなのですけれども、当町としても不來方高校とかの活躍等考えた場合、例えば屋内体育施設の建設等が必要だと考える場面も出てくるのではないかなと。そういう場面に沿ったときに、やはりこういう全国に向けた資金の協力等手段が必要になってくるのではないかなというように私は思うわけであります。ですから、この政策に力を入れるという部分については、非常に大切なことでありますし、今までは町税の徴収は黙っていても町民からきまりによって徴収するというのみの町の活動であったと思うわけですが、このふるさと納税については、町が積極的に全国の方々に町をアピールしながらセールスを行うということにつながるのではないかなというように思っております。非常に大切な活動ではないかなと思っております。町長の見解をお伺いしたいと思えます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

齊藤正範議員のご指摘のとおりなのです。どうも前向きな答弁ができなくて大変恐縮いたしております。実は、今度ふるさと納税は個人版も、今度企業版も出てくるわけです。だからますます市町村の、いわゆる納税に対するあれがもうそれで今矢巾町の財政はもう県内33市町村で、特にも将来負担比率はワースト1でございます。だからこういうときだからこそ、特にもこういう制度があるわけですし、だからこれは私ども今内部で話し合いをしております。ただ、今までの取り組みが平成20年から始まって、こういう状況で推移してきたのです。だからいきなりこの意識を変革していくというのは、なかなか難しいのですが、いずれ今こういう機会を捉えてふるさと納税のあり方、そしてそれを推進する組織のあり方も含めて前向きに検討していきたいと、こう考えておりますので、いずれ今までの取り組み方より、特にもきょう、先ほどの答弁でもお話し申し上げたのですが、4月から給与所得者の方々の特例制度ができたということで給与所得者の方々にもお願いできる特例制度がスタートしたわけでございますので、いずれそういう制度の周知を図りながら私どもとしては全国にホームページとかいろんな発信する方法があるので、それを一つ一つ検証しながら前向きに取り組んでいきたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 当町のふるさと納税寄附金取り扱い要綱で、その用途としては、子ども教育と福祉及び自然環境の保全に使うと規定されておりますが、この規定の範囲ではもっと多くの寄附を募るに当たって規制があり過ぎるのではないかと、変更する必要があるのではないかなど考えますけれども、どうお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今議員おっしゃったとおり、町の用途としては子ども教育あるいは子ども施設充実、それから福祉関係ということで26年度の部分につきましては、介護保険の健康づくりに使うということで明示をしておりますが、それぞれある程度の部分、それらの活用部分もそれぞれ町長言っておりますが、検討しながら、体制も検討しながら中身も検討していきたいなど、このように考えておりますので、もうしばらく推移を見ていただければなど、このように思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 新刊雑誌のカバー広告の件でございますけれども、複合施設、やは一くと命名されたようですけれども、この図書室がオープンする前に、その結果については報告があるのかどうかお聞きするとともに、新刊以外の図書の取り扱いについても寄附行為ということで同様な取り扱いができないものかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原区画整理課長。

○区画整理課長（藤原道明君） 済みません、最初のお話のところはちょっと……

○5番（齊藤正範議員） 最初に聞きたいことについては、それに向けて検討するという答弁であり、実行してくれるのではないかなどは思いますけれども、ほかにも今までの答弁で検討するという部分がずっと1年たっても報告がなかったもので、どの時点で結論を出すのかという質問でございます。

○区画整理課長（藤原道明君） 了解いたしました。申しわけございません。

ただいまのご質問でございますが、今現在指定管理を予定している矢幅駅前開発株式会社のほうと、そういった部分も含め検討中でございますが、そちらのほうからはやりたいというお話がありましたので、こちらとしては、基本的に問題ないので進めましょうというふう

な協議がなされているところでございます。完全に決定したわけではないので、検討中という表現をさせていただきましたが、そういった状況でございます。

それから、基本的にスポンサー制度なのですが、全国で行われている状況を確認しましたところ、いわゆる雑誌の新刊に対して、その購読料をお支払いをいただくような形の中でそれに広告を載せるというのが基本的なスタンスでございますので、このスポンサー制度自体は、あくまで新刊を対象としているというところでございます。通常の一般図書に関しましてのお話につきましては、ちょっと私のところでなくて、そういうことになろうかと思いません。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本 功君） 2点目のほかの図書にもこの制度を適用できないのかというご意見でございましたが、図書の場合には、例えば現状1人1冊、2週間という期間で貸し出しをしておりますが、仮に新しいセンターでも2週間とした場合に、2週間たった1人の方に占有されると。それが返ってきて、また次の方がすぐ借りたとしても2週間、そうすると順調に本が回って1カ月間あたりに大体2人の方しか手にしないというところで果たしてどの程度の広告効果があるのかなというふうな気もしておりますので、今のところ、他のいわゆる雑誌以外の図書につきましては、こういった広告制度は考えておらないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 答弁はわかりましたけれども、矢巾町を応援したいという企業や個人の方がもしかいらっしゃるかもしれませんので、そういう部分が本当にできないのかどうか再度検討してもらいたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本 功君） ただいまのご質問にお答えいたします。

私どもとしては、やはり図書を選定するにも、やはり何でも冊数がそろえばいいということではなくて、ある程度のポリシーというと、ちょっと大げさ過ぎると思いますが、やっぱり一定の考え方をもって購入をさせていただきます。そういった意味で図書を、ただ単に図書を購入していいよというような形でのご寄附をいただければ非常にありがたいわけですが、こ

の本を買ってくれというような申し出があった場合に、なかなかそれが私どもの意向と一致すればいいわけですが、必ずしもそうとは限らないのかなというふうな懸念もありますので、そういったことから前段申し上げた理由とあわせて現状ではそのようには考えておらないというところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上をもちまして5番、齊藤正範議員の質問を終わります。

---

○議長（廣田光男議員） これをもって本日の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は、全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、10時に本議場にご参集願います。

ご苦労さまでした。

午後 3時21分 散会





平成27年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第3号）

平成27年9月4日（金）午前10時開議

議事日程（第3号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	伊藤清喜	君
総務課長	山本良司	君	企画財政課長	川村勝弘	君
税務課長	佐藤健一	君	生きがい推進課長	菊池由紀	君
兼会計管理者					

住 民 課 長	村 松 康 志 君	農 林 課 長 兼 農 業 委 員 會 長 事 務 局 長	高 橋 和 代 志 君
道 路 都 市 課 長	菅 原 弘 範 君	区 画 整 理 課 長	藤 原 道 明 君
商 工 観 光 課 長	浅 沼 仁 君	上 下 水 道 課 長	吉 田 孝 君
教 育 委 員 長	松 尾 光 則 君	教 育 長	越 秀 敏 君
学 務 課 長	立 花 常 喜 君	社 会 教 育 課 長	山 本 功 君
代 表 監 査 委 員	吉 田 功 君	農 業 委 員 會 會 長	高 橋 義 幸 君
選 挙 管 理 委 員 會 委 員 長	鷹 觜 民 雄 君		

**職務のために出席した職員**

議 会 事 務 局 長	菊 池 清 美 君	係 長	藤 原 和 久 君
主 事	渡 部 亜 由 美 君		

---

午前10時00分 開議

- 議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
- 直ちに本日の会議を開きます。

---

議事日程の報告

- 議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の日程に入ります。

---

日程第1 一般質問

- 議長（廣田光男議員） 日程第1、一般質問を行います。
- 質問の通告がありますので、順次質問を許します。
- 10番、山崎道夫議員。
- 第1問目の質問を許します。

（10番 山崎道夫議員 登壇）

- 10番（山崎道夫議員） 議席番号10番、山崎道夫でございます。3点について一般質問をさせていただきますが、まず1点目でございます。役場の職場環境改善の取り組みについてご質問をいたします。

高橋町長が4月30日に就任してはや4カ月が経過しましたが、この間さまざまな難題が発生し、その対応に全力投球で奮闘されていることにまずもって敬意を表したいと思います。また、ことしの夏は連日大変な猛暑で、町長初め職員の皆さんは暑さ対策で大変な思いをされたことと思います。そこでお伺いいたしますが、今年度予定されておりました役場庁舎への冷房設備取り付け工事がいまだ行われていない理由と、今後の予定について明らかにされたいと思います。

以上でございます。

- 議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

- 町長（高橋昌造君） 10番、山崎道夫議員の役場の職場環境改善の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

今年度予定されておりました役場庁舎への冷房設備取り付け工事が行われていない理由についてですが、工事設計単価の再精査に時間を要したために施工期間が約3カ月間を要する工事の完成が8月下旬以降の見込みとなり、夏場の猛暑時期に稼働するに至らないと判断し、施工時期を見合わせたところであります。

今後の予定については、ことしの夏の猛暑により児童館や保養センターから熱中症対策としての冷房設備の設置の要望等がありましたことから、庁舎冷房設備取り付け工事の設計内容を見直し、要望のあった町施設への設置を今後議会のご理解をいただきながら対応してまいりたいと考えております。

また、冷房設備のみならず町施設のトイレの水洗化及び洋式化についても予算配分を調整し、優先度を考慮しながら施設整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

10番、山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） ただいまご答弁をいただきましたが、工事設計の単価の再精査に時間を要したと、したがって施工期間は約3カ月要するためにことしの夏の猛暑時期には稼働できないという判断をしたということでございしますが、何かちょっとその答弁は実に言いわけにしか聞こえないわけであります。何か本当にやる気があったのかなという疑問を感じざるを得ませんでした、この答弁を見まして。もう少し本音の部分を明らかにしていただきたいものだというふうに思っています。

今後の予定、町長は、いろいろ町民の要望もあるという話でございますし、精査をして予算の配分については、議会の了解を得ながらやっていきたいということでございますが、3月の議会で約8,000万円、工事請負費は7,900万円ほどでございましたけれども、役場庁舎で働いている多くの職員がいるわけでございますが、町内の役場施設の中で最もおこなっているような気がするわけであります。特にことしは6月の半ばころから、6月22日が猛暑日の最初の日でございましたけれども、7月中には、実に17日間猛暑日も含めて大変な暑い日がありました。それから、8月に入っても、8月17日までの間でほとんど30度前後の日が続いておりました。そういう状況の中で、ある意味本当に過酷な労働条件の中で仕事をせざるを得ないというのは、いわゆる仕事をしていてもモチベーションが上がらないばかりではなく、非常に能率が悪くなるだろうというふうに思うわけであります。私もJRの職場で40年間勤務をしてきましたけれども、以前は駅の駅舎も限られたところしか冷

房はなかったわけですが、今はほとんど全館に冷房が設置をされていると。これは当然お客様を第一に考えてそういう体制をとっているわけでありまして、しかしやっぱり例えば東京を中心にした中央の省庁はもちろん、そして岩手県であっても、あるいは北海道であっても、どこの県庁、道庁でも冷房は完備をされているというような状況であります。そういう中でようやく役場庁舎の冷房工事が始まるのだなということで職員の皆さんは大いに期待をいただろうというふうには思うわけでありまして。以前暑さによって、これはパソコンの性能の問題もあったらうというふうには思いますが、各階何台かずつ暑さによって故障するというような事象もあったというふうなことを聞いておりますし、そういった意味では、もちろん今のコンピューターは暑さには弱いというのにはありますが、それは人間といえども同じだろうというふうには思うわけでありまして。特に町長室にも、あるいは副町長室にも教育長室にも冷房入っているわけでありまして。これは必要であって入れているわけでありまして、労働条件というのは、やっぱりそういう一つ一つの職場の環境をしっかりと見ながら大きな予算をどんどんつけるということではないわけでありまして、何十年を待って、ようやくそういう状況がきたのだなという思いを持っていた職員のその気持ちを考えるときに、やっぱりもっとスピードを持って対応できないのかということで、この答弁は実に何か言いわけがましい答弁だなというふうにはしか思われません。もう少し本音の部分を明らかにされる部分があれば、明らかにしていただきたいというふうには思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

状況等につきましては、ここに答弁させていただいたとおりでございますし、山崎議員さんお説のとおり、これは執行する際の、いずれ時期的なまずさというのか、これが大きく響いているわけですが、本音の部分というような形でまずご質問あったわけですが、工事設計単価の再精査ということは、まずそのとおりなわけでございますけれども、まず本音の部分ということになって、ここには答弁申しませんでしたけれども、4月当初からまずスタートする予算をいただいて新しい年度がスタートするわけでございますけれども、これも言いわけにしかならない答弁にしかならないわけでございますけれども、実質的職員入れかわり含めまして4月の行事、ここら辺等重なりまして、今回のような形になったという部分、これはございます。

それから答弁申しましたとおり、工事設計単価の再精査、これにつきましては、議員さ

んご指摘されました以前からの部分の要望等々で設計練り直し、練り直しの段階でやってきたわけでございますけれども、どうしても年度外の部分につきまして資材単価、労務単価、これにつきまして、これは外部発注ではなく、内部の技師のほうにお願いしたわけでございますけれども、そちらの精査、時間、これにまず要したというのがまず実態でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） それで今後のいわゆる具体的な取り組みというのが全く見えないわけでありましてけれども、当然その児童館、保養センター、あるいはその他の設備も冷房がない場所もあるわけですので、そういう要望を聞くと、相当出てくるわけです。優先順位をつけて精査をしてやっていくということでありましてけれども、役場の冷房の工事については、どういうふうに進めようとしているのか、それが全く見えませんので、その部分についてのご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今後の役場冷房関係の設置の予定でございますけれども、設計内容、見直しをかけた今のごとこでございますけれども、1階と4階、こちらの部分をベースにしまして設計の見直しを図る計画を持ってございます。また、予算執行に係る時期の問題になりますけれども、今年度予算、今年度執行部分、一部次年度に繰り越す形もあるかもしれませんが、工事そのものについては、今年度執行をスタートさせたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） その考え方は初めてわかりました。1階と4階を対応したいということですが、その理由と、それから2階、3階は、後回しになるのだということなわけですが、その見直しなども含めてお願いをしたいわけですが、よろしくをお願いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1階と4階にした理由ということでご質問あったわけですが、まず1階につきましては、窓口、お客様等の、これはまず一番の場所でございますので、その部分の対応。それから、4階につきましては、議会含めまして大会議室もございますので、こちらの部分の対応ということを考えてございます。

それから、2階、3階の部分、私何かやらないような話のあれだったのですが、今年度につきましても2階、3階部分につきましては、会議室ございますけれども、2階にも会議室、3階にも会議室ございますけれども、そちらの部分につきましては、対応したいなというふうに考えてございます。

理由等につきましては、1階、4階の部分につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますし、2階、3階の部分、いわゆる事務室の部分につきましては、今後財政協議もございますけれども、年次計画含めまして都度都度対応させていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 2階、3階の会議室には冷房を設置したいということが今わかりました。それから、そのほかの2階、3階の事務室の冷房については、年次計画で順次対応していくということでございました。当然そうなってくると、それぞれ配置をされた部署によっては、冷房の入っているところ、入っていないところ、こういう差が出てくるわけでありまして、そういったことをいわゆる職員の代表者の皆さんとしっかりお話されているのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。労働組合あるわけですので、その辺の対応はどうなっているのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

職員の代表である労働組合、直接全職員とはまだ表示、こうやりますという形のは示してございませんけれども、先般職員労働組合の幹部2名でございましたけれども、その方々に対しまして事業内容、計画等につきましてご説明申し上げたという状況で、突然の一方的なまず説明でございましたので、職員組合サイドからは、まずご理解をいただくというような形ではなく、説明にまず充てたというふうな状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 流れと、それから考え方はわかりました。当然労働組合も非常に判断といいますか、了解をするということにもなかなかならない部分もあるだろうというふうに思いますが、議会で一つの、例えば予算もそうですし、いろんな事業もそうですが、十分な議論を踏まえて、ほとんど承認になったり、あるいは可決をしたりしているわけです。いわゆる議会の議決を経て動いているわけですので、そういった意味では、特にことしの暑さに耐えてきた皆さんの思いをしっかりと考えれば、もっと早い段階でやっぱりこの事業については、こういうふうな考えを持っているということでしっかりと説明をしなければならない案件だろうというふうに思うわけでありまして、その対応がちょっと、なかなか機敏な対応になっていないということが、これは今回の冷房の問題だけではなく、もう一つ言わせていただければ、7月議会でたしか296万円ぐらいの予算で公民館の視聴覚施設、いわゆるアンプとマイクを更新をしたいという、非常に老朽化もしているでしょうし、雑音が入って、ほとんど用をなさないような状況になっておりましたので、これも遅きに失しているわけですが、やっぱりそういうものに対する迅速に対応する、そういう体制が非常にうまくないのではないかとこのように思うのですが、特に私どもは新しいまちづくりの調査研究特別委員会で医大との意見交換会を8月12日に医大の移転準備室の遠藤顧問さんを初め、それぞれの担当の課長さんたちにも来ていただきまして、そして私どもの議会全員、それから副町長さんも入っておいりましたし、教育長さんも出ていただきましたし、それから各主な課長さんたち、それから担当の職員たちも来ていただいたわけですが、私たちは近いところで意見交換をした、講演を聞いたということで聞こえたのですが、後ろのほうに座っていた課長さん初めそれぞれ副町長さんとか、教育長さんたちは、非常に聞きづらかったと、聞こえなかったというふうなことで後からそれがわかりました。なぜもっと早くやっぱり決まったものをすぐやれない、時間がかかると、そういうことでは非常にまずいのではないかとこのように思うのですが、そういうふうなことが今回もこういう形の中で、なかなか私どもの前にしっかりと明らかにされない。質問しなければ出てこない、そういうふうな体制では、やっぱりこれからの矢巾町の行政運営上まずいのではないかとこのように思います。いろんな不祥事が出ておりましたけれども、そういうものもやっぱり職員のモラルの問題もあると思いますけれども、いろんな綱紀肅



正はもちろんですが、モチベーションを上げるような対策、本当に一生懸命やって報われるような状況をやっぱりつくっていくことも必要だろうというふうに思っているところがあります。

特に冷房がおくれるということは、非常に私は残念だというふうに思います。本当に私どもは、私3期目ですが、1期目に比べると、倍ぐらい役場には足を運んでいます、それでもそんなには職員さんと比べれば3分の1しかないわけですが、職員の皆さんは本当に大変な思いで仕事をしていると思いますので、そういった部分もしっかりと対応していただくようお願いをしたいものだというふうに思っています。その辺の考え方について町長さんからお聞きをしたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

今山崎道夫議員のご指摘のとおりでございまして、実は入札執行手続についても、本来議会でご可決賜りました予算執行についてこのような状況になったということは、これは私の責任でございまして、私も就任当初、一番最初に、やはり危機管理の徹底と法令の遵守、これをひとつ職員には徹底してほしいということでいまだそれが浸透していない面もありますので、今後このことのないように、特にもこの予算の執行に当たりましては、今後計画的に、そしてかつ効率的な執行ができるような体制整備にしていきたいと思いますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） トイレの水洗化と洋式化については、これ今までもいろんな質問の中で出ていますが、今考えられている部分は、どの程度のものでしょう。それから、もう一つありましたが、児童館と保養センターの冷房の設置ですが、そこの考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。まず1点目、トイレの関係でございましては、役場管理している施設分、調べましたと言えればあれですが、状況を確認いたしました。その中で、まだどこどこということはないのですが、水洗化されていない部分、これが5カ所ございました。具体的には総合グラウンドのトイレ、それからキャンプ場、それから徳丹城史跡公園の中にありますト

イレ、それからゲートボール場、これは屋外のほうのゲートボールですし、あとは城山、この5カ所の部分、これがまず水洗化されていなかったというのがございますので……

(何事か声あり)

○総務課長(山本良司君) 失礼しました。城内山でございました。申しわけございません。城内山でございます。城内山ということで全部で5施設、5カ所でございますけれども、そちらの部分、こちらにつきましては、まず水洗化がされていないという部分でございまして、こちらいろいろ水回りとか、いろいろ対応ございますので、第7次に盛り込まざる事業もございまして、そこら辺の調整を図りながら進めさせていただきたいと。

それから、洋式の関係、これも施設の中で洋式1カ所もないという施設が13施設ございました。ここの部分につきまして水洗化とあわせて今年度それこそ予算の配分もございまして、これを見きわめながら、優先順位を決めながら対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

それから、2点目、冷房関係の児童館、保養センターの関係が出たわけですけれども、こちらにつきましては、実施しました指定管理者、こちらの指定管理者、お願いしている施設、17施設でございまして、そちらの方々が集まりまして、施設そのものの状況等々まず報告があるわけでございますけれども、その中でいわゆるちょうど夏場、暑い時期でございましたけれども、要望が出されました。その中で町長答弁で申し上げた部分については、児童館、保養センターという形で出たわけですけれども、これにつきましては、基本的には子どもたち、あとは保養センターについては、外部からのお客さまという観点で2つ挙げさせていただいたわけですけれども、そのほかには矢巾斎苑、それから町の総合体育館、こちらの指定管理者のほうからも冷房設置の要望はいただいているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 次に、第2問目の質問を許します。

山崎道夫議員。

○10番(山崎道夫議員) それでは、2問目の質問に入らせていただきます。

選挙権年齢引き下げの対応策について質問させていただきます。選挙権年齢を18歳へと引き下げる公職選挙法が改正をされ、来年夏の参議院選挙から適用されることになりました

たが、新たに全国で約240万人、岩手県では約2万人、本町では約600人が有権者に加わる  
こととなります。近年各種選挙において投票率の低下が問題となっておりますが、今回の  
改正によって少しでも改善されていくことを強く望むものであります。それに向けた取  
り組みについて以下お伺いをいたします。

1点目でございます。有権者となる若い人たちに政治の仕組みや選挙の大切さ、民主主  
義の意義などを教え、政治への参加意識を醸成し、関心を高めるための教育が求められて  
いると思いますが、今後どのように取り組んでいく考えなのかお伺いをいたします。

2点目でございます。選挙制度の周知徹底について、どのように取り組む考えなのかお  
伺いいたします。

3点目でございます。今後各種選挙に対し投票行動を促し、投票率を向上させるため、  
どのような取り組みを行っていく考えなのか明らかにされたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 選挙権年齢引き下げの対応策についてのご質問にお答えいた  
します。

1点目の有権者となる若い人たちに政治への参加意識と関心を高めるための教育が求め  
られていると思うが、今後どのように取り組んでいくのかについてですが、本年6月に公  
職選挙法が改正されたことにより、平成28年6月19日以降に公示される国政選挙から選挙  
権年齢が20歳から18歳に引き下げられ、これまでよりも若い世代が選挙を通して国政や地  
方政治に参加することになりました。これまでも町内の小中学校では、小学校6年生が社  
会において政治や日本国憲法について学習しており、中学3年生が社会公民において日本  
国憲法の意義や基本原則、民主政治の仕組みや議会制民主主義の意義、国民の政治参加と  
選挙の意義等について学んでおります。

町独自の取り組みとしては、今年度より3年間のサイクルで矢巾町明るい選挙推進協議  
会の協力を得ながら小中学校で選挙に関する授業を行う計画としており、今年度は徳田小  
学校と煙山小学校を対象に実施する予定ですが、実際に選挙における投票の仕方なども行  
いながら政治や選挙について学習できればと考えております。今後詳細については、矢巾  
町明るい選挙推進協議会と協議を進め、児童・生徒が政治や選挙に理解を深められるよう  
政治教育に取り組んでまいります。

以上、私からのお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 鷹嘴選挙管理委員長。

（選挙管理委員会委員長 鷹嘴民雄君 登壇）

○選挙管理委員会委員長（鷹嘴民雄君） 引き続き、10番、山崎道夫議員の選挙権年齢引き下げの対応策についてお答えいたします。

2点目の選挙制度の周知徹底についてどのように取り組む考えなのかについてですが、選挙年齢の引き下げに伴い、これから準備すべきことで最も重要なことは、学校での主権者教育と選挙制度の周知と考えております。国では、文部科学省が次期学習指導要領に主権者教育を盛り込むこととしており、総務省でもこれと連携し、選挙制度の周知徹底を図ることとしているところであります。当町においても町内県立高等学校等においては、高等教育現場で今後の学習指導要領等の動向を見ながら岩手県選挙管理委員会と連携を図り、制度周知に努めてまいりたいと考えております。また、町内小中学校においては、町教育委員会と連携し、学校教育での主権者教育に加え、選挙制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

3点目の今後投票率を向上させるため、どのような取り組みを行っていく考えなのかについてですが、以前から選挙時には、矢巾町明るい選挙推進協議会の協力をいただき、町内2カ所の店舗前で投票を呼びかけ、啓発用チラシを配布し、街頭啓発を行っております。また、有線放送による選挙情報の提供や広報車による啓発、庁舎前へののぼりの掲揚、公用車側面へ選挙をお知らせする固定パネルの掲示を行い、啓発に努めているところであります。今後も同様の啓発を行ってまいるとともに、新たに新有権者に対して直接的な働きかけとして、町内高等学校等と連携を図り、矢巾町明るい選挙推進協議会と協力しながらポスター掲示やチラシの配布など、選挙情報の提供に努めてまいります。

あわせて若者への情報発信については、そのツールとしてインターネットが大きな役割を果たしてきているところから、町ホームページ等を十分に活用した情報提供を初め、ツイッターやフェイスブックなどのソーシャルネットワークの活用を視野に入れ、情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） るる今お話、答弁ございました。初めて18歳への選挙権年齢が引き

下げになって、この大きな大改革と言われておりますが、70年ぶりなそうでございます。非常にそういう意味では、どういうふうな取り組みをしていったらいいかということはかなり難しい状況にはあると思います。しかし、やっぱり世界の趨勢は、今160カ国ぐらいが18歳あるいは16歳の選挙権の国がふえているということで、非常に日本はおくれているわけでありましてけれども、いよいよ世界に肩を並べる選挙年齢の引き下げだということなわけでありましてけれども、小中学校の取り組みは、この前総務常任委員会で選挙管理委員会、高橋さんに来ていただいて、いろいろお話をお聞きをいたしました。それで課題になっているという点も、そのときお聞かせをいただいたわけですが、今の答弁にもございましたが、これからのやっぱり取り組みは、制度の仕組みを若い人たちに教えなければならないと。あるいは民主主義の意味や政治への参加意識を高める教育を学校現場でやっぱり一日も早く取り組むことが求められているという話がありました。課題の2点目もそのとおり、制度の周知をいかに進めるか投票方法など、選挙制度の周知徹底は、総務省や選挙管理委員会の責務とされていると。したがって、来年の夏の参議院選挙までにあらゆる方法で周知する必要があるということで、これが課題として挙げられておりました。先ほどの答弁にもございましたが、その取り組みとしては、小中学校の取り組みもお話しされましたし、それから高校での取り組みもお話しされました。

その中で、今の答弁にはなかったのですが、若年層からの投票立会人制度なども検討するという話もありましたし、それから答弁にございました高校での指導要領等の動向を見ながら連携を模索、啓発実施を検討していくということが挙げられています。この若年層からの投票立会人の機運については、現段階での方向性といいますか、考え方はどのような形で持たれておるのか1点、まずお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

若年層からの立会人ということで、まさにこれは取り組むべきという考えは私たち持っております。今現在、今度選挙あす、あさって県議会選挙あるわけでございますけれども、その部分につきましても若干、きょう資料持ってきておりませんが、若い方、平成生まれの方、こちらの方も1名でございましたけれども、立会人ということで投票立会人でございますけれども、お願いしている経緯もございまして、山崎議員さんご指摘のとおり選挙年齢、若年層への対応ということになって対策としては、進んで取り組むべきことというふうに捉えてございますので、今後も対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 訂正いたします。今指名したのは、選挙書記長ということでございますので、ご了解をいただきたいと思っております。

ほから再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） もう一つ、町としての取り組みの中に高校での指導要領等の動向を見ながら連携を模索、啓発実施を検討していくということがございましたが、実は岩手日報で6月から、7月1日あたりからですか、ずっと日報の声の欄に葛巻高校の生徒さんから、合わせれば25人ぐらいだと思っておりましたけれども、今度の18歳に選挙権が引き下げられることについての思い、それから選挙に対して私はこのように取り組んでいきたい。あるいは政治に関してこういうふうな考えを持って対応していきたいということで、この間ずっとそれが声の欄に投書されてきました。それを見ますと、非常にすばらしい中身だったのであります。ちょっとお待ちをいただきたいと思っておりますが、総合的な学習の時間、3年生の進学コースの生徒さんたちを対象に選挙権年齢の引き下げをテーマに小論文をまとめる授業を行ったということでございました。これも日報でそういう論説の中にありましたが、そういう取り組みをした結果がああいうすばらしい投書になっていると。それで生徒たちは、新聞記事を参考にして法改正の意味を学んだわけで、新たな有権者となる立場から小論文をまとめ、それを岩手日報の声の欄に投書するという取り組みを行ったということなようでございます。

7月に入って毎日のようにとにかく葛巻町の高校生からの投書がずっと続いたわけです。私もこれは何の取り組みでそうやっているのかということで非常に疑問を持ちながら新聞をくまなく見ておりましたら、そういうことだったそうでございます。いわゆるそういう教育によって政治への関心を高める。そして自分の1票が政治を変える、そこまで私はこの自分を高めていきたいといいますが、そういうふうな取り組みをしていきたいというのが非常に多かったわけでありましてけれども、私どもの町にも不来方高校があるわけでありまして、それから郡内には紫波総合高校もありますが、やっぱり小中学校のいわゆる授業で取り上げるのはもっともこれも大切なことでありましてけれども、そこからずっときて、やっぱり高校生になれば、もう既に今回の場合は、18歳の選挙権の引き下げでございますので、高校3年になれば選挙権を持つ生徒と、あるいはまだ17歳で持てない生徒といろいろ出てくるわけですから、ともにやっぱりそういうことを学習しながら授業で主権者とは何か、あるいは

議会のあり方とか、あるいはこれからの政治に対する思いをどう醸成をしていくのかというふうなことをしっかりと授業で取り入れていく必要があるのだろうというふうに思ったところでは。

したがって、お聞きをしますが、不来方高校とか、あるいは紫波総合高校の中でそういうことを取り組めないのか、今すぐ急には取り組めないとしても、やっぱり計画的にそういうことをカリキュラムの中に入れてやっていくということができないのか。これは高校となれば、町の教育委員会がなかなかタッチできるというのは難しいかもしれませんが、きょうの答弁の中にも高校との連携を強化するというのもありますので、その辺の考え方をお聞きをしたいと思いますが、教育長さんからでよろしいですか、よろしくをお願いします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

選挙権の年齢が引き下げられるということから、最初ですので、投票の仕方とかもあるでしょうけれども、やはり政治的な考え方、あるいは政治的な争点についての学習とかというのもやっぱり最初の生徒にとっては、非常に重要なことになってくると思います。そこで高等学校の学習指導要領の改訂と合わせて社会科関係が相当教科の組み替えが行われる予定となっております。また、高等学校におきましては、その学習指導要領の改訂がまだ数年かかるわけですが、来年から選挙権が生じるということを考えますと、どの高校においても、今までのような政治教育あるいは選挙に関する教育ではいけないという意識は少なくとも全ての教職員が持っているものと思います。そういうことを考えれば、郡内の高校あるいは町内の高校において、その選挙権が引き下げられることによる投票の仕方だけではなくて、政治にかかわるさまざまな教育が教科の中で行われるか、あるいは先ほど葛巻高校の例が出ましたが、教科以外の総合的な学習の時間で行われるか、それは定かではありませんが、何らかの取り組みが期待されるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） ありがとうございます。今お話しされたとおり、やっぱりもっと力を入れていかなければならないという点は共通している、誰もがそう思っていることだというふうに思いますが、もう一つ、九戸村の伊保内高校でもやっぱりこういう非常に先進的な取り組みをしているというのが、これも新聞報道ですが、ありました。5月なようですが、

主権者教室を開いて、現代社会と政治経済を選択する1年から3年生が架空の北東市長選の模擬選挙を体験した。生徒4人が候補者として医療の無料化などの公約を掲げ、生徒は本物の投票用紙と投票箱で投票した。講師を務めたのは、県選管の選挙管理委員会の事務局の書記さんでございますが、選挙は自分の意思を社会に表明し、反映させる唯一の機会だ、若者の投票率が低いと、候補者は若者向けの政策を行わなくなると指摘している。選挙権年齢が引き下げられた今がやっぱりそれに取り組む段階ではないかということでこの方はおっしゃっておりますが、やっぱりそういうふうな取り組みを先進的にやっているところがありますので、そういったところをやっぱり学んで、これは高校ばかりではなく、小中学校でもそれは言えると思いますので、先進的に取り組んでいるところ、あるいはむしろ先進的に取り組むという気持ちで対応してもらえればいいなというふうに考えますが、この点について最後、ここの部分をお願いしたいと思います。教育長に。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

答弁の中にもございましたけれども、小中学校でも選挙とか政治のあり方については、教科の中で学んでいるわけではございますが、来年度からこのように選挙権の年齢が引き下げになるということから、選挙そのものをまずよくわかっていただくということから、教師ではなくて、選挙にかかわる方々を呼んで合同で授業をしようということできているわけでございます。これから取り組むわけでございますが、3年間にわたって行いますけれども、その間に小中学校のほうも学習指導要領の改訂がございまして、多分主権者教育ということについては触れられると思いますので、その前提として、まず町内の明るい選挙推進協議会の方々のご協力を得て独自に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、議員の皆様方からさまざまなご指導をいただきながらこの選挙について、あるいは来年度から子ども議会ということも開催させていただくことになっておりますので、さまざまな場を通じてご指導いただければというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 続いて、第3問目の質問を許します。

○10番（山崎道夫議員） 3問目の質問に入りますが、文章中に2カ所ほど漢字の変換ミスが



ありましたので、読み上げながらそこは訂正をしていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、3問目、飼料用米作付増産への取り組みについて質問いたします。平成26年の県産主食用米の価格が在庫過剰により過去最低水準まで下落したことを背景にことし飼料用米の作付が県内で約3,900ヘクタールとなり、昨年の約2倍となったことが報道されましたが、本町の状況と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

1点目、本町の飼料用米作付について、専用品種と食用米からの転換面積はどの程度になっているのかお伺いをいたします。

2点目でございます。法人や営農組合等で組織的に取り組んでいるケースはあるのかお伺いをいたします。

3点目でございます。補助金は10アール当たり平均でどの程度なのか。また、昨年矢巾町全体でどの程度の補助金が交付されたのか明らかにされたいと思います。

4点目でございます。今度増産に向け混入を防ぐ保管施設の確保や流通体制の強化、作付コストの低減などが課題となると言われておりますが、本町としてどのような取り組みを行っていく考えなのか明らかにされたいと思います。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 飼料用米作付増産への取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目の本町の飼料用米作付について、専用品種と主食用米からの転換面積はどの程度かについてですが、平成27年度における専用品種の作付面積は2万7,219平方メートルで平成26年度と比較いたしまして7,742平方メートルの増加、専用品種以外の作付面積については、今年度17万2,691平方メートルで平成26年度と比較をいたしまして13万8,051平方メートルの増加となっております。岩手中央農業協同組合では、主食用米の飼料用米の専用品種の混合を防止するため、主食用米品種であるひとめぼれで飼料用米に取り組む方針としていることから、平成26年度と比べて専用品種の作付面積の増加の割合が飼料用米の作付面積に比べて伸びていない状況となっております。

2点目の法人や営農組合等で組織的に取り組んでいるケースはあるのかについてですが、町内では、平成27年度において2つの農事組合法人と3つの営農組合の5組織が飼料用米栽培に取り組んでおります。しかしながら、先ほども述べたとおり飼料用米について主食用米で対応をすることとしていることから、収穫後農協において飼料用米分と主食用米分とに数

量に応じて分けている状況にあります。その中で営農組織として飼料用米の専用品種を作付しているのは1組織のみであります。

3点目の補助金は、10アール当たり平均でどの程度で矢巾町全体での補助金交付額についてですが、飼料用米については、作付面積による10アール当たり5万5,000円が交付されております。そのほかに収穫量に応じて10アール当たり5万5,000円から上限10万5,000円が交付されております。また、飼料用米の専用品種を作付した場合、産地交付金の追加配分枠で10アール当たり1万2,000円が配分されております。平成26年度における矢巾町の経営所得安定対策の交付金総額は5億3,641万6,568円で、うち飼料用米に係る町全体の交付額としては450万347円で10アール当たりに換算いたしますと約10万9,000円となります。

4点目の今後増産に向け、保管施設の確保や流通体制の強化、作付コストの低減などが課題となると言われておりますが、本町としてどのような取り組みを行っていくかの考えについてですが、町といたしましては、今後も飼料用米の作付面積は増加するものと考えておりますが、岩手中央農業協同組合においては、今後も飼料用米については、主食用米品種で取り組んでいく方針であり、このことから保管施設の確保については、既存のライスセンターで対応してまいります。また、流通体制及び低コスト化については、現状と同様にJA全農いわてにおいて主食用米と同様に全量買い取りがなされ、こちらについてはJA全農北日本組合飼料株式会社へ販売されることになり、受け入れにはまだ余裕があると聞いております。

作付コストの低減については、鉄コーティング種子による湛水直播や乾田直播などの手法による低コスト化が考えられますが、町といたしましても引き続き岩手中央農業協同組合や盛岡農業改良普及センターとの関係機関と連絡を密にし、飼料用米の販売先について個人で技術者と契約している事例もあるので、需給情報やコスト低減につながる技術情報を収集し、対応してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 2点質問させていただきます。

1点目でございますが、主食用米を飼料用米に転換をするという取り組みが矢巾町ではかなり多いということなわけでありましてけれども、これの理由というのは、保管施設の確保が難しいというのがあるのではないかと思うわけですが、そのほかこの専用の飼料用米の取り組みがなかなか進まないというところの理由は何かあるのかお聞きをしたいと思います。特

に、飼料米の主要品種は収量が多いわけでありますので、つぶゆたかとかつぶみのりという品種なようでありますが、さらにはその産地交付金が追加配分で10アール当たり1万2,000円追加配分されるということですので、本来であれば専用品種の作付を積極的に推し進めるのが私は妥当ではないかというふうに思うのですが、その阻害になっている理由は何かお聞きをしたいと思います。

それから、専用品種を積極的に取り入れているところが県内かなりあるわけですが、特に他県では、特に山形なんかは7割もふえているというような報道もありました。本町においても専用品種の作付を推進すべきだというふうに思うわけですが、中央農協に働きかけて行政としてバックアップする体制をとるというふうな考えはないのかお聞きをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

まず1点目の専用品種を普及できない理由ということですが、議員お説のとおり、一番の部分につきましては、まだ施設の関係はありますが、以外に実際登熟なり、出穂から登熟に当たっての花粉のそういったふうなコンタミ的なもの、そういったふうなものが変わってくるというのがございます。それで何よりも一番大きな部分につきましては、交付金の関係の部分、加算の部分なのですが、当初これが打ち出された際には、全国平均の部分で10アール当たり530キロということの部分に、それを基準にして加算額を算定した経緯はございます。これは全国平均。しかしながら、実際には、それぞれの産地の部分の標準収穫量をその部分を算定するものですから、実質的には今年度でいきますと、矢巾町の部分につきましては、標準収穫量、収穫量なのですけれども、559キロ、10アール当たりということになっておまして、当初の部分の全国平均とした場合には、30キロぐらいの差がまずあります。ということになりますと、確かにおっしゃるとおり専用品種の部分につきましては、収量を増とする部分の中で品種改良なり、選定している部分がありますけれども、今言った数値の関係でかなりの収量をとらなければ加算の部分に反映されないという部分が現実的にあるわけですので、その辺が非常にネックになっている部分がございます。そういったふうな理由で町長答弁にありますように、主食用を飼料用米に置きかえるという形で進んでいる状況でございます。

あと実際に昨年度の収穫量で見ますと、残念ながら専用品種の一部がちょっと収量が少なかったという部分もありました。これは、それぞれの栽培技術等の関係もあると思えますけ

れども、そういったふうな部分もあったということをお知らせしておきます。

次は、2点目なのですが、同じような形の中で町といたしましても、これを推進しながら、あるいは農協で取り組む際に、町の支援ということも話があったわけですが、まず方針とした場合に、いろいろな技術的なものなりも確立しまして、交付金を使って所得を上げるというのは、本来本意ではないわけですが、でも現実的に所得確保という観点からした場合に、それが進むのであれば、ひとつ町といたしましても、独自の産地交付金の選定の部分がございます。それは推進するためのそれぞれの町で決められる金額がありますので、その辺のところを見直しをかけながら推進できればいいのかなというふうに思っております。まずは前段の部分につきましてのものがあるなどということで、そのような実態となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） なかなかやっぱり難しいというのを今お聞きしてわかったわけですが、いろいろ天候的なものもあるでしょうし、それから栽培技術の関係もあると思いますが、一つの例として花巻市の農事法人が400トンでしたか、ちょっと数字はあれですが、全国で一番大きな専用品種を使っての収穫をして、専門の業者と取引をしたというのが報道されました。やっぱりそういう取り組みをしっかりとやることによって、栽培技術の問題も、あるいは先ほど言った専用品種のコタミの問題などもあるというふうなこともありましたので、その辺の克服もできるだろうと思っておりますので、先進地をやっぱりしっかりと研究をしながら取り組んでいくということが求められているだろうというふうに思いますので、時間はかかるとしても農家の収入が少しでもふえるような取り組みをこれからも行政として一生懸命取り組んでもらうということをお願いをしたいと思います。30秒しかありませんが、課長、今のことについて決意表明をお願いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） おっしゃるとおりだと思っております。いずれ関係機関と、農協とも話をしながらその辺につきましては、きちんと協議していければなというふうに思っておりますので、今後ともご指導をよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 以上で10番、山崎道夫議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入りたいと思います。

再開を11時15分とします。

午前11時05分 休憩

-----  
午前11時15分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開をします。

次に、14番、小川文子議員。

第1問目の質問を許します。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。私は、町長及び教育長に2問の質問をさせていただきます。

1 問目、いじめ対策についてお伺いをいたします。いじめ自殺が社会問題になり30年近くになります。残念ながら当町でも子どもを守れず、最悪の事態となってしまいました。村松亮さんご家族には心からお悔やみを申し上げます。いじめがけんかやトラブルと扱われましたが、いじめは人権侵害であり、暴力です。被害者は、なぜ自分の子どもが死ぬことになったのか、その真相を知る権利があります。被害者に寄り添った第三者委員会の設置が決まったことは、一歩前進であると考えています。再発防止の観点から町と教育委員会にお伺いをいたします。

1 番、現在教職員へのいじめの研修はどのように行われているか。

2 番、いじめアンケートは無記名で具体的に尋ねる方法が効果を上げていると言われていることから、無記名がよいのではないか。

3 番、生徒への指導や心のケアはどのような対応となっているか。

4 番、以前にボールで体育館のガラスを壊した生徒が弁償を要求され、それを苦にした自殺が矢巾北中学校でありました。子どもの命を守ることを最優先にしなければならない学校が弁償を要求することが、場合によっては子どもを追い詰め、自殺に追い込むことがあります。指導は必要ですが、義務教育の場で弁償させることはやめるべきではないか。また、町として学校に対し、校舎及び備品の破損に弁償させない対応をとるべきではないか。

5 番目、各校の不登校児童・生徒の実態を伺います。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 14番、小川文子議員のいじめ対策についてのご質問にお答えいたします。

4点目の町として学校に対し、校舎及び備品の破損に弁償させない対応をとるべきではないかについてですが、学校においては、施設が公共物であることから、児童・生徒が故意に施設や備品を破損等した場合は、これを弁償させる対応をしております。これは、故意に他の所有に係る物品を破損した場合は、弁償しなければならないという社会のルールを児童・生徒にも指導していかなければならないという教育的意図も加味してのことです。

児童・生徒が行った行為が故意なのか、過失なのかという判断は、非常に難しいところではありますが、これまで同様、教育的な面は堅持しつつ、原則に従って処理をしております。

以上、私のほうからの答弁とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 引き続き、14番、小川文子議員のいじめ対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の教職員へのいじめの研修はどのように行われているかについてですが、町内小中学校では、年度当初に校内で学校いじめ防止基本方針の確認を行うとともに、年度の途中に基本方針に基づくいじめの研修を実施しております。研修内容としては、いじめの定義や基準について共通認識を持つこと、いじめを認知した場合の対応、中にはネットいじめについて、校長、副校長や外部講師により研修を実施しております。本年度は、これまで町内6校の小中学校のうち5校がいじめの研修を実施しており、残る1校も10月に実施する予定であります。

2点目のいじめアンケートは無記名がよいのではないかについてですが、記名の場合、記入者が特定され、書きづらいことから、無記名のほうが有効であるとも言われておりますが、7月に中学校で実施したいじめアンケートでは、その後に記載内容の事実確認を行う聞き取り調査を考慮し、記名にしております。また、町内小中学校で行われるいじめア

ンケート調査では、いじめの有無とあわせて教育相談や日常的な児童・生徒とのかかわりに活用するため、記名にしていることが多い状況にあります。今後いじめの未然防止等におけるアンケート調査の記名、無記名については、実態に即しながら用途に合わせて選択していくことが必要と考えております。

3点目の生徒の指導や心のケアは、どのような対応となっているかについてですが、生徒の指導は、学校教育全体を通して指導していくことが必要であると考えております。例えば特別活動における社会規範の習得や道徳における心の育成など、さまざまな教科、領域を通して児童・生徒の心の育成を図り、教職員がそれを意識的、計画的に実施していかなければならないと考えております。また、学校内部だけでなく、人権擁護委員等外部の方々のご協力もいただきながら推進していかなければならないと考えております。

なお、今回の町内中学校2年生の自死を受け、当該中学校では、今まで以上に生徒に寄り添う指導を教職員間で確認しており、登下校の指導はもとより、担任が生徒の登校時から教室へ出向き、授業の合間については、教科担任が早目に教室へ入る、終了後は次の教科担当者が来るまで残るなど、生徒を切れ目なく見守る姿勢で取り組むことを考えております。

また、会話や記録ノート、健康観察時の呼名による表情確認などを通して生徒の様子を把握し、学年内での情報を共有していくことなど意識的かつ組織的に取り組んでまいります。心のケアについては、教師が児童・生徒に細やかな注意を払い、教育相談等を通して児童・生徒の状況を把握して対応するとともに、場合によっては、スクールカウンセラーなどの専門的な見地からの支援を行い、家庭との連絡も密にして児童・生徒が安心して学習や生活できる環境の醸成に努めていかなければならないと考えております。

5点目の各校の不登校児童・生徒の実態についてですが、不登校児童・生徒については、年間30日以上欠席者という捉え方で把握しており、平成26年度における町内の不登校児童・生徒の状況は、小学生が2名、中学生は16名となっており、平成25年度に比較すると、中学生が1名減少した状況にあります。近年における不登校児童・生徒の状況は、長いスパンで見ますと、年度により大きな増減が発生する場合がありますが、総じて横ばい状態といった状況で、各校では積極的に児童・生徒や保護者とかかわり、連絡を密にとりながら不登校児童・生徒の解消や新規不登校児童・生徒を出さないように努めているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） 再質問をいたしますけれども、いじめは生徒同士のいじめがあります。そして教職員から生徒、生徒から教職員、そして学校のシステム上の問題、いろいろなことがあると思います。そのような中であって、アンケートを記名でとるということは、教職員からもし仮にいじめを受けた場合には生徒は書けないということになります。そういうふうなことも考慮して、どういう状況でも書ける無記名というのを主流にしていってほしいのではないかと考えます。そのことについて、まずお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

答弁にも述べてありますとおり、用途に応じて無記名、記名は使い分けるべきであり、また定例的ないじめに関するアンケートであれば、私も議員ご指摘のとおり無記名が望ましいのかなというふうに思っております。用途によって異なりますので、今回の当該中学校につきましては、第1次聞き取り、第2次聞き取りということもございますので、それから実際アンケートを行う前に、生徒には遺族のご希望があれば、お見せすることもあります。ただし、その際には、名前は全て消してお知らせしますということをきちんと断ってお話しているところでございます。今回の場合は、そういうことでございます。一般的には、議員のご指摘も十分理解できますので、今後用途に応じてさまざま使い分けてまいりたいというふうに考えておりますし、学校にもそのように伝えたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） このいじめの問題というのは、本当に社会問題になって、去年は滝沢で亡くなった、そしてまた仙台でも起きていたということも明らかになっております。大変な子どもが命を失うという、自殺をするという行為は、本当に町民にも大きな衝撃を与え、皆さんやっぱり悲しんでいるこの状況だと思います。その中であって、本当に再発防止策をしっかりととっていかなければならない、あらゆる未然防止の可能性を考えていかなければならないと私はそういうふうに考えるものでございます。

いじめの問題が複雑ということは、やはりいじめの子がいる、いわゆる加害の子どもが



いるということがまずあります。そしてこの加害の子どもをどう指導していくかということがやはり大きな問題だと思えます。それでいじめの子がいる限りいじめはなくなりません。このいじめの子も大きな問題を抱えていると言われていました。昨日の昆議員の指摘にもあるように、いじめの子も悩んでいる、そして苦しんでいる、そういう複雑な状況に置かれている、そういういじめている子自身の悩みをしっかりと受けとめて、そして解決していく、それ抜きには解決できないと思えます。この答弁の中には、組織的に今後当たっていくと、そして切れ目のない見守りをしていくという答弁もございました。私は、さらにいわゆるいじめの子が出た場合に、その子に対して継続的に、そして組織的に学校で対応していく、そして本当にその子が心からいじめは悪いと、悪かったと、そして立ち直っていく、そういうふうな指導体制が必要かと思えますけれども、それについて伺います。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

国のある機関の調査によると、児童・生徒がいじめた割合といじめられた割合というのは、相当高い率になっています。つまりいじめられていた者が逆にいじめになったり、いじめていた者が逆にいじめられるという例が往々にしてあるということだと思えます。そういうことを考えますと、議員ご指摘のとおり、いじめた側、いじめられた側、双方に寄り添って、それぞれの心に寄り添うことが必要だということは、そのとおりだというふうに考えております。

継続的にということですが、今回の場合の教訓の一つとして先生が自分で外になかなか話さなかった。それを外でも組織として把握できなかったということが大きな課題となっているというふうに私は考えております。そこで児童・生徒が可視化できるというか、見えるようにということで個別カードというのをこれからつくることになっておりまして、何かあった場合には、それをきちんと事象を箇条書きでいいから書くと、そしてそれを学年あるいは学校内で見える機会をきちんと持つと。次の学年になる場合には、それをもって引き継ぐと。それから、町内においては、小学校から中学校に入学する際には、それを中学校にも送るというようなシステムを今立ち上げようというふうにしております。これも継続的、なおかつ可視化というか、先生が仮にそういうことはないのですけれども、1年前のことを忘れていた場合もありますし、それから同じ子が何回も出てくれば、それはやはり指導が徹底していないということでもありますし、そういうふうな意味からカードで児童・生徒が見えるような形にしていこうではないかということも現在話し合ってお

りまして、あと間もなくそういうシステムがスタートするものというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） いじめについては、子どもたちが傍観者をつくらない、子どもたちに傍観者をつくらない。そういう現場を見たら、みんながとめに入る、そういう子どもたち同士の支え合いといいますか、お互いのそういう切磋琢磨が非常に大事かと考えられます。昨日は町長もいじめ防止のための基本条例を制定するというので一つの方針を示されました。そしてその中には、それぞれの子どもたちの役割もあると、そして町民の役割も明記されると。非常に総合的なもので大変期待をしているところでございますが、子ども自身が育っていく、そういう力を伸ばす、そして今回も北中の生徒の皆さんがさまざまな取り組みをしたと。私は、大変そこに希望を見出し、そしてまた支援をしたいと考えているものでございますけれども、子ども同士のそういう活動を支援していく、そういう体制というのがどのようにとられてきたのか。そして、今回子どもたちの取り組みを少し紹介をしていただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

傍観者にならないということは、私ども教育委員会として年度当初に方針を出すわけですが、それにもきちんと載せてはありますのでございますけれども、26年度いじめの認定がゼロであるということは、教職員がいじめとして児童・生徒に接していなかったということでございます。いじめが毅然と防止されていたということにはつながらなかったのかなど。いじめについて、そういう学習を教師から児童・生徒に行う指導を見て、児童・生徒が学習する機会というのが欠けていたということは、これは本当に否定できない事実だということで、本当に謝るしかないというふうに思っております。

そういう中ですので、一番私たちが学校として考えていることは、教職員がいじめについての児童・生徒のさまざまな姿から感度を上げると、いじめを見つけるということが一番大事ななど。そのためには、まず物理的に児童・生徒に接する時間を長くしようということで先ほど答弁に申し上げたことになってくるわけでございます。

また、児童・生徒の取り組みということでございますけれども、今回いじめという言葉

は出しませんが、学校、学級におけるよい人間関係をつくるために、ふだん私たちはどういうことに気をつけているのかというようなことを各小中学校の児童・生徒の代表2名に集まっていただき、またPTAの代表にも集まっていただき、さまざまな意見交換をしていきたいなど。それぞれの小中学校が自分たちで考えていることを発表すると同時に他の小中学校の取り組みも学ぶことができますので、さまざまな取り組みが町内の小中学校で展開されればいいのかなどというところで、そういう機会を今月18日に設ける予定となっております。

なお、それぞれの小中学校における児童・生徒の詳細な活動につきましては、ここではちょっと長くなりますので、省略させていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 不登校の数が示されました。この不登校の皆さんの中にいじめが原因と考えられる子どもはいらっしゃるのか。そしてまた、文部省からいじめの再調査がありましたけれども、本町として数字の変更があれば、それをお知らせください。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この事案が起きてからさまざまなマスコミでいじめによる不登校もあったのだという報道がさまざまなされております。私どもも学校と一緒に調査してまいりました。この場で詳細について申し上げることはできかねますが、責任をもっていじめによる不登校はなかったというふうに私から言わせていただきたいというふうに思います。そのことについては、さまざまなことあるのですけれども、個人情報にかかわることになりますので、この場ではお許しいただきたいというふうに思います。

それから、矢巾の事案をもとにして全国的にいじめについてだけ再調査、修正を行ってもいいですよということが文部科学省から通知がまいりました。私どもは、前のご質問にもお答えしているとおり、継続して行われているとか、意図的に行われているとか、さまざまな条件をつけて、私どもがいじめを理解しようとしてきたその姿については、今回の学校の調査報告も見て、さらにさまざまなご意見をいただいて、私どもは原点に帰って相手が苦痛を感じていたならば、それはいじめであるという、そういう基本的な立場に帰って、もう一度26年度から今年度の8月までのものを見直していただきたいということで学

校にお願いをいたしました。三十数件のいじめの報告が現在なされておりますので、修正の申告をしたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） いじめの背景の一つには、教職員の多忙化ということも指摘されています。今回のアンケート調査の中で教員からの聞き取りの中に情報なし、情報なしということがたくさん出ておりました。つまり先生たちは、そういう現場をなかなか見ていなかった。掃除のときに亮君が泣いているときに声をかけたと、そしたら大丈夫です、心配ありませんと、そういう答えが返ってきたという教師のコメントがありましたけれども、ほとんどが情報なしというコメントでございました。それからいくと、なかなか多忙化の中で生徒のそういう姿を見つけにくいという状況もあると。

そして、先ほどは切れ目なく生徒を見守るということですが、それは今の時期は確かに必要かもしれませんが、それが常態化した場合に教員の多忙化につながるのではないかと。それはある意味また次の問題を引き起こすのではないかと。なので、教員の多忙化の問題、そして少人数学級の問題についてのお考えを伺います。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

多忙化につきましては、昨日もお答えしているところでございますが、多忙化によっていじめが見過ごされているということは、それは言いわけになると思いますので、やはりいじめをさまざまな児童・生徒の言動から感じる、そのスキルというか、技量というのは、これは教職員にとって非常に大切なことではないかなというふうに思っています。また、泣いていたときに、どうしたの大丈夫か、大丈夫です。これは授業のときにもあるのですけれども、わかりますか、わかります。本当にそうなのかという、その声のかけ方の技術の問題も私はあろうかというふうに思います。ですから、教職員のいじめの発見の感度を上げるということは、技量的な研修もこれからは必要になってくると思いますので、そういう面からもさまざま取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、議員ご指摘のとおり、このような見守りが常態化することによって教職員の負担がふえるということは、そのとおりでございますけれども、議員さんおっしゃったとおり、今の時点では、そういうふうにさせていただくということで、私たちが先ほど申し上げま

したけれども、教職員の技量、スキルを磨くということがまず第一のことというふうに考えて、負担にならないように、ただし今回の件は決して忘れてはならないことだと私は思っておりますので、そういう研修に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 次に、町の対応でございますが、故意の場合には、備品及び学校のもを破損した場合には、従来どおり弁償を求めると、教育的な関知はひとつ持ちながらも従来どおりの答弁がなされました。これ約17年前に北中の事件が起きた直後に久慈正夫議員が指摘したときの答えと同じでございます。そして私が松尾教育長に質問したときも、ほぼこのような答えでございました。これは恐らく町及び教育委員会の一貫した答えではないかと考えています。そして今度の自殺の原因という、あらゆるものをなくしていくという観点から考えますと、この学校の備品を壊したことによる弁償による自殺というのを、これもまた再び繰り返してはならない。これを教訓にしなければならないと考えます。そういうことからいきますと、従来どおりの17年前の答弁でいいのかと私は高橋町長の意図ではないのではないか、本音をしゃべっていただきたい、そのように思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

私らも小さいときは、学校施設とか備品、こういうものを壊すということは、大変なお叱りを受けて、また親が弁償したということを今思い出しておったのですが、私もちょっと学校でははみ出した児童・生徒でございまして、それで要は公共のもの、こういったものを大切にするという公共心、やはりそういうものを小さいときから育てていかなければならないということが私非常に大事だと思うのです。だから答弁の中でも社会のルールの中でそういったことは、しっかり受けとめてやっていかなければならないということで、まず今道徳とか、いろいろ公共心を大切に、公共のものを大切にすることは、これはもう勉強しておると思いますが、ただ今小川文子議員がおっしゃるように、学校現場で児童・生徒と教師の信頼関係がしっかりしておれば、これは故意なのか、過失なのかわかるわけです。だからやはりこれを故意で壊した、そして反省もないということは、やはり大きくなったときに、それがいろんな形で影響してくると思うのです。だから、そういうけじめはしっかりしていかなければならないと。

それから、先ほどからいじめの問題について、私思うのには、いじめたほうは、もう忘れていたのですが、いじめられたほうのほうは、この年になっても、あなたからいじめられたったということをよく言われるのです。だからそのいじめられた傷跡というか、心の傷はいつまでたっても治らないと。だから私きのうの赤丸秀雄議員への答弁にも、質問に対するお答えの中でも申し上げたのですが、いずれいかにしてみんなが一丸となって、いじめが起きてからよりもいじめを起こさないための対策をしっかりと講じていかなければならないと。だから今そのことをしっかりと学校現場、また今福祉の施設でもそういうことがいろいろ言われているわけです。だから、そういうことの起こらない環境をつくっていききたいなど、こう思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 高橋町長の思いは伝わりました。私はただ再度質問しますのは、これを制度的に保証しなければいけないと思うのです。ときの町長あるいは教育長によって変わっていくようでは困る。それはいいふうになるのは全然構いませんけれども、やっぱり例えば故意か故意でないかを一体誰が判定するのか、まずこの一つの問題があります。そして故意の場合は、弁償を求めるということですが、過失の場合であれば、弁償を求めないということで理解していいのでしょうか。そして、弁償の額ですが、その17年前に自殺した生徒は、20万円とか30万円という高額を要求されて、とても自分はそれに耐えかねて自殺をしたと聞いております。ですので、ある意味、子どもは経済能力がないわけですから、もし弁償させる場合には、子どもには直接言わない、親に要求する、それが筋ではないでしょうか。これについてルールという点でお聞きをいたします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

よくある例は、中学校が多いわけですがけれども、中学校では、一応報告用紙がございまして、どういう状況でどういう形で器物を壊したのかというようなこと、そしてそれを聞いて委員会、その管理する委員会がございまして、その中でいろいろ判断することになるかというふうに思います。不可抗力の場合も多くありますので、それらについては公費で直しているところでございます。

先ほどご指摘ございました弁償ということについては、生徒と私は話し合うべきではないということは全くそのとおりだというふうに思っております。したがって、この基

準が幾重にもあるということは、非常に問題になりますので、これは荒れた時代にガラスが非常に破損を受けた時期もありますし、故意というのは、まず今の時点ではほぼないわけでございますけれども、やっていけないことをやったというような意味での過失的なものも多いわけでございますけれども、やはり答弁で述べましたとおり、やってはいけないことをやって、そういう壊したということについては、ある程度のところは一緒にお話し合いをして、保護者の方とお話し合いをするというのが私は筋だと思いますし、実際生徒以外にも少年団等でやってはいけないことで放課後体育館をいろいろあった場合に弁償していただいているところがございます、それぞれの場合によって、ケースによって基準を異にするということは、やっぱりそれも私はおかしい話だと思いますので、ただ故意、過失については、十分教育的な配慮をいたしまして、またそういう届け出もありますし、さまざまなことを考慮して判断してまいりたいというふうに考えておりますし、仮に弁償ということが発生した場合には、保護者と十分なお話し合いをしていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 今の問題に関してかなり私は前進をしているというふうには捉えております。一方で町民感情からした場合に、私の友人にこの話をしたときに、自分は町の庁舎の掃除をしていたときがあると。そのときに町長室に立派なつぼがあったと、もし間違っこのつぼを壊してしまったときにどうしたらいいのでしょうかと会社の人に聞いたと。そしたら会社は、保険に入っているから安心して掃除をしてくださいと、そういうふうに言われて、自分は安心して町長室の掃除をしたというお話を伺いました。仮に今後も弁償ということが発生するのであれば、子どもを持つ親は、学校に通わせるときに何らかの保険にでも入っていなければ、場合によっては安心して行けないのではないかとということがございます。確かに私も自分の子どもが高校のときには、そんな保険があったような気がします。学校の何か破損したときに払うような保険があったような気がしますけれども、そういうことではなく、町が大丈夫だと、その担保は町がすると、保険の担保は町がすると、町として保険に入りたいと思うのです。そして生徒がそういったときには、保険で対応すると。ある意味職員が自動車事故を起こしたときに、保険で対応します。職員に弁償させますか、そこのところと同じような気がするのです。公共物を破損し

たときに、職員であれば弁償しなくていい、子どもであれば弁償しなければいけない。これはちょっと矛盾しているかと思います。その点の答弁をお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） まず町長室のつぼでございますが、今は撤去いたしましたので、そういうことはあってはならないと、またそういう思いをさせたくないということで。

それから、これは町長部局も教育委員会部局もそうだと思うのですが、当然施設の関係については、保険に入っているわけです。だから先ほどからお話があるように、故意、故意も学校が荒れて、学校の中をバイクとか、自転車とかで歩いて壊したとか、そういうことであれば、これは当然あれなのですが、だから先ほどから教育長も答弁しておるように、いずれ学校教育の一環としていわゆる備品とか何かを壊したときには、先ほども答弁申し上げたとおり、これはもう児童・生徒と先生の信頼関係なので、先生がしっかり自分の児童なり生徒がそういうことをするはずがないという教育をしておるのであれば、それはもうあとは保険対応でできるわけですので、だから私は小川文子議員の今の質問に対してお答えしたいのは、やはりこの不作為の作為ではあってはならないと、見逃す、見てみぬふりをすると、だから私はもうこれから今度のいじめを通して児童・生徒と先生方の信頼構築、これが一番大事だと思うのです。そのためにも教職員の質の向上をしっかり図っていただきたいということで昨日の答弁の中でもそういった研修もしっかりやっていただきたいということでお願いしたことでございます。今のいろんな公共物の毀損についても、私どもはそういう思いでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、第2問目の質問を許します。

○14番（小川文子議員） 駅前の複合施設に関連しての質問でございます。

8月1日に複合施設の見学会が開催されまして施設内の変更が見られたことから以下お伺いをいたします。

1番、子育て世帯支援センターの一時預かりの等配置が変わりましたが、その中身について伺います。また、一時預かり事業は中止すべきと提案したのに対し、検討するとの答弁でございましたが、どのような検討が行われたのかお伺いをいたします。

2番目、吹き抜けの中央階段を非常階段にも使用できるように変更すると聞きましたけれども、火災の際の具体的な対応を伺います。



3 番目、その他の変更箇所があれば、伺いをいたします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 駅前複合施設についてのご質問にお答えをいたします。

1 点目の子育て世帯活動支援センターの一時預かり等の配置が変わった内容についてですが、利便性のさらなる向上と将来需要の変化によって各部屋の用途変更が生じた場合にも柔軟に対応できるよう 2 つに分けていた交流スペースを一体化させ、これに合わせて一時預かりスペースや事務室、相談室、トイレ等について動線を考慮しながらレイアウトの変更を行ったものであります。

また、この変更により、交流スペースについては、利用形態のバリエーションがふえることとなり、一時預かりスペースについては、避難階段までの距離が短くなって、より安全性が高まるものと考えております。

次に、一時預かり事業は中止すべきと提案したのに対し、検討するとの答弁であったが、どのような検討が行われたかについてですが、6 月会議でお答えしたとおり、一時預かり事業は、必要な事業と捉えており、推進する考えには変わりないところであります。また、経費削減を検討するとお答えをしておりましたので、最小の経費で最大限の効果が得られることを念頭に事業者に対しても協力を求め、連携しながら内容を精査するとともに、今後においても費用対効果を検討しながら事業を推進してまいりたいと考えております。

2 点目の火災の際の具体的な対応についてですが、中央の階段は、建築基準法施行令第 123 条第 1 項で規定する屋内に設ける避難階段の仕様となるよう階段内の窓を 1 カ所当たり 1 平方メートル以下に変更するほか、部屋と連続する壁面のない箇所については、煙を感知した際に、自動で閉鎖するシャッターを新たに設置することとしております。火災が発生した際には、このシャッターが作動するほか、管内の非常放送による周知や火災通報通知による消防機関への通報も自動で作動することになります。初期消火活動や避難誘導は、複合施設内の事務職員により行われますが、今後火災発生時の実習マニュアルを作成し、避難訓練を通して有事の際に備える予定であります。

3 点目のその他の変更箇所についてですが、図書センターについて、事務職員からの死角を少なくするようカウンター等を事務室側から入り口のほぼ正面の西側へ移動し、これに伴って視聴覚コーナー、雑誌や新聞を閲覧できるブラウンジングコーナーのレイアウトを変更しております。また、外観については、より親しみやすいデザインとなるよう北東

の角にルーバーを設置することとしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 一時預かりについては、私は全面的に否定するものではないのです。西側のこずかた保育園では、一時預かりを実施していると、しかも2階でやっている。そしてしかも児童福祉法の範囲の中でやっている。本町の場合は、児童福祉法の適用外であって、そして先ほど言うように建築基準法を満たしてはおりますけれども、児童福祉法の適用外という答弁でございます。本来であれば、一時預かりは児童福祉法の適用なのですが、5名以下という、その制限の中で恐らく児童福祉法の届け出の義務がないというふうに解釈をしていらっしゃるのかと思いますが、その中であって児童福祉法では、避難階段までの子どもの施設の距離を3メートル以内と規定をしていて、そして今回今まで3.9メートル近くあったところを3メートルにまず改善がされていると私は捉えております。それに伴って避難階段までの距離が長かった関係上、中央の吹き抜けの階段を避難階段としても使用するというふうな新たな方法を選択されたと考えています。

そこで子どもの一時預かりをあえてする必要がないのではないかという点では、児童福祉法の対応になる施設が隣の保育園にあるという、安全性でさらに確保された施設があるということと同時に、やはり子どもを持つ親世帯が経済的支援を望んでいると、子どもの医療費の無料化あるいは保育料の減額といったような直接的な経済的支援を望んでいる声が高い、むしろそういう声に応えるべきではないかという観点から私は一時預かりをまず中止するべきではないかという判断に立ったわけでございます。ですので、やはり子どもの子育て支援は別予算でしっかりとやっていただきたいと思います。そして子育て支援センターを非常階段をまず3メートル以内に設置したことになりますけれども、火災の際にシャッターを設けることになったということで、火災のときには、そこで吹き抜けが遮断されるわけでございますけれども、例えば1階で火災が起きた場合に、下までシャッターを自動的に煙によってシャッターがおりた場合に、一体子どもたちはどう通って外に出るのか、その経路をお示しくください。

○議長（廣田光男議員） 藤原区画整理課長。

○区画整理課長（藤原道明君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど3メートルというふうにおっしゃってございましたが、30メートルのことかと思ひ

ます。この距離につきましては、2カ所階段あるわけですが、2カ所あるうちのより遠いほうの距離でもって判定することになっておりまして、今回はその遠いほうは、中央階段ではなくて、もう1カ所のほうの階段からの距離ということで、そちらのほうは約26メートルぐらいになりましたし、中央階段は14メートルぐらいというふうな形になってございます。ということで1階で火災が起きてといった場合の避難経路でございますが、基本的には2カ所のうちのどちらか問題のないほう、中央のほうがシャッターが閉まっても、基本的に人の出入りはできるようにはなっているはずでございますけれども、それがままならない場合は、もう一カ所のほうの階段からの避難ということになるものと予想されます。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 了解をいたしました。しかし、やはり今回30メートルのあれで前回は39メートルございましたので、大幅な改善とは思いますが、やはり中階段というのは、いずれ限界があろうかと思えます。やはり財政的な裏づけが必要でございますけれども、やはり外階段をしっかりと確保するというのは、やはり今後とも検討課題として考えの一つの中に入れるべきではないかと思えますが、そのことについてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原区画整理課長。

○区画整理課長（藤原道明君） 今のご質問でございますが、外階段でございますけれども、現時点では必要がないというふうな考え方をしております。ただし、例えば各種基準が変更になったりしまして、もしくは一時預かりの需要が多くなって、例えば6人以上となったとか、そういった状況変化が今後起こり得る、ないとは言えないわけでございますが、そういった場合には、もう一カ所のそういった避難経路を確保するとか、それも具体的にそこまでするというふうな基準ではないとしても、そういったことをやるかどうかということは、その時点での判断になろうかと思えますが、いずれ状況変化が逆に言いますと、ない限りは、現在の考え方で進めたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 3階には大会議室がございます。それでもし火災が発生した場合に、大会議室の収容の、会議をされている方々、そして子育てコーナーがございます。避難誘導は事務員が行うということでございますけれども、その優先順位といたしますか、まず子どもたちを先に避難させてから大人が逃げるとか、そういうことは考えているのかについてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原区画整理課長。

○区画整理課長（藤原道明君） 具体的な避難誘導なり、計画というところに関しましては、正直言いまして、これから具体的なものを詰めていく段階となります。今議員おっしゃったように、ある意味それは常識であると思っておりますし、当然そのような考え方で避難誘導計画を立案するという形で進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 街路の整備について、駅前にふさわしい街路、そして街路は県の管轄だということでございましたけれども、私はセメントの空間よりも花壇を要求したわけですが、今はセメントの水路ができておりますが、その周辺のいわゆる植栽について街路の面とあわせてお伺いしたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 藤原区画整理課長。

○区画整理課長（藤原道明君） いわゆるコンクリートだけではない空間としてどのように考えているのかというご質問かと思っておりますが、県道自体は、現在施工されておりますおおむね形が見えてきております。県道はああいった形での整備となりますが、現在建設しております複合施設、やはば一くという名前に愛称決定いたしました。やはば一くの北側、こちらのほうにまだ今は資材を置いたり、車両があつたりするのですが、あそこは公園になる予定となっております。あそこの公園につきまして、今ある樹木を全てではありませんが、ある程度残しつつ、また広場等にいたしますし、そこは子どもも遊べる場所となる予定となっております。緑化された空間がそこに残りますのと、それからやはば一くの東側に水路を建設する予定となっておりますが、そちらの水路も全体の幅員の中で水路の部分は約1メートル程度しかございません。残りの部分は緑道といたしますか、歩行者が歩ける空間と、それからそれ以外の部分は緑化する形でいわばうるおいのある空間というふうなことを演出するという前提での設計となっておりますし、今後そういった整備がなされ

ることとなりますので、そういった中でのコンクリートだけではないというふうな空間をつくっていくということとしております。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 駅前の安全性についてお伺いをいたします。かなり今変化をしていて、交番が昔はありましたが、今は交番がかなり離れたところにございますので、駅前が非常に殺風景といいますか、人がいないという状況の中で最終の11時の電車で帰ってきたときに、周りが暗いということがあるかと思えます。その安全対策について、どのようなお考えがあるのか伺います。

○議長（廣田光男議員） 藤原区画整理課長。

○区画整理課長（藤原道明君） 主として照明の部分で我々ちょっといろいろ考えておりますが、現在も照明器具は完成しまして、あとは電気を通すばかりという状況になってございます。あそこにつきましては、基本的には暗い間はずっと照明がついているというふうな対応で運用を考えております。電車が終わったら消すということではなく、基本的には暗い間はずっとついているというふうな対応を考えてございます。それ以上のことにはちょっとになっておりませんが、あとは警察等とのいろんなやりとりというのは、今後治安の問題とかが具体的にそういった恐れが出てくる際には、そういったことも含めて警察と協議しながら進めるというふうな対応で考えてございますが、今現在はそこまではしていません。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 防犯カメラの設置が必要かと思えます。それでやっぱり人の人的な警備を補う点でその考えはないかについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原区画整理課長。

○区画整理課長（藤原道明君） 防犯カメラの設置、今ご指摘、まさしく我々も納得するところでございます。現時点で設置自体は、あの広場等については計画をしておりません。あと建物の防犯の意味合いではぱーくの中には防犯カメラ、設置をされます。駅前広場につきましては防犯カメラ設置につきましては、何分予算等の関係がございますし、そも

そもこの事業自体債務負担行為で非常に上限が決まっておる事業でございますので、もし実施する際は、その枠の外というふうな扱いでの実施になろうかと思えます。今後検討してまいりたいと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で14番、小川文子議員の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩に入ります。

再開を1時10分とします。

午後 0時14分 休憩

-----  
午後 1時10分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開をいたします。

次に、13番、川村よし子議員。

それでは、第1問目の質問を許します。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、川村よし子でございます。

1点目の質問、充実する介護保険制度について。ことしの4月から介護保険制度始まって以来の見直しが行われ、同時に介護保険事業者に支払われる介護報酬は、マイナス2.27%の切り下げ改定が行われました。また、第1号被保険者介護保険料、利用料改定も行われました。以下お伺いします。

1点目、町内の在宅施設サービス事業者の経営状況をどう把握しているのかお伺いします。

2点目、それぞれの介護事業者の介護労働者の労働実態や報酬はどのように把握しているのかお伺いします。

3点目、家族介護のために離職した人数は15年間でどう変化しているのか。また、介護認定率に比較してサービス利用率が町内は低いのはなぜかお伺いします。

4点目、介護保険制度は、公費で給付費の50%を賄い、残り50%を介護保険料負担となっております。高齢者は、町内の高齢者から自由に使う年金が少なくなっているとか、月に1,000円以上も保険料が値上げされたなどの声を多く聞きます。介護保険財政の膨張は、

第1号被保険者の負担能力を超えた額になってきていると考えられます。この解決方法は、公費負担を拡大する以外にないと考えます。国が行わないなら自治体の仕事で一般財源から法定外繰り入れを考えるべきではないか伺います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 13番、川村よし子議員の充実する介護保険制度についてのご質問にお答えいたします。

1点目の町内の在宅施設サービス事業所の経営状況をどう把握しているかについてですが、町内には介護サービス事業所が61カ所あり、それぞれが経営及び運営に努力され、事業展開が行われております。その中に町が指定する地域密着型サービス事業所は5カ所あり、それぞれ2カ月に1度運営推進会議が開催されており、利用者の近況やサービス提供等の運営状況等の報告を受けております。現在全事業所の経営状況を把握するに至ってはおりませんが、運営推進会議の内容等を利用するなど、状況把握に努めておるところであります。

2点目のそれぞれの事業所の介護労働者の労働実態や報酬をどのように把握しているかについてですが、事業所内の詳細な実態は把握しかねますが、今回の介護報酬の改定には、介護職員処遇改善加算の引き上げが含まれており、各事業所は、職場環境の整備及び改善等により介護職員の処遇改善に寄与しているものと推察をしております。

3点目の家族介護のため離職した人数は15年間でどう変化しているかについてですが、矢巾町内での具体的な離職者数の推移等は把握しておりませんが、総務省統計局の就業構造基本調査に基づく男女別介護、看護による離職した15歳以上の人口によると、介護保険制度施行前を含む平成9年から14年の5年間で家族内介護等による離職者が52万4,000人に対し、平成19年から24年の5年間では、約48万7,000人となっております。

次に、介護認定率に比較してサービス利用率が低いのはなぜかについてですが、近年の介護認定者数増加の一因として入院中または退院直後に介護認定申請を行う傾向にあります。また、介護保険制度が住民に浸透してきたことにより、要介護認定申請の件数が増加したことも一因となり、要介護と認定されても実際のサービス利用につながらないことがサービス利用率が低い要因と捉えております。

4点目の介護保険財政膨張の解決方法は自治体として一般財源から法定外繰り入れを考えるべきではないかについてですが、介護保険料の標準段階が9段階のところを本町では

所得水準に応じた負担能力に配慮し、10段階に設定しております。なお、今年度から第1段階の保険料基準額に対する割合を0.5から0.45に引き下げて被保険者の経済状況にきめ細かく配慮しておるところであります。第1段階の割合を引き下げたことによる補填は、国が2分の1、県及び市町村がそれぞれ4分の1を負担するものであり、その財源は一般会計から繰り入れることとなります。年々介護給付費が増加しておりますが、法定内繰り入れを遵守し、さらなる一般会計からの繰り入れを現在は考えておらないところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 答弁の中に町内の介護サービス事業所は61カ所あって、地域密着型サービス事業所が6カ所、2カ月に1度運営推進会議が開催されて、全事業所の経営状況を把握していない状況に至っているという答弁でした。全国的には、経営が成り立たなくなって閉鎖する事業所もあるというニュースもあります。それで盛岡市内のことも閉鎖しつつある事業所もあると聞きますけれども、矢巾町内ではどのような状況か把握しているかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

61事業所について先ほど答弁させていただいたように把握しているわけではございませんが、5地域密着事業所につきましては、報告書等あるいは実際にもお話を伺ったりして、私どもも連絡会議に参加して把握しているところがございますが、運営については、いろいろと具体的な話になりますが、経営については、1法人当たりでも数事業所を抱えておりますので、そこで努力を、調整をしながらということですが、経営の細かいところまではなかなか話に及びませんので、そここのところ全把握している状況ではないことをお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 経営状況は把握していないということなのですからけれども、61カ所の事業所があるということなのですからけれども、そこの中で働く従業員、県内から、矢巾町内ばかりからではないと思うのですけれども、労働者の賃金とかは、そういうのはどの



ように、4月から改定はされたのですがけれども、4月前のところはどのように把握しているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

61事業所につきましてですが、町が把握するもの、全部把握する状況にはありませんので、そういう仕組みとはなっておりませんので、詳細につきましては、把握しかねておりますこととお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 税務課の課長にお伺いします。矢巾町の基幹産業は農業でしたけれども、以前は。今はサービス業ということで福祉、また医療機関に働く方たちもサービス業に入っておりますけれども、その中で従業員はどのように把握しているのかお伺いします。収入も含めてお願いします。

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員、そちらの席から何々課長と指名するのはやめてください。こちらで判断して、その立場の人がお答えしますから。

佐藤会計管理者兼務税務課長。

○税務課長兼会計管理者（佐藤健一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今介護従事者ということに関連してのご質問かと思えますけれども、そういった介護サービス業ということで特定して従業員数を押さえているということとはございません。先ほど川村議員のほうからありましたとおり基幹となった農業から今現在確かに3次産業と言われるサービス業が本町は中心となっておりますけれども、その具体の数字につきましては、介護サービス業を捉えているわけではないということのお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） サービス業が一番になっていることは確かですので、まず次に2点目の介護職員の処遇改善加算の引き上げがなされましたところもあるようですが、労働実態が想像以上に劣悪で職場を退職する方も多いと聞きます。矢巾町内の介護労働者の離職率というか、そういうところがわかっておりましたら、お知らせください。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町内の介護従事者の離職率につきましては、把握できておりません。ただ、全国的な傾向といたしまして答弁のとおり、いろいろ調べさせていただいたのですが、町内につきましては把握できておりませんこととお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 私のおいなのですけれども、矢巾町内に二、三年前に務めていたのですけれども、基本給が安くて職場の雰囲気がよくない、ぎすぎすするということで盛岡のほうの施設に行ったのですけれども、そういう若者が多分多いと思います。全国平均でも大体3年ぐらいの定着率だという報告もありますけれども、そういうのもやっぱり今後調べていくことが必要ではないかなと思います。

特に岩手県内では、葛巻だったと思うのですけれども、報道でもありましたけれども、若い方がお年寄りのいじめというか、施設内でのこともありました。何が原因かわかりませんが、そういう虐待なようなことは家庭でもいけないことですけれども、その施設で自分の給料をもらいながら働いている、そういう状況もやはりきちっと把握することが行政として必要だと思います。町内の福祉施設の夜勤というか、当直回数とか勤務状況とかは、今まで15年間、この制度ができてから調べたことがございますか。アンケートとかもとったと思いますけれども、そのところをお知らせください。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

把握しかねておりますので、どういうふう把握できるものかをいろいろ県のほうからも指導いただきながら、把握できるものなのか、できないのかも含めて検討、努力していきたいと思っておりますので、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ございますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 全国平均では、介護労働者の賃金がいろいろな土木作業とか比較しても9万円程度の差があるという報告があります。月額賃金が高くて人材確保が大変だという報告もあります。その処遇もなかなか大変だということもあります。それでちょっとお伺いしますけれども、矢巾町の地域密着型の5カ所のところの運営推進会議の中で出されている賃金はどのように把握されているでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） 運営ということですので、経営そのものではないのですが、改善計画あるいは改善結果というふうな報告は受けておりますので、5事業所につきまして指定された加算にかかわるものは報告を受けておる部分がありますので、ただ今お答えできる状況ではありませんが、経営の一部の賃金の加算にかかわる改善計画と結果につきましては、報告を受けている状況はあります。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 運営推進会議に入っているメンバーは何人で、どのような方が入っているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） それぞれ施設によって異なりますが、運営ですので、利用者の代表の方、そしてまたその家族の代表の方、地域の代表の方、地域の代表の方は自治会長さんとか、また民生委員さんとかが入っている施設もございますし、あと私どものほうで入っているものもありますし、地域包括支援センターとか、それぞれ事業所によって異なりますが、そのような委員の方が入って開催されております。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 町内で福祉施設に働く人の労働実態を把握するところはないのですね、はっきり言って。どうでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

労働の実態というふうな視点からは把握できる状況ではないということをお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 私は、やはりそういう若い人たちが定着できるように、労働実態を改善しなければならないと思いますので、そういうことを改めて何か委員会とかつくる必要があると思います。

2点目に入ります。答弁にありました各事業所の実態をアンケートとか、そういう労働者にアンケートとか、そういうところもとる必要があるのではないかなと思いますけれど

も、そのことは考えてほしいのですけれども、どう考えますか。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

労働の実態について町として、やはりこれから介護職員を、高齢化の社会のまちづくりにつつまして把握することは必要と認識しておりますが、アンケートを各事業所で働いている方にできるものかどうかも含めて、また別な把握の方法があるのかも含めて検討させていただきたいと思っておりますので、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 次に、お年寄りの介護保険料に入ります。

私が質問したのに対して質問は、1カ月1,000円程度の値上げがされたということで大変だということでパーセントでは17%ぐらいの引き上げになっているのですけれども、その段階の方々で大変だという声が多いのです。例えば若い世帯の方で、そして年金は1カ月3万円、4万円の方、そういう方が介護保険料が高く取られているということもありますので、その辺はどのように把握しておられるのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

介護保険料につつましては、町が特にもとというところでは、国の制度にのっとして、しかし国は保険料に対しまして9段階を示しておりますが、やっぱり経済的な状況に配慮したことは必要だということで、町ができることとしてその引き下げのところ、10段階に対応したりしておりますので、努力はいたしているということは補正予算も6月でもお世話になった経緯がありますが、努力はいたしておりますが、制度を維持していくための基準もありますので、ご理解していただきたいとお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今度介護保険ができて15年たつのですけれども、今回4月からは大幅な改定がされて、介護保険料も今回は6期目ですけれども、改定されるごとに1期ぐらいは据え置きがあったのですけれども、どんどん値上げされ、基準額でももう2倍になりました、15年間で。ですので、もらう年金はむしろ下がっているのに介護保険料は年々値上げされて、お年寄りの方たちは、使う年金が少ないと、それは普通に言われている

ことです。ですので、お年寄りのそういう実態、5期から6期にとるときにアンケートをとりました。そのときの第1番目のお年寄りからの声は何だったでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

アンケート調査の結果から第6期の計画に反映しているわけですが、介護予防の必要性和、あと認知症対策というふうなこと、そしてまた自分の体が動けなくなったときのやっぱり生活、身の回りのお世話というような、誰もが持つ不安も多く回答いただいておりますが、認知症対策と介護予防事業につきましては、町の事業の中で反映しておりますので、そしてまた保険料につきましても、認定者も当時とは大幅に違うほどふえておりますということもお答えといたしまして、介護保険の運営には必要な利用料はいただく努力、協力をしていただくということが必要かと感じております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 町長にお伺いしますけれども、これは国の政策なのですけれども、この介護保険始まって15年、その中で小泉三位一体改革では2,200億円社会補償費を削ってきました。そして今度のアベノミクスでは3,900億円社会補償費を削ってきております。それでその反対に軍事費はオスプレイとか、1機買えば1兆円とかなるのですけれども、そういうところにはどんどんお金を惜しまずに提供しているというような状況です。ですので、介護保険、介護者が介護を軽減できるような介護保険、できるときにはみんなうれしく思っていたのですけれども、15年たった今では、本当に介護者も悩ませる、そして当のお年寄りも寝たきりになった方まで介護保険料をどんどん取る、そして若い世代と一緒に住んでいる方は、特に負担が大きいとか、ひとり暮らしの方もそうですけれども、本当にお年寄りの方たちに負担になっている、介護段階では10段階にしたということですが、5段階の方々でも本当に毎日の生活が大変なような状況、そういう中で年金から天引きという状況です。ですので、そのことについて、やはり町としてお年寄りが安心して生活できるような、そして介護労働者も安心して矢巾町だったら働けるような、そういう介護労働実態、そういうところもきちっと調べていくことが必要だと思います。ですので、その今の考え方、介護労働者は矢巾の宝になっていくと思うのです。そのようなところも含めてどう考えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

ただいまの1問目の質問の中に4点にわたってご質問をいただいておりますが、まず第1点目から第3点目の関係で、担当課長から答弁させていただいたのですが、この労働行政については、これは国なり県の所管事項でございます。それでただしこの実態については、私どもも把握しなければならない。今ご指摘のとおりでございますので、このことについては、ましてや国全体、そして県全体としてどうなのか、また盛岡広域とか、私ども矢巾町としてもこの実態は把握に努めてまいりますので、ただ今アンケート調査とか何かあれしても、これはやはり事業所、それぞれの事業所でやはり取り組んでおるわけでございますので、調査にも限界があると思うので、まずうちのほうとしては、県の商工労働、そして国のハローワーク、そういうところから情報をしっかり頂戴して対応してまいりたいと。

それから、この4点目のことについては、今まずほとんど毎日のように社会保障、財源の確保、非常に今この社会保障にお金がかかって大変だということで、だから川村よし子議員の介護保険料、先ほど担当課長からも今度10段階にいわゆる設けて、幾らかでも軽減できるようにと、昨年26年度の実績では、所得の関係で12世帯に軽減をしたい。または災害減免も1世帯があるのですが、そういったことにもしっかり対応させていただいておりますし、いずれこの制度については、皆さんの保険料で支えておる介護保険制度でございますので、このことについては、ひとつご理解いただきたいと思うし、そしてそこに町独自で介護保険料の軽減策にお金を導入するということになる、今そうでなくても皆さん方にもご報告させていただいた将来負担比率、今県内でも33市町村でワースト1なのです。もう170を超えているのです。だからそういったことで法定外繰り出しをしたいというのは山々ですが、今の私どもの町財政ではそこまでできる状況ではないということをご理解をいただきたいと思っております。

ただし、先ほど申し上げたようなこの10段階階層別、そして軽減できる制度はフルに活用して、いわゆる第1号被保険者の方々の対応はしっかり取り組んでまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 町長さんからの答弁もありがとうございます。町長に伺うのは、

社会福祉施設が矢巾町にはたくさんあります。今介護の部分では61カ所ということですが、一つの法人で何カ所も持っている方もいると思うのですけれども、そういうところの従業員とか報酬とか、矢巾町内に在住すれば、それが後に矢巾町の税金に入ってくるわけですね。まちおこしにもつながると思うのですけれども、そういうところの考え方を伺います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

今川村よし子議員のご指摘のとおりでございます。いずれこれから私どももいわゆる介護労働者の実態、労働条件というか、勤務条件を含めた、そして給与の実態も含めたものはしっかり取り組んでまいりますので、ただしこのことについては、経営上の問題もありますので、私らが深く関与することは、なかなかこれはできないわけですが、ただ国で示されておる基準に対しての指導、そしてこれはもうご存じのとおり県にも指導監査とか、そういう制度がありますので、だからそういったところからも私どもいろいろお聞きしながら対応していきたいなということで、これはもうそれなりのそれぞれの制度の中で指導なり、助言があるわけですので、そういったことも私どもちゃんと情報共有しながら進めていきたいと、こう考えておりますので、ご理解いただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 違う観点から、介護施設がこのくらいあるのですけれども、矢巾町の米を使っている施設はどのくらいか把握しておられるでしょうか。

さっきは主食用米を飼料用米にしているということでこれから売り先を探すようなお話もありましたけれども、そういう主食を身近なところにどのくらい配送しているとか、そういうところをわかりましたらお知らせください。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

まさにそこは川村よし子議員と私がぴたっと一致するところでございます。学校給食だけの地元の食材ということで私どもやってきたのですが、いずれこれから岩手医科大学も来る、今ご指摘のとおり町内には社会福祉施設もある。だからこのことについては、私もこの場でお世話になる、もうそういうよそに持っていくよりも、まず地元で利活用していただくと。だから今ご指摘のとおりなのです。そのことについては、今これから実態を調

査して、そしてそれにかなう供給体制、それを今まさに考えてこれから進めようとしておりますので、どうか逆に川村よし子議員からもそのことでアドバイスがあったら、どんどん私らのほうにも提供していただければなということでもよろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、第2問目の質問を許します。

○13番（川村よし子議員） 2点目、少子化、子育て支援の強化を。

内閣府総務省公表の新交付金交付対象事業の概要には、少子化対策、子育て支援策が盛り込まれております。子どもの人権を守る立場から以下お伺ひします。

1点目、子どもの医療費無料化の輪を広げる運動が今岩手県内、そして町内でも広がっております。8月から外来部門の小学校3年生まで1診療科750円の負担だけで受診できる状況であります。今後の見通しはどう計画しているのかお伺ひします。

また、中学校まで外来を無料にするには7,000万円あればできますが、高校まで無料にするには、どの程度の財源が必要ですか。ちょっと間違えました、700万円あればできますが、高校まで無料にするには、どの程度の財源が必要かお伺ひします。

2点目、保育料滞納世帯は、所得階層のどの部分であり、どのような対応で収納しているのかお伺ひします。また、現在の軽減率を引き上げが必要ではないかお伺ひします。

3点目、就学援助制度は、生活保護制度改定により、要保護、準要保護者が減少しているのではないかとお伺ひします。助成を現在の生活保護基準の1.2倍から1.5に引き上げできないかお伺ひします。

4点目、義務教育終了後、奨学金制度はありますが、希望する高校でのクラブ入部をかなえるため、低収入世帯の子どもに対する新たな支援制度を考慮してはどうかお伺ひします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 少子化、子育て支援の強化についてのご質問にお答えいたします。

1点目の子どもの医療費無料化の今後の見通しはどう計画しているのかについてですが、8月から拡充した小学校3年生までの外来も含めた支給申請は、2カ月後でないとは診査機関から町に届かないことから10月以降、子どもの医療費助成に係る給付の動向を見きわめ、今後の給付拡大について検討してまいりたいと考えております。また、高校まで無料にするには、どの程度の財源が必要かについてですが、概算でひとり親世帯の医療費助成にお



ける高校生分の助成額をベースに算定すると、およそ1,000万円必要と試算をしております。

2点目の保育料滞納世帯は、どの所得階層でどのような対応をしているのか。また、現在の軽減率の引き上げが必要ではないかについてですが、平成26年度の保育料滞納者の所得階層は、国の示す階層で4階層、5階層の部分に該当者がいる状況であります。その対応は、それぞれの保護者と話し合い、保育料の趣旨にご理解をいただきながら分納誓約による納付していただいているところであります。

次に、保育料の軽減率についてですが、過去3年間の本町の軽減率は、平成24年度で31.53%、平成25年度では32.42%、平成26年度は34.84%となっており、軽減率は段階的に上昇している状況であり、保護者の経済的な負担緩和につながっているものと考えております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 引き続き、13番、川村よし子議員の少子化、子育て支援の強化についてのご質問にお答えいたします。

3点目の生活保護制度改定により、要保護、準要保護者が減少しているのではないかについてですが、平成25年度の要保護認定者は、小中学校合わせて12名でありましたが、平成26年度には小中学校合わせて4名に減少しております。また、平成25年度の準要保護認定者は、小中学校合計で176名であったものが平成26年度には小中学校合計で184名に増加しております。減少した要保護認定者のうち転校した1名を除く児童・生徒が準要保護者に切りかえて助成の対象としており、引き続き支援の対象としているところであります。

次に、助成を現在の生活保護基準の1.2から1.5に引き上げできないかについてですが、平成26年議会定例会12月会議でもお答えしたとおり、現在の基準は生活保護費引き下げ前の基準により認定を行っており、消費税増税による負担増を考慮し、学用品費等の支給額の見直しも行っておりますことから、就学援助費の見直しは考えていないところであります。

4点目の義務教育終了後の低収入世帯の子どもに対する新たな支援制度を考慮してはどうかについてですが、本町の奨学金制度につきましては、義務教育後の高校、専門学校、短大、大学に在学する生徒のうち学費の支弁が困難な方を対象に貸し付けをしているところあります。ご質問にありました希望するクラブ入部をかなえるためといったクラブ活

動に特化した支援制度については、考えていないところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1点目は、子どもの医療費についてです。7月の国会だったと思うのですがけれども、国保税の減免、国保税の法定外の繰り入れをした自治体にはペナルティーについて、子どもの医療費についてはしないということが決まっておりますけれども、その辺はどのように市内では話し合われているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） 法定外繰り入れにつきまして子どもの医療費助成について法定外繰り入れに関しまして医療費助成ははっきり言って法定外繰り入れには入っておりませんので、一般会計で手当しているものでございますので、法定外繰り入れとはまた別のものがございますので、そこはちょっと履き違えていらっしゃると思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 児童憲章の中には、子どもというのは18歳までとされております。私は、今回高校までの医療費のことを質問したので、そのことは市内では話し合われてはいないのですね。

○議長（廣田光男議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

もちろん市内では担当係を中心に小学生、中学生、高校生まで完全無料化すると、一体どのぐらいの財源が必要なのかということをお話し合って、シミュレーションをしてございます。先ほど議員さんが7,000万円を700万円と言いましたけれども、7,000万円間違いございません。さらに申し上げますと、平成27年度の新しい見込みができておりますので、中学生まで完全に無料化をしますと、県の補助金がありますので、それを差し引きまして町の持ち出しが7,800万円というふうになります。今後町長の意向でもありますので、段階的に小学生、今は3年生までの医療費助成でございますけれども、今後高学年あるいは中学生、そしてもしかすると高校生というようなことで今後検討を重ねてまいりたいという

ふうにご考慮させていただきます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 保育料の滞納のことでお伺いします。保育料の滞納世帯は数は少ないと思いますが、どのような状況になっているのか、ちょっと聞くのですけれども、園長先生が徴収しているとかという話も聞くのですけれども、その辺のところも含めてお伺いしたいのですけれども、どうでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えします。

現年分の保育料につきましては、まず月に1回園長会議がございますので、その園長会議の席で現年分については、保育士さんを通じて保護者の皆さんに期限内に納めていただくようにということをお願いを申し上げているところでございます。それでも納めていただけない方につきましては、我々住民課の児童係の職員がその滞納者に電話をしたり、あるいは来ていただいたり臨戸をしたりしまして、そしてその保育料の趣旨を理解いただきまして、そして分納誓約をいただき、現在少しずつですが、納付をしていただいている状況でございます。ちなみに矢巾町の滞納額なのですけれども、滞納なさっている方は、国の段階でいいますと4段階、5段階ということで所得税でいいますと2万5,000円から7万1,000円という、そういうランクの方々でありまして、特に低所得という方々ではございません。

また、滞納額自体なのですけれども、26年9月1日の県のデータによりますと、矢巾町は未納額が0.69%ということで県内33市町村のうちの一応上から8番目ということになっております。ただし、調定額も上から8番目となっております、矢巾町より上にいるところは、ほとんど矢巾よりもかなり少ない調定額になっているような状況になっております。ちなみに8番目である0.69%というのと、次の9番目はもう1.20%になっておりますので、かなりの開きがあるということでかなり矢巾町も滞納を抑えるために努力をしているというところをご理解いただければと思います。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 所得がある方が滞納しているということになるわけで、働いても働いても税金というか、税金も2万5,000円から7万円ぐらいは払わなければならない。それで保育料も払わなければならない。そのときの第4段階、第5段階の保育料というのはどのくらいになっているのですか。その世帯の仕事とか、そういうのを調べたことはございますかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えします。

第4段階、第5段階の保育料なのですけれども、年齢によってももちろん違います。例えば矢巾町は第4段階、国は8段階に分かれているのですが、矢巾町はそれをさらに細分化して17段階にしております。第5段階につきましては、0歳児から1、2歳児、3歳児、4歳児以上というふうな4つの区分けにしております、当然幼い子どものほう、乳児のほうがかかるといふことで第4段階のほうは0歳児は2万7,000円、1、2歳児も2万7,000円、3歳児は2万4,000円、4歳児は2万2,000円となっております。第5段階につきましては、0歳児、1歳児、2歳児が3万2,000円、3歳児が2万8,000円、4歳児が2万5,000円というふうに定めているところでございます。

納めない方につきましては、はっきり言いまして、所得はこのとおりあるわけなのですが、お話を聞きますと、例えば高校の進学のために何かを買うとか、ほかのほうに先にお金を、児童手当です、主に。それを回してしまっているというふうなことで保育料をまず納めなければならないという、そういった義務観念に欠けているということが見受けられます、面接をいたしますと。ですので、そこら辺をご理解いただきまして、そして分納誓約に結びつけているというような状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 職員の方たちにはすごくいろいろ町民の方たちの経済状況を調べているような感じを受けましたけれども、その保育料を納められない方の家庭の中で子どもが1人、2人保育園に入っている場合はいいのですけれども、上の子どもが高校生とか、中学生になって、いろいろお金を使うとか、そういう状況の人たちが多いのですか、その4段階、5段階の滞納している方々は。人数が少ないと思いますから、すぐわかると思います。

○議長（廣田光男議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えします。

議員おっしゃるとおりの状況ではなくて、多子家庭だから納められないというわけではなく、先ほども申し上げましたとおり保育料を納めるというモラルと申しますか、義務と申しますか、そういった観念にちょっと欠如が見られている方が滞納になっているような状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 矢巾町内には虐待というか、虐待する家庭が12件ぐらいあると聞いたのですけれども、その保育園での保育料を納められないというのも虐待の一つではないかなと思うのですけれども、その児童手当がどういう仕組みで親に渡るのでしょうか。その保育料を児童手当から支払えるような仕組みにできないのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えします。

児童手当につきましては、基本的には振り込みになりますけれども、そういった滞納になっている方につきましては、窓口で児童手当を受け取っていただくような形もとりながら役場に来ていただきながら、そしてその一部を保育料の滞納分として納めていただいているような、そういったケースもございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「後で」の声あり）

○議長（廣田光男議員） よろしければ、第3問目の質問を許します。

○13番（川村よし子議員） 3点目、質問します。低所得世帯の入居できる公営住宅の充実を。

1点目、年金収入だけでも入居できる公営住宅の希望者が多いですが、公営住宅のここ十数年の入居倍率はどうか変化しているのかお伺いします。

2点目、国は公営住宅建設計画を見直し、民間住宅優先にしておりますが、収入の少ない、所得のない世帯の住居は考慮されておられません。町としては、どのような第7次総合計画を立てるのかお伺いします。

3点目、民間住宅借り上げ対策や空き家対策など総合的な計画が必要ではないかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 低所得世帯の入居できる公営住宅の充実をについてのご質問にお答えいたします。

1点目の公営住宅のここ十数年入居倍率はどう変化しているかについてですが、平成19年度から20年度にかけては、平均倍率11倍から15倍でありましたが、ここ5年で見ますと、2倍から5倍の間になっている状況であります。なお、募集戸数については、退居戸数に応じて随時募集をしておりますが、平成24年度の18戸が最も多く、ほかの年度については、10戸前後の募集状況となっております。

2点目の国では公営住宅建設計画を見直し、民間住宅優先にしておりますが、町としては、どのような第7次総合計画を立てるかについてですが、矢巾町における町営住宅の新たな建設は計画をしておりますが、平成22年度策定いたしました町営住宅長寿命化修繕計画に基づき、第7次総合計画において、現在の管理戸数242戸をできるだけ長期に利用できるよう維持修繕を行いながら管理してまいりたいと考えております。

3点目の民間借り上げ対策や空き家対策など、総合的な計画が必要ではないかについてですが、既存民間住宅を活用した借り上げ公営住宅については、平成8年の公営住宅法の改正により導入されました制度であります。1点目にお答えしたとおり、募集に対しての倍率が極端に高くないことから、現段階では考えておらないところであります。

また、空き家対策については、行政区長のご協力をいただき、実態調査を行ったところ、99戸の空き家があることがわかりました。この実態を踏まえ、空き家の状態を確認し、利活用について検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 矢巾町の町営住宅計画検討委員会設置要綱がありますが、どのような開催状況なのか、そしてその中で問題点はどこに出されているのか解決したところも含めてここ二、三年のことをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

その委員会につきましては、ここ数年は行われておりません。といいますのは、例えば先ほど言いました22年の策定する、例えば改修する際のとときとか、そういった要所、要所のとときに開催をしておりますので、ここ数年はそういった状況にないということから開催されていないということでご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 入居倍率については、全然話し合われていないということですね。町民側に立った、入居したいという方からの立場では話し合いはされていないということでもよろしいですか。そして、民生委員さんたちからの要望とかはどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

先ほど町長が答弁したとおり、19、20年につきましては、11倍から15倍ということでもかなり高い状況でございます。近年先ほど5倍から2倍程度ということでもございますが、例えば去年は3.7倍ほどでございます。ことし現在2.4倍ということで、その一番高い状況に比べれば、かなり倍率的には低い状況でございます。それでその募集戸数につきましても、先ほど多いところで18戸くらい、去年は10戸、それからことしは現在まで7戸ほど募集しております。ただし、先月募集しました2戸ございますが、こちらについては応募がなかったということでもございますので、そういったことを考えますと、絶対入りたいという方もないとは言いませんが、やっぱり場所、場所で希望されているところがないから入らないのか、あるいはまだそこまでいかななくてもいいのかという部分については、こちらのほうではわかりかねますけれども、いずれそういう状況がありますし、ほかの状況もちょっと参考までにお知らせをしたいと思います。昨年の県営住宅、盛岡地域だけでございますが、こちらにつきましては、4.75倍とお伺いしております。それから、隣の盛岡は5倍になっています。それから、紫波町は大体2倍弱ということで、こちらは退居してから修繕をして、かなり戸数を残してといたしますか、ちょっとためてから出しているという状況がございますので、若干倍率は低くなっているようでもございますが、こういった状況を見ましても、町の状況を見ても、それほどほかに比べても高くないという状況からそういった何とか入りたいという部分も確かにあろうかと思っておりますけれども、そこまではまだ至っ

ていないということで考えております。

また、先ほど言いました民生委員からのお話はということでございますが、こちらにつきましては、特別にはこういったのはどうかということについては、問い合わせは来ていないという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 入居倍率が少なくなってきているので、特に問題とは考えていない。それでふやす方向ではないのですね、ということですね。私が相談を受けた方をちょっとここで話しさせていただきます。その相談者は、83歳の女性でひとり暮らしで月3万円の町内のアパートに住んでいて、便利がいいところに住んでいて、医療機関もあるので、老人車を押して医療機関にかかっているという方です。この方は、年金が月9万円ぐらいもらっているということで70代の後半まではシルバー人材センターとかでいろいろアルバイトをしたりして賄ってきたのですが、最近肩とか腰とか痛くなってそういうアルバイトとか、そういうこともできなくなったということで相談がありました。そしてたまたま空いた町営住宅に申し込みをしたけれども、2回とも落ちたと、もうそのことが朝、昼、夜、寝るときも考えると、本当に悩むということで相談がありました。こういう方が多分まだまだいると思います。やはり矢巾町は医大も来るし、医療機関もあるし、便利なところにやはり便利なところの町営住宅、それをきちっと整備する。空いているところはきちっと募集をする、そういうことが必要だと思いますけれども、特にも矢巾住宅、空いているところがありますけれども、どういう理由があって空けているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

その川村議員さんがおっしゃられた方につきましては、この間いらした方ではないかなと思いますが、確かに矢巾住宅1棟、現在空きがあります。これにつきましては、今後、退居したばかりですので、退居後のいわゆる整備といえますか、ちょっと手直しをしてから、必ず募集をかけております。その部分がありますので、今後予算を確保して、そういった整備をした上で募集をしたいということで考えておりますので、そのままにしているのではなくて、いずれ今後矢巾住宅につきましては募集をかけたいということで考えてお



りますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） ほかに再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 矢巾町には医療機関がたくさんあります。医療機関からの税収もたくさんあると思います。ですので、岩手県内から集まってきたお年寄りの方、高いアパートに入っている方もいると思います。ですが、なかなか収入が少ない方もいると思います。そういう方でも医療機関にかかれば、元気になるという方もいますので、やはり町営住宅整備、242戸ではなくて、もう少し整備するような方向、そして空き家もありますので、そういう整備をして医療機関にかかりやすいような、お年寄りにやさしい町営住宅というか、そういう整備が必要だと思えますけれども、その考え方をお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

確かに現在242戸ということで、ただご承知のとおり、かなりの年数をたっている町営住宅から比較的新しい森が丘とか、明堂あたりの住宅までございます。ご承知のとおり家賃につきましては、新しくなればなるほど家賃は高いといえますか、少し高めに設定しているのが実態です。例えば矢巾住宅であれば、大体5,000円から1万円程度ぐらいの方々が入居している状況ですので、いわゆる家賃の考え方というのは、そういったちょっと古いところに関しましてはできるだけ安くということで設定させていただいておりますし、三堤あるいは森が丘、明堂につきましては、比較的新しく便利のいいところだという、その算定基準等も踏まえまして、やはり3万円とか、あるいは高いところで4万円、5万円という方々もおります。これは所得に応じてという部分もありますけれども、そういったことを考えますと、例えば新しくそういったものを用いるといえますか、そういった形になった場合に、果たして1万円弱ぐらいの家賃という形のものができるのかどうかというものも当然検討しなければならないのかもしれないかもしれません。先ほど言いましたように、確かにこれで完全だということは、私はちょっとおっしゃっておりませんが、まだ足りないのかもしれませんが、ただ現状では、ほかのところと比較しても、それほど極端に矢巾の住宅、いわゆる町営住宅の状況が悪いということは想定しておりませんので、そういったところから当面このような状況のままでも推移させていただきたいということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） ほかに再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 民間借り上げ対策、空き家は先ほど話したのですけれども、民間借り上げ住宅という対策も必要だと思うのですけれども、特にも矢巾3区とか2区とか、1区もそうのですけれども、古い住宅、安くなっています。そして空いているところがたくさんあります。そういうところに1万円、2万円助成して公営住宅と同じような対策はできないのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまの空き家活用関係のご質問にお答えいたします。

助成して、1万円、2万円でも助成して空き家の部分使うこととはということでご質問あったわけのですけれども、前に議会のほうに質問の際、お答えしていました空き家調査、これを総務課のほうで実施いたしました。この部分につきましては、町長答弁申し上げたとおり、町内41行政区で99戸というふうな状況が出てまいりました。これにつきまして今川村議員さんのほうからいわゆる矢巾3区、南矢幅2区、3区というふうな具体的な行政区名、地域が出てきたわけのですけれども、調査の結果については、ここの行政区については、まず空き家がないという報告は来ているところでございますけれども、このような空き家活用した部分、対策というよりも利活用の部分につきまして検討しながら進めてまいりたいというふうに考えてございますので、川村議員さんご提言の部分につきましても今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で13番、川村よし子議員の質問を終わります。

---

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は、全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、5日から6日は休日休会、7日は10時から全員協議会を行いますので、全員協議会室にご参集願います。その後、終了次第、直ちに予算決算常任委員会を行いますので、本議場に参集願います。

ご苦労さまでした。

午後 2時22分 散会



平成27年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第4号）

平成27年9月18日（金）午前10時開議

議事日程（第4号）

第 1 請願・陳情

27陳情第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情

第 2 請願・陳情の審査報告

27請願第6号 私学教育を充実・発展させるための請願

第 3 議案第57号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について

第 4 議案第58号 平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

第 5 議案第59号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

第 6 議案第60号 平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

第 7 議案第61号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について

第 8 議案第62号 平成27年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について

第 9 議案第63号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について

第10 議案第64号 平成26年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

第11 議案第65号 平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

第12 議案第66号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

第13 議案第67号 平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第14 議案第68号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

第15 議案第69号 平成26年度矢巾町水道事業会計決算認定について

第16 議案第70号 平成26年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

第17 議案第71号 平成26年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

第18 議案第72号 平成26年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

第19 発議案第16号 矢巾町議会事務局処務規程の一部を改正する訓令について

第20 発議案第17号 私学教育を充実・発展させるための意見書の提出について

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

## 欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	伊藤清喜	君
総務課長	山本良司	君	企画財政課長	川村勝弘	君
税務課長 兼会計管理者	佐藤健一	君	生きがい推進 課長	菊池由紀	君
住民課長	村松康志	君	農林課長 兼農業委員会 事務局長	高橋和代志	君
道路都市課長	菅原弘範	君	区画整理課長	藤原道明	君
商工観光課長	浅沼仁	君	上下水道課長	吉田孝	君

教育委員長 松尾光則君  
学務課長 立花常喜君  
代表監査委員 吉田 功君

教 育 長 越 秀 敏 君  
社会教育課長 山 本 功 君  
農業委員会長 高 橋 義 幸 君

**職務のために出席した職員**

議会事務局長 菊池清美君  
主 事 渡部 亜由美君

係 長 藤原和久君





---

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の日程に入ります。

---

#### 日程第1 請願・陳情

##### 27陳情第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情

○議長（廣田光男議員） 日程第1、請願・陳情を議題とします。

9月15日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。27陳情第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情については、総務常任委員会に、会議規則第92条第1項の規定により付託します。

---

#### 日程第2 請願・陳情の審査報告

##### 27請願第6号 私学教育を充実・発展させるための請願 (教育民生常任委員長報告)

○議長（廣田光男議員） 日程第2、請願・陳情の審査報告を議題とします。

教育民生常任委員会に付託しておりました27請願第6号 私学教育を充実・発展させるための請願について審査が終了した旨報告がありましたので、これを議題とします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。

齊藤正範教育民生常任委員長。

(教育民生常任委員長 齊藤正範議員 登壇)

○教育民生常任委員長（齊藤正範議員） 平成27年9月18日、矢巾町議会議長、廣田光男殿。矢巾町議会教育民生常任委員会委員長、齊藤正範。請願審査報告書。本委員会が平成27年矢巾町議会定例会9月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、会議規則第94条

第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。記。1、付議事件名。27請願第6号私学教育を充実・発展させるための請願。請願者、盛岡市本町通三丁目18番32三和マンション101号、私学助成をすすめる岩手の会、会長、新妻二男。紹介議員、昆秀一。

2、委員会開催年月日。平成27年9月4日金曜日。

3、出席委員。齊藤正範、赤丸秀雄、水本淳一、川村農夫、川村よし子、米倉清志。

4、審査経過。9月4日午後3時より委員全員出席のもと、紹介議員である昆秀一議員及び説明員として私学助成をすすめる岩手の会事務局、工藤良幸氏の出席を求めて請願審査を行った。

5、審査結果。27請願第6号、採択すべきものと決定した。

6、審査意見。岩手県の私学助成は、平成16年度の助成額1人当たり34万570円から4年連続で減少していたが、市町村議会からの意見書を初めとする県民の声で平成21年度より増額に転じた。今年度の岩手県私学助成は、高校生1人当たり33万9,940円となっているが、平成16年度の額までは回復していない現状となっている。現在県内私立高校の平均授業料は月3万5,000円前後であり、そのうち各世帯には9,900円から2万4,750円の助成が受けられるものの、実質約1万円から2万5,000円の重い家計負担となっている状況である。

私学高校の卒業生の進路について、就職を希望する卒業生は、ほぼ全員採用に至っているなど、熱心に指導に当たっている。しかし、消費税が8%に引き上げられたことによる費用負担増や少子化による定員割れなど、学校経営を取り巻く状況は厳しさが増しており、教育施設の整備もままならない状況も見受けられている。

以上の現状や人口減少の問題の課題である若年者の雇用確保などの面からしても、本請願の趣旨は理解できるものである。

以上、報告いたしますが、議員の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。27請願第6号 私学教育を充実・発展させるための請願についてを起立

により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。

お諮りします。27請願第6号 私学教育を充実・発展させるための請願について賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、27請願第6号 私学教育を充実・発展させるための請願については、採択することと決定いたしました。

---

日程第3 議案第57号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算(第5号)について

日程第4 議案第58号 平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第5 議案第59号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第6 議案第60号 平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

日程第7 議案第61号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第8 議案第62号 平成27年度矢巾町水道事業会計補正予算(第1号)について

日程第9 議案第63号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第1号)について

○議長(廣田光男議員) 次に、日程第3、議案第57号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算(第5号)について、日程第4、議案第58号 平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、日程第5、議案第59号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、日程第6、議案第60号 平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、日程第7、議案第61号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)について、日程第8、議案第62号 平成27年度矢巾町水道事業会計補正予算(第1号)について、日程第9、議案第63号 平成27年

度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）についての7議案については、予算決算常任委員会への付託に係るもので審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題とします。予算決算常任委員長の報告を求めます。

山崎道夫予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 山崎道夫議員 登壇）

○予算決算常任委員長（山崎道夫議員） 矢巾町議会議長、廣田光男殿。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、山崎道夫。

予算決算常任委員会審査報告書。議案第57号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について、議案第58号 平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第59号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第60号 平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第61号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第62号 平成27年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第63号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について。

本常任委員会に付託された上記議案は、審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告する。

なお、本委員会は、議案第57号から議案第63号に対し、次のとおり附帯決議を付する。記。

1、災害時における避難指示は、行政の役割が大変重要であり、住民の意識向上を目的に新規配布したハザードマップを活用した避難訓練も大変重要であることから、各自治会は早期に実施すべきである。

2、地域経営推進費補助金を受け、県管理河川の岩崎川、芋沢川、大白沢川、太田川にそれぞれ河川洪水監視カメラが配備されることは望ましいことである。他の河川においても中州や雑物除去等とあわせ、避難体制の周知を含め万全な災害対策に努められたい。

3、多面的機能支払交付金については、26年度は全額交付となっており、有効に活用していることから、27年度も当初予算どおりの交付を望む。

4、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について、全国自治体の6割が対策に不安であるとのことから、事業着手までには町民への周知を含め万全を期すよう努められたい。

以上、報告といたしますが、議員の皆様のご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、終わります。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。  
ただいまより各議案について討論に入ります。

なお、討論は一般会計、各特別会計、上下水道事業会計を一括して行いたいと思います。  
それでは、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議案第57号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算(第5号)についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第57号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算(第5号)については原案のとおり可決されました。

議案第58号 平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第58号 平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

議案第59号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第59号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決されました。

議案第60号 平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第60号 平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

議案第61号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第61号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

議案第62号 平成27年度矢巾町水道事業会計補正予算(第1号)についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第62号 平成27年度矢巾町水道事業会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

議案第63号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第1号)についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第63号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第64号 平成26年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第65号 平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳

入歳出決算認定について

日程第12 議案第66号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 議案第67号 平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 議案第68号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 議案第69号 平成26年度矢巾町水道事業会計決算認定について

日程第16 議案第70号 平成26年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第17 議案第71号 平成26年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

日程第18 議案第72号 平成26年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（廣田光男議員） 次に、日程第10、議案第64号 平成26年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第65号 平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第66号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第67号 平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、議案第68号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、議案第69号 平成26年度矢巾町水道事業会計決算認定について、日程第16、議案第70号 平成26年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第17、議案第71号 平成26年度矢巾町下水道事業会計決算認定について、日程第18、議案第72号 平成26年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての9議案については、予算決算常任委員会への付託に係るもので審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題とします。予算決算常任委員長の報告を求めます。

山崎道夫予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 山崎道夫議員 登壇）

○予算決算常任委員長（山崎道夫議員） 平成27年9月18日、矢巾町議会議長、廣田光男殿。

矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、山崎道夫。

予算決算常任委員会審査報告書。議案第64号 平成26年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第65号 平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第66号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第67号 平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第68号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第69号 平成26年度矢巾町水道事業会計決算認定について、議案第70号 平成26年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第71号 平成26年度矢巾町下水道事業会計決算認定について、議案第72号 平成26年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

本常任委員会に付託された上記議案は、審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告する。

なお、本委員会は、議案第64号から議案第72号に対し、次のとおり附帯決議を付する。記。  
歳入、1、自主財源比率が県内自治体トップクラスの前年度比3.6ポイント増で52.1%となり、うち町税が35.2%と高い比率を示し、現年課税分の徴収率も国保税を除き99%台と他自治体にはない高い数値を評価する。一方、固定資産税、国保税等における不納欠損額の減少に努められたい。

2、財政健全化に向け大きな課題として実質公債費比率15.5%、将来負担比率170.6%の改善に早急に取り組むことが望まれる。

3、基金の運用については、長期にわたって運用実績のない基金もあり、適正な基金運用を図るよう努められたい。

歳出、1、今後の行政運営は、自治体間競争でもあり、そのために職員のスキルアップが重要である。職員の適材適所の配置など、実力を十分発揮できるような人事制度を確立すべきである。

2、町の施設に設置している太陽光発電は、電気代の節約を図る上でもフルに活用すべきである。

3、街路灯、町内各施設の照明については、計画的にLEDへの変更を行うべきである。

4、環境保全事業の取り組みとして岩手医科大学総合移転事業にかかわる大きな課題である徳田地区内の養豚場からと思われる悪臭対策を早急に講ずることが求められている。

5、煙山保育園、煙山児童館等の整備事業は評価できるが、子育てにかかわる医療費補助



拡大や保育料軽減などの支援をさらに充実するべきである。

6、煙山ダムの維持管理費は、町の支出が多く、県、国に補助の増額を求めるべきである。

7、農地パトロールなどの実施により、町内農地はおおむね適正に管理されているが、いまだ違法な転用や耕作放棄地が散見されるので、関係機関と連携し、解消に努めるべきである。

8、煙山ダムのしゅんせつ工事が終了したが、ダムの下流の岩崎川上流部の改修は見込まれず、防災対策面からも改修要望運動の継続に努められたい。

9、いわて国体開催が1年後に迫っているが、全町民の意識高揚に向け取り組みを強化するべきである。

10、予算執行においての不用額は、種々の理由により発生するが、不用額が発生した場合は、地域要望も考慮した中で生活道路の整備などを検討し、対応すべきである。

11、特定健康診査の受診率向上に向け、創意工夫した取り組みの推進が望まれる。

12、介護支援の相談システムは町民に定着してきているが、介護事業のさらなる充実に努められたい。

13、矢幅駅周辺の区画整理事業が進められているが、町内外住民から住所がわかりにくいとの声が多く、今後住居表示について関係部署での早急な協議、対応が必要と思われる。

14、本町の上下水道事業の効率化に向け、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合との協議を進められるよう望む。

以上、報告といたしますが、議員の皆様のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより各議案について討論に入ります。

なお、討論は一般会計、各特別会計、上下水道事業会計ほか9議案を一括して行いたいと思います。

それでは、討論に入ります。

最初に、反対討論から発言を許します。

13番、川村よし子議員。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、川村よし子でございます。私は、議案第64号、議案第66号、議案第67号、議案第69号について4点を挙げて反対討論させていただきます。

まず最初に、矢巾町は県庁所在地盛岡市の隣で経済的にも裕福な世帯が居住しているかのように認識されておりますが、経済的に困っている方々も多く居住しております。特にも岩手医大が転居された暁には、今以上に貧富の差がはっきりしてくるのではないかと考えております。地方自治体の仕事は、第1に収入の有無にかかわらず住民の命を守ることが第一の仕事と考えておりますので、その考え方に基づいて私の考え方を述べ、討論に参加させていただきます。

第1は、労働法を改定されてどの職場でも複雑な労働条件になり、就労世帯は境地にさらされております。労働法の改正は、社会保障分野の労働者にも波及しております。矢巾町の第3次産業従事者は年々増加し、平成25年度のデータで見ますと、医療、福祉分野で働く労働者、第3次産業のサービス業は、昭和40年と比較しても10倍の4,649人となっております。この医療従事者労働者も地域資源として発展させる取り組みが必要です。超高齢化社会を支える労働者は、医療分野、社会福祉分野にもあり、労働実態定着状況を調査し、なぜ定着できないのか、定着できない理由は何なのか調査し、矢巾町に居住できるようにすることが必要ではないかと考えます。

第2点目は、平成26年度は子ども・子育て支援システムの準備が進められ、児童福祉法第24条の2項が関係者の運動で残りました。町として幼稚園、保育園、児童館を中心とする少子高齢化を正面に据えた子育てを考える知識と経験を積んだ正職員化を多く望むものです。そしてこれから始まる介護予防対策総合事業はボランティアに頼るのではなく、地方分権を生かして町として社会福祉協議会や町内福祉施設の連携で産業として成り立ち、高齢者にも安心して介護が受けられる体制として労働者も安心して定着する町にするべきです。

大きな2番目として米、農産物価格の低迷している農業問題についてです。命の源は農業であり、食べ物は薬であります。地域の農業を守ることを重要として考えていると思います。町内の学校給食の地産地消率は約56%ですが、学校教育の中に農業体験の時間をふやし、地元農産物の価格や消費拡大の意義を重要視し、将来の農業の担い手の育成や農業振興を引き上げなければなりません。今TPP環太平洋連携協定は、農業ばかりではなく、医療、福祉分野にもまたがり、外国資本や大企業がはびこり、中小企業や労働者には悪影響を及ぼす状況になってきています。このTPP反対運動の中心となってきた農協を民営化し、この運動をとめようとしているのが今の安倍政権で、安倍政権の暴走と考えております。

農業者の高齢化や農産物価格の低迷は、耕作放棄地をふやしてきました。国は、その対策として平成26年度から県に中間管理機構を設置し、そして耕作放棄地の広がりを改善しよう

としておりますが、本当に矢巾町に至っては、耕作放棄地が減少してきているのでしょうか。耕作放棄地がふえることは、矢巾町の景観に好ましいものではありません。景観を保ってきたのは先代の農業を主としてきた方々、第1次産業の方々です。しかし、農産物の価格保障、所得保障、そして新規就農者の方々のなかなか努力が実らない状況です。

町は緑豊かな田園風景の保全を保ち、農地を守るためにプロジェクトチームをつくるということですが、6次産業の推進も大変いいことです、これは否定しません。大変いいことですが、この6次産業の推進のためにも農業振興費の増額や商工費の中の矢巾ふるさと会の助成の増額で会とのつながり強化、そして地産地消率を引き上げる産直施設への助成を含めた支援活動が必要と考えております。

3点目は、介護保険特別会計についてです。住民からは、介護保険料が高くて、もらう年金が少なくて大変だという声があります。この声にどう応えるかということです。2025年問題が大きな話題になっておりますが、政府は、高齢者対策を民間企業が担い、そして民間がもうけるような状況をつくり出してきております。しかし、平成26年4月からの消費税8%と、平成25年7月の生活保護法改正により、これはうそであったことがはっきりしてきています。平成27年度から矢巾町は国の9段階から10段階にふやしたのはいいことですが、実際生活が困っている方々は、第1段階だけではなく、第5段階以下の方々でもないでしょうか。住民税非課税でありながら住民税課税されている若い世代と同居している高齢者は、高い保険料を支払うことになっております。年金は上げられてこなかったのに保険料は値上げされてきている状況は、健康に不安を抱きながら病院に行くタクシー代の節約、そして孫へのお小遣いもあげることができなくなっている高齢者が多くなっているのではないのでしょうか。若いときにばりばり働き、税金を支払ってきた高齢者に対して、介護保険料、利用料改定を求めるものです。その第1が、この平成26年度の会計を見ましても、給付費準備基金や繰出金、一般会計への繰出金の使い方を今後保険料の値上げに活用するべきと考えます。

第4点目、次に、企業会計である上下水道特別会計に討論いたします。町民は、水道料金が他市町と比較して高い、引き下げてほしいという声に応え討論します。町内でも少ない労働者の中に純利益を上げることができる優良企業として私は大きく評価します。また、横浜市と連携し、切磋琢磨し、学習を続けることも異論はありません。しかし、1カ月の水道料金を支払うことができなくて利用停止する件数が1カ月60件以上もあるということに対処することが必要です。また、利用料金設定で子どもが多い世帯、またひとり暮らしの方、高齢者など、住民にとって適切な料金体制になっているかということです。平成25年度、26年度

とも純利益が1億円以上上がっております。この純利益を活用し、水道料金の基本料金また基本重量料金を見直すことを求めます。

近隣の市町村と比較しましても、例えば滝沢市の場合は、人口規模が2倍ですけれども、平成26年度純利益は2億2,555万円、収益は8億円ということですが、95%の普及率です。この中でひとり暮らしや高齢者の負担を少なくするために重量基本料金を設定してきております。また、人口規模でも10倍の盛岡市、これは優良な企業になっておりますが、盛岡市では、子育て世帯、家族が多い世帯にやさしい、矢巾町と比較してもやさしいような20立方までの単価設定が矢巾町と比較して1立方について900円の差が生じております。

以上を述べて反対討論とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 次に、賛成討論に入ります。賛成討論ありますか。

6番、村松信一議員。

（6番 村松信一議員 登壇）

○6番（村松信一議員） 議席番号6番、矢巾明進会、村松信一でございます。私は、平成26年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定を含む9議案について賛成の立場から討論をさせていただきます。

本県は急激な復興需要の高まりに関係して、資材関係の高騰が進み、公共工事などにおいては、工事受注業者が出てこなく、入札ができない事態が発生するなど、景気回復局面に入ったとはいえ、いまだ予断を許さない状況と言えます。このような情勢の中で今回の審査に当たりましたが、平成26年度施政方針の中で強調しておりました一昨年8月9日の記録的な大雨洪水被害の早期復旧に努めてまいりますとありました。復旧事業もおおむねめどがつき、第6次総合計画後期計画4年目の事業は計画に沿って実施されましたことに対しまして関係各位に感謝を申し上げる次第でございます。

以下、全9議案の中から特筆すべき点を掲げ討論をいたします。町税について、平成25年度は、前年比△5,300万円余で△1.49ポイントの減収でありましたが、平成26年度については、前年比1億3,030万円余でプラス3.6ポイントであり、大変良好な税収でしたが、この内容を見ますと、町民税が1億2,000万円7.2ポイントの増、固定資産税は1,900万円余で7.1ポイントの大幅な増加であります。給与所得は微増で藤沢、中村地区の譲渡所得及び土地株式譲渡所得の一過性税収であり、今後の税収には細心の注意を払う必要があります。

使用料についてですが、矢巾町公民館条例一部改正により冷暖房費の無料から使用料の30%のご負担をいただき、32万8,000円の収入があり、このことにより、より一層のサービス

の強化ができるものと期待をしております。

農業地域の環境保全向上事業として平成26年度から新たな30活動組織が取り組んでおります。多面的機能支払交付金事業活用により、国土、自然環境の保全、良好な田園景観の形成がなされておりますが、今後も有効かつ効果的な使用に心がけていく必要がございます。平成26年の農地法の改正により、農地台帳の電子化、地図のインターネットや窓口での公表化が義務づけられ、農地情報公開システムの改修、整備がなされ、地番、面積などが簡単に把握できることから、農地集積作業などに大変有効、効果的な活用ができることとなり、農業経営に大きく貢献できるものと期待しております。農地中間管理事業に関する法律が成立したことにより、農林課、農協が一体となった説明会の実施により、事業の理解と啓発に努め、農業集積事業に成果がありました。

緊急時の電源確保の蓄電型再生可能エネルギーの導入がなされ、災害に強い安全、安心のまちづくりが強化され、町民の一人として安全な町に安心感があります。タケルンジャープロジェクト育成事業により、各種イベントでの観光、特産品の宣伝に貢献しておりますが、継続的な活動を期待いたします。

一昨年大雨被害による南昌山山開きの代替として観光協会と共催、南昌山健康ウォーキングにて誘客の企画をしました。代替事業を行ったことを評価したいと思います。

子育て環境整備として煙山保育園改築工事があり、子どもの健やかなのびのびと育てられる支援体制の充実が図られ、少子化、児童育成支援の充実がより一層強化され、子育ての環境がさらに充実しましたと考えております。

新規事業として、不妊治療助成事業に取り組み、不妊治療が高額である特定不妊治療を受けたご夫婦に対し、県補助金を差し引いた額の2分の1の額で1回当たり10万円を限度に補助、延べ18人に助成、この不妊治療は、県内では他市町村より先駆けて実施、矢巾町が大切にする子育て支援を大きく支える助成制度であり、朗報も苦難も両面ありますが、今後の少子化対策の成果に大いに期待したいと思います。

予防接種事業として新規に水痘と高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種が追加となり、インフルエンザ補助事業とあわせ、さらなる感染症対策実施により、健康のまちづくりが強化されました。

大雨洪水被害による国民保養センターの災害復旧工事が12月1日完了、オープンいたし、町内における癒やしの場が確保され、さらなるサービスの強化に努めていただきたいと思います。

東小学校関連町道藤沢9号線歩道設置測量に着手され、より安全、安心な通学ができるようになります。平成27年度内の早期の完成を望むものであります。

学校給食につきましては、町内農産物の使用にこだわり、使用割合56.5%という高い割合で安心、安全な給食が提供され、農業の町にふさわしい対応に感謝申し上げます。

ごみの減量化について、青空教室や資源回収、リサイクルなどの減量化啓発に取り組んでおりますが、減量化にさらなる取り組みを期待いたしたいと思っております。

平成22年度から工事にかかわっております本町の大規模プロジェクト矢幅駅前地区区画整理事業は、国の交付金の関係により次年度へ一部工区がずれ込むものの、工事は計画どおりに進められており、評価できます。

公営企業会計決算については、平成26年度から公営企業会計は新会計制度が適用となり、資本に計上の借入金起債に計上され、企業財務状況の貸借対照表において資本が大幅に減少、負債が大幅に増加、補助金を外部から受け入れる資本の会計処理方法や関係の収益の考え方が変更となり、このことで経営成績を示す損益計算書において利益が前年度に比較して大幅な増加となっておりますが、他の内容も含め健全経営であります。

以上のとおり特筆すべき点を掲げ、平成26年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定を含む9議案につきまして賛成の討論を終了しますが、議員皆様方の賛成をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、多くの職員の方々のご尽力に感謝申し上げます。

○議長（廣田光男議員） ほかにありませんか。

14番、小川文子議員。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。私は、一般会計を初め9議案に反対の立場で討論をいたします。

平成26年度の財政状況を見ますと、一般会計、各特別会計及び第三セクターまでの町全体の債務金額は321億円、1人当たり120万円となります。実質公債費比率は15.5%で県下で5位、将来負担比率は170.6%で断トツの県下1位であります。このように矢巾町の今の財政状況は大変厳しいものがあり、改善は重要課題でございます。また、この大きな要因は、駅前開発107億円を含む駅周辺開発約200億円によるものでございます。また、駅東西自由通路の維持管理費は、当初計画では年間750万円程度でありましたが、平成26年度は、約4倍の2,700万円余となっております。今後は身の丈を超えた大型開発ではなく、

既存のものを利用し、地域の文化や自然を大切にしたい環境にやさしいまちづくりを進めていくことが求められます。そしてさらなる借金をふやさない健全な財政運営が求められます。

税行政については、困難な分野ではございますが、改善を求めるものです。特にも国保税は、町民にとって大きな負担となっており、差し押さえの改善を求めるものです。

子育て支援では、特に子どもの医療費助成が本町はおくれた分野でありました。少子高齢化を見据えて今後保育料の軽減とあわせ、さらなる努力が求められます。その中であって、今年度は高橋町長のもと通院が小学校3年生まで助成拡大されたことは一歩前進でございますが、さらなる拡充を求めるものでございます。

また、学校教育におきましては、今年度いじめ自殺という痛ましい事件が起きてしまいましたが、これは平成26年度にさかのぼって発生していた事案でございました。本町の教育の信頼を回復するためにも学校も町も、より深い分析と反省に立って進めることが求められます。また、私も議員として、一人の町民として町の宝である子どもたちが安心して学校で学べるように力を尽くしてまいります。一つの提案といたしまして、子どもたちにすぐれた音楽や演劇、芸術に触れる機会をふやし、心を育てる情操教育に一層の力を尽くしていただくことを希望して私の反対討論といたします。

○議長（廣田光男議員） ほかに討論ありますか。

8番、藤原梅昭議員。

（8番 藤原梅昭議員 登壇）

○8番（藤原梅昭議員） 議席番号8番、一心会、藤原梅昭でございます。私は、議案第64号から議案第72号の平成26年度一般会計、特別会計並びに水道事業会計、下水道事業会計の認定に当たり、賛成の討論をいたします。

平成26年度は、第6次総合計画後期基本計画の4年度目という中で一昨年8月9日の大雨災害の復旧事業を最優先とし、住宅地、農地並びに河川橋梁の復旧がほぼなされたことに対し、職員並びに関係各位の奮闘に対し、大いに評価するものであります。ただし、煙山小学校近くの岩崎川橋、南昌山線及び一部の復旧事業については、現在復旧工事が進められており、早期の完成に向け期待するものであります。

また、当年度においても各地での大雨災害、火山噴火、大地震を予兆するような地震が相次いでおります。なお一層の防災体制が重要となってきているので、さらなる町民への意識向上に尽力をお願いしたい。

人口減少、少子高齢化と言われる中で当町だけは微増となっており、今後の岩手医大附属

病院の移転に伴う人口移入も視野に入れ、目標の3万人達成に向けた計画的なまちづくりに期待したいと思います。

健康長寿日本一を掲げる当町として特定健診、特定保健指導の推進は、福祉事業とともにたゆまぬ努力の積み重ねによる向上は、大いに評価しており、今後さらに健康寿命世界一となった日本の中で健康寿命向上を目指した取り組みに期待したいと思います。

税収の確保においても収納率99%と高い値に評価し、さらなる税収増のためには、ふるさと納税、企業ふるさと納税とアイデアも含めた他市町村に負けない取り組みを大いに期待するものであります。

決算状況においては、一般会計ほか4特別会計、2事業会計全てにおいてプラスであることは、財政運営に鋭意努力されたことは、評価大であります。ただし、予算執行において、特に土木費等に不用額が発生しているが、先延ばしされ困っている地域要望である生活道路等の整備など、今後の対応に期待したいと思います。

また、矢幅駅周辺土地区画整理についても計画どおり遂行され、27年度にほぼ完工を期待するものであります。

水道、下水道事業における利益は、一昨年の水害時あるいは東日本大震災時にも問題なく、水が供給できたように今後も安全、安心な事業維持管理等を優先に長期的、計画的な安定した事業経営を行っていることに評価いたします。

以上、平成26年度一般会計並びに特別会計、事業会計の全ての会計の決算認定の賛成討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） ほかに討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第64号 平成26年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第64号 平成26年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり



り認定されました。

議案第65号 平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第65号 平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

議案第66号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第66号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

議案第67号 平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第67号 平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

議案第68号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第68号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

議案第69号 平成26年度矢巾町水道事業会計決算認定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第69号 平成26年度矢巾町水道事業会計決算認定については原案のとおり認定されました。

議案第70号 平成26年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第70号 平成26年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については原案のとおり可決されました。

議案第71号 平成26年度矢巾町下水道事業会計決算認定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第71号 平成26年度矢巾町下水道事業会計決算認定については原案のとおり認定されました。

議案第72号 平成26年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第72号 平成26年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については原案のとおり可決されました。

---

○議長（廣田光男議員） ここで町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） ただいま廣田議長からお許しをいただきましたので、一言御礼のご挨拶

拶をさせていただきます。

まずもって廣田議長を初め議員各位におかれましては、今月1日から本日までの18日間、まさに長丁場にわたりまして定例会9月会議、よく言われます決算議会におきまして、一般質問、そして私ども当局からご提案をさせていただきました各議案につきましてご可決を賜りましたことに改めて心から感謝を申し上げる次第であります。

一般質問につきましては、昆秀一議員、村松信一議員、そして廣田清実議員、赤丸秀雄議員、齊藤正範議員、そして山崎道夫議員、小川文子議員、川村よし子議員の8名の議員さん方から大きく分けまして18項目にわたるご質問をいただいたわけですが、私どももそのご質問をなされていただきました内容につきまして今後しっかり取り組んでまいりたいと、こう思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

それから、各議案におきましては、報告が2件、諮問が2件、そして議案が22件の合わせて26件にわたるそれぞれの議案の中で特にも人権擁護委員の人事の関係でございますが、岩清水の細川栄子さん、そして西徳田の山本加代子さんを引き続きご推薦をいただきましたこと、そして教育委員には北伝法寺の大坊一男さんに、それぞれ皆様方からご同意をいただきましたことに改めて感謝を申し上げる次第であります。

それから、先ほど予算決算常任委員会の山崎委員長からの審査報告にもございましたが、私どもそれぞれ7つの会計の補正予算、決算につきまして審査報告にございました附帯決議につきましても職員一丸となって今後取り組んでまいる覚悟でございますので、廣田議長を初め議員各位の皆様方におかれましては、どうか今後とも大所高所の立場から私どものご指導、ご助言をしていただきますことを改めて心からお願いを申し上げまして御礼のご挨拶にかえさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長（廣田光男議員）　ここで暫時休憩します。

高橋町長ほか参与の方々には退席されて結構でございます。

午前11時11分　休憩

-----  
午前11時20分　再開

○議長（廣田光男議員）　再開します。

-----  
日程第19　発議案第16号　矢巾町議会事務局処務規程の一部を改正する訓

令について

○議長（廣田光男議員） 日程第19、発議案第16号 矢巾町議会事務局処務規程の一部を改正する訓令についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

9番、川村農夫議員。

（9番 川村農夫議員 登壇）

○9番（川村農夫議員） 発議案第16号 矢巾町議会事務局処務規程の一部を改正する訓令について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの改正は、政務活動費関連の例規が制定されたことから、処務規程をより適正にすべく今回改正するものであります。

改正内容であります。事務局処務規程第4条、処務に関する事項中「議会に属する予算及び経理事務に関すること。」については、議会事務局の職員で町長部局の職員に併任されている者が処理すべき事務に関する規程第2条で規定されていることから削除し、ことし4月から運用されている政務活動費に関することをより明確に、具体的に追加するものであります。

また、第6条事務局長の専決事項についても同様に政務活動費収支報告書等の閲覧の承認に関することを追加するものであります。

そのほかの改正は、あわせて文言の整理を行うものであります。

議員各位のご理解、ご賛同をお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

11番、高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 説明はわかりましたけれども、ぜひこういう内容は、事前に議員にこういうやつが出るよというようなことを報告してもらえればなと思っております。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 議長からお話しをいたします。議会運営委員会において各派の代表の方には、各派の議員に伝えるように申し述べてあることをつけ加えます。

それでは、ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。発議案第16号 矢巾町議会事務局処務規程の一部を改正する訓令についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、発議案第16号 矢巾町議会事務局処務規程の一部を改正する訓令については原案のとおり可決されました。

---

日程第20 発議案第17号 私学教育を充実・発展させるための意見書の提出について

○議長(廣田光男議員) 日程第20、発議案第17号 私学教育を充実・発展させるための意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明を求めます。

5番、齊藤正範議員。

(5番 齊藤正範議員 登壇)

○5番(齊藤正範議員) 提案理由の説明を申し上げます。

前段審査報告で申し述べたとおりでありまして、内容については、お目通し願います。

議員各位のご賛同をいただきますようお願い申し上げて説明といたします。よろしく願いします。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。発議案第17号 私学教育を充実・発展させるための意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、発議案第17号 私学教育を充実・発展させるための意見書の提出については原案のとおり可決されました。

---

○議長(廣田光男議員) 以上をもって9月会議に付託された議案の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成27年矢巾町議会定例会9月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午前11時29分 閉議

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員